

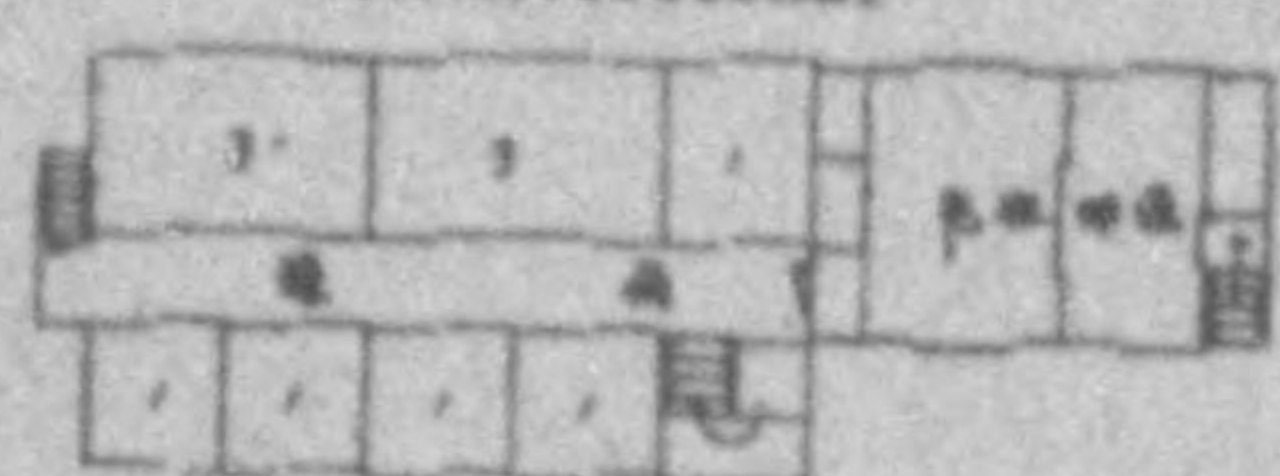
775 013

甲賀郡油日村國民健康保險直營診療所

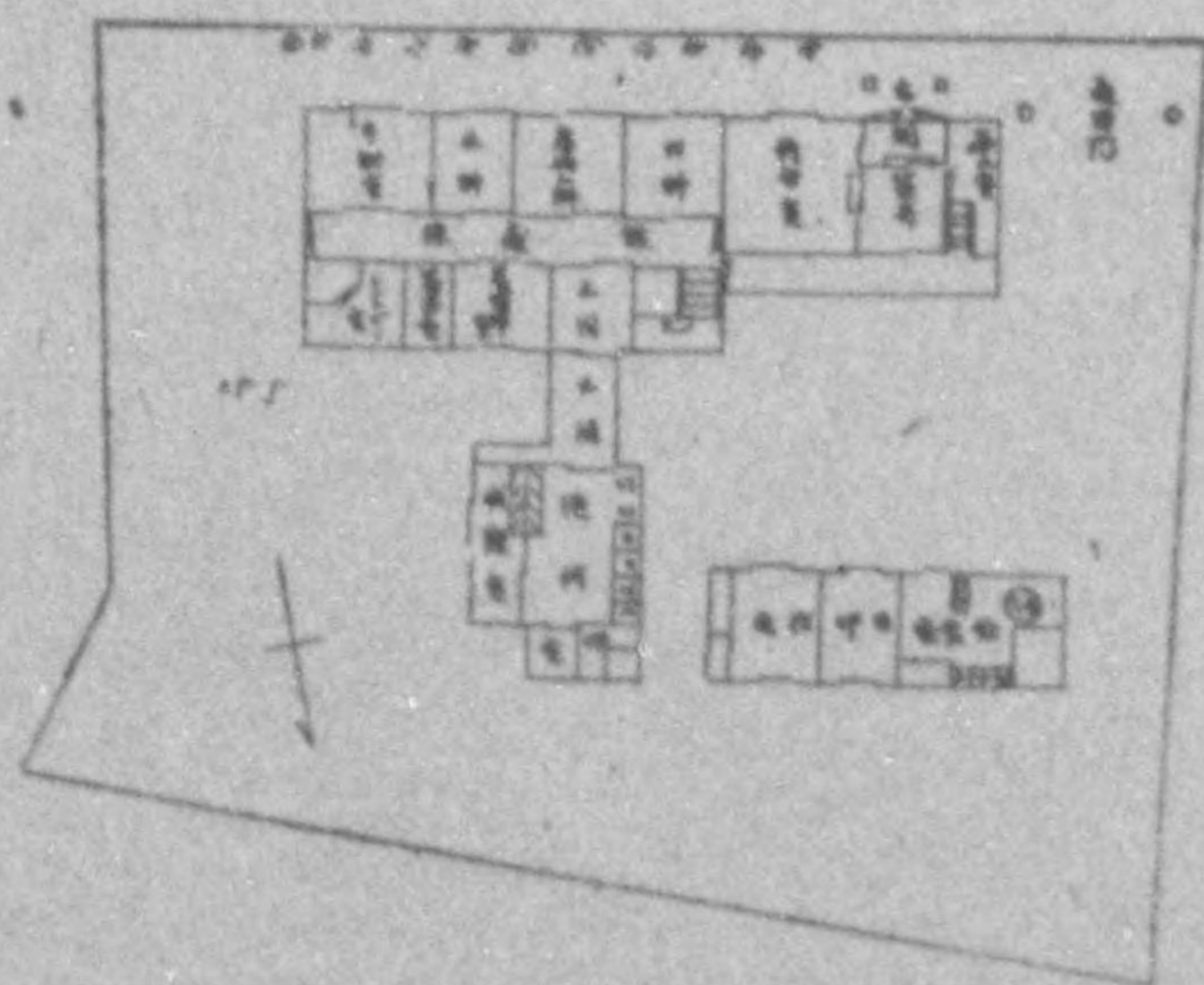


油日村國民健康保險直營診療所

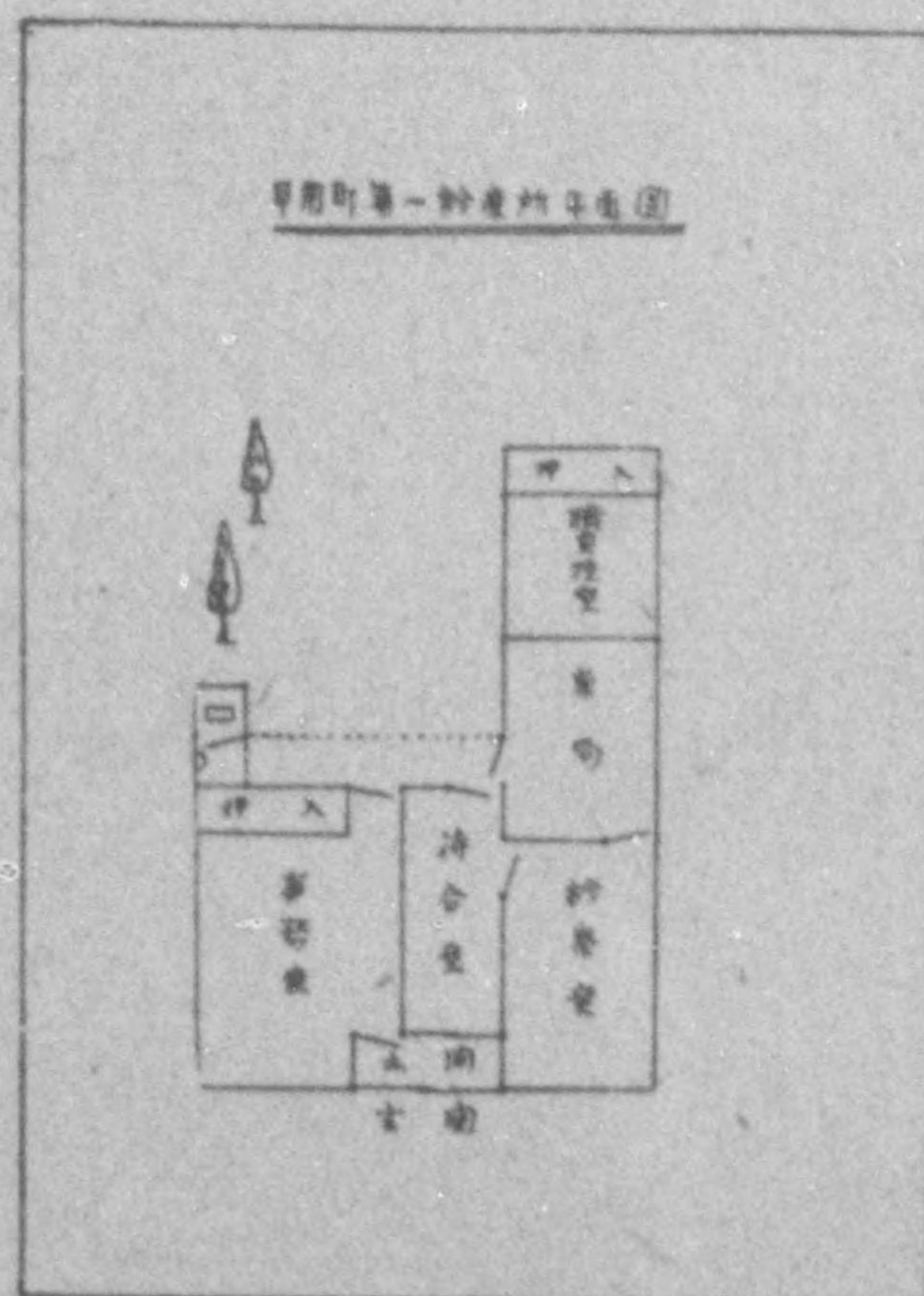
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百



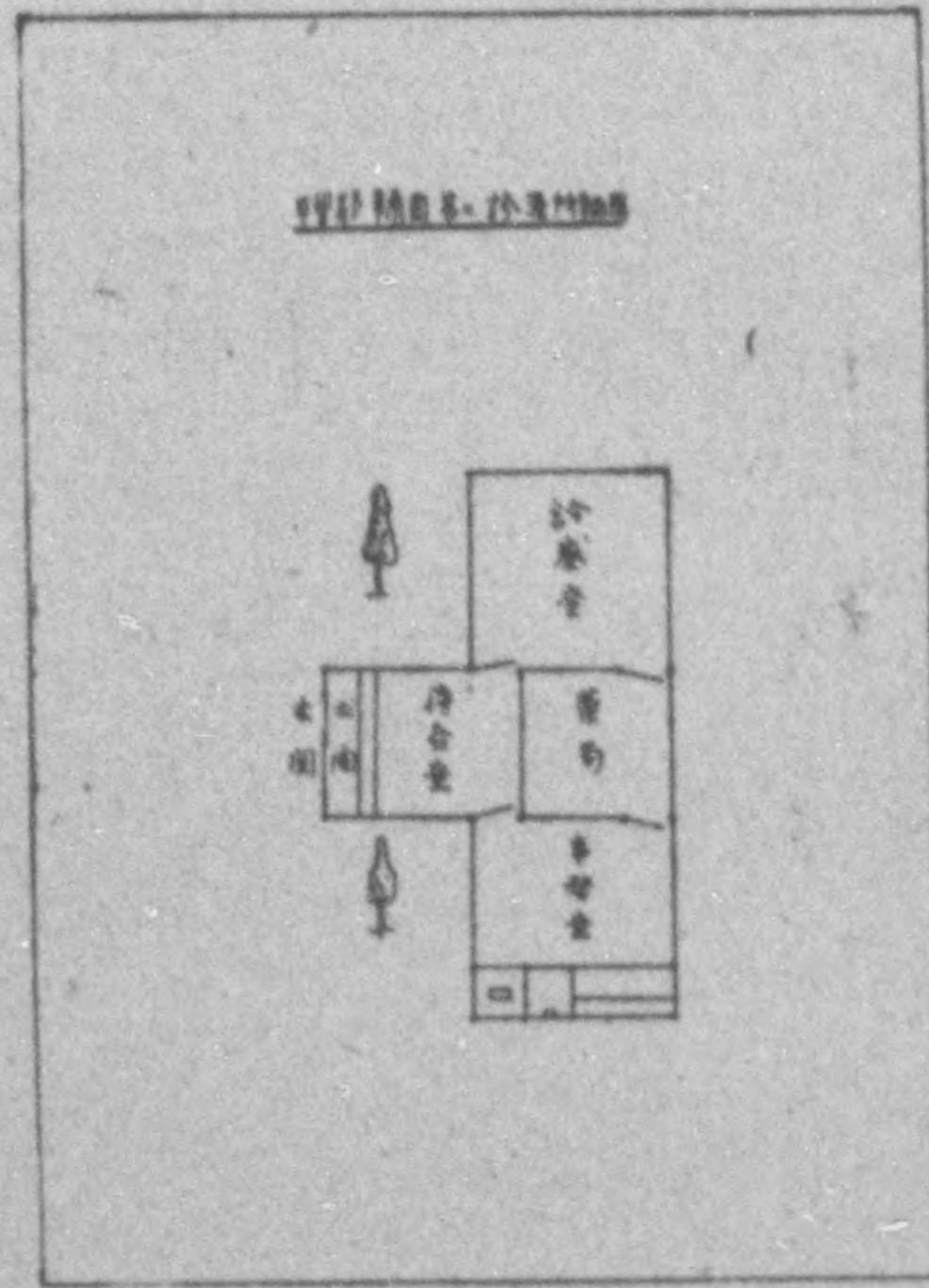
二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百



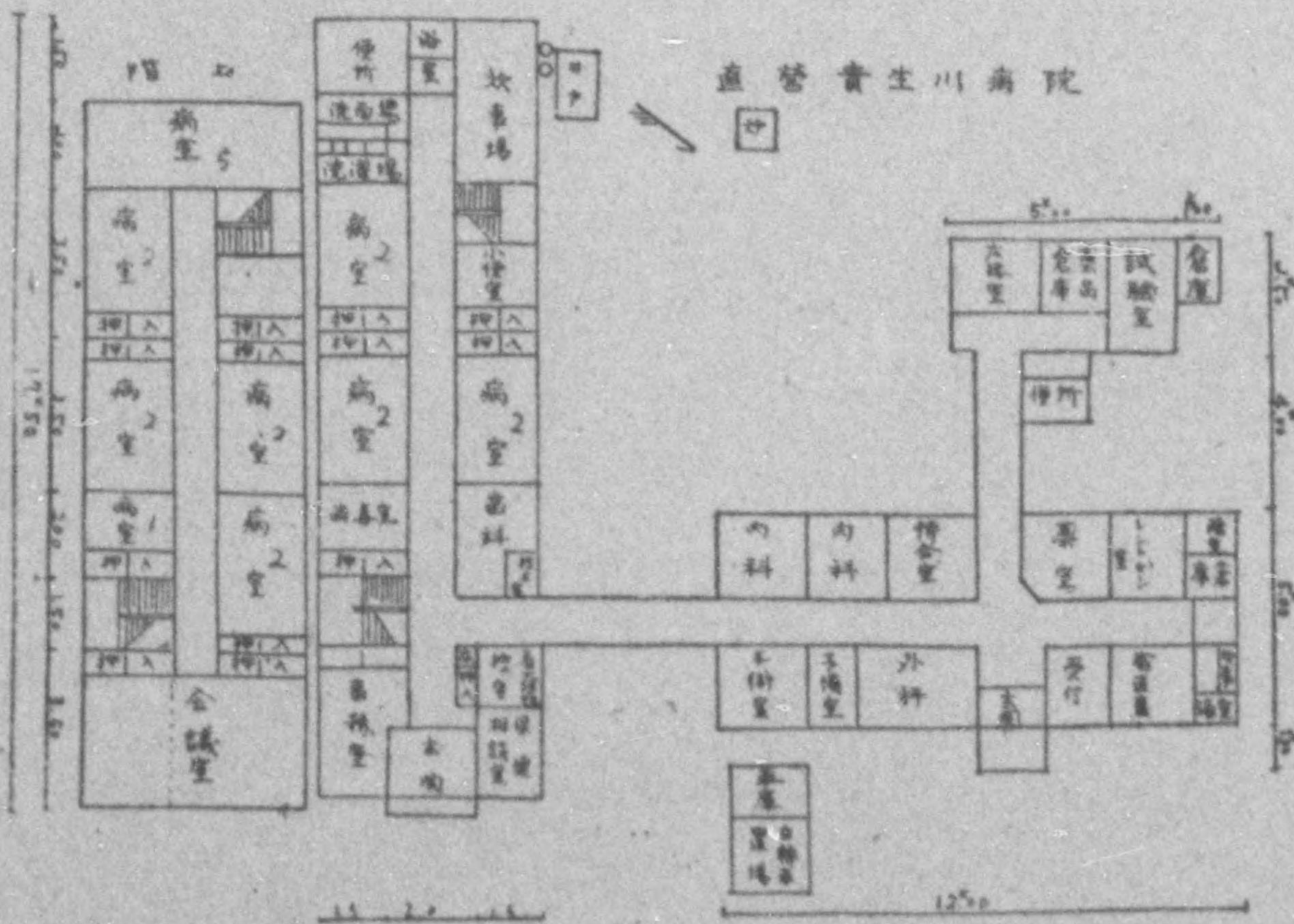
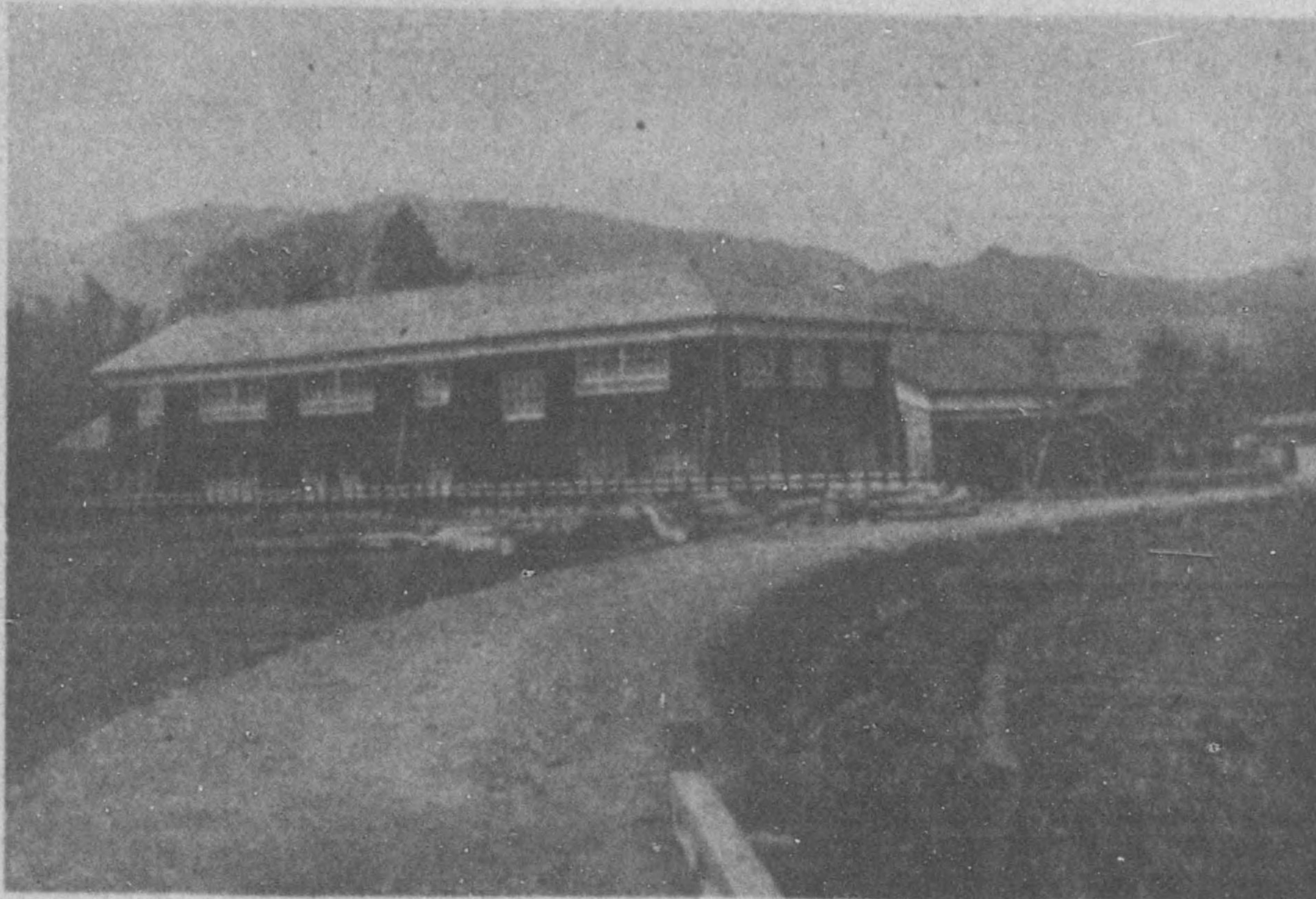
甲賀郡甲南町國民健康保險直營第一診療所



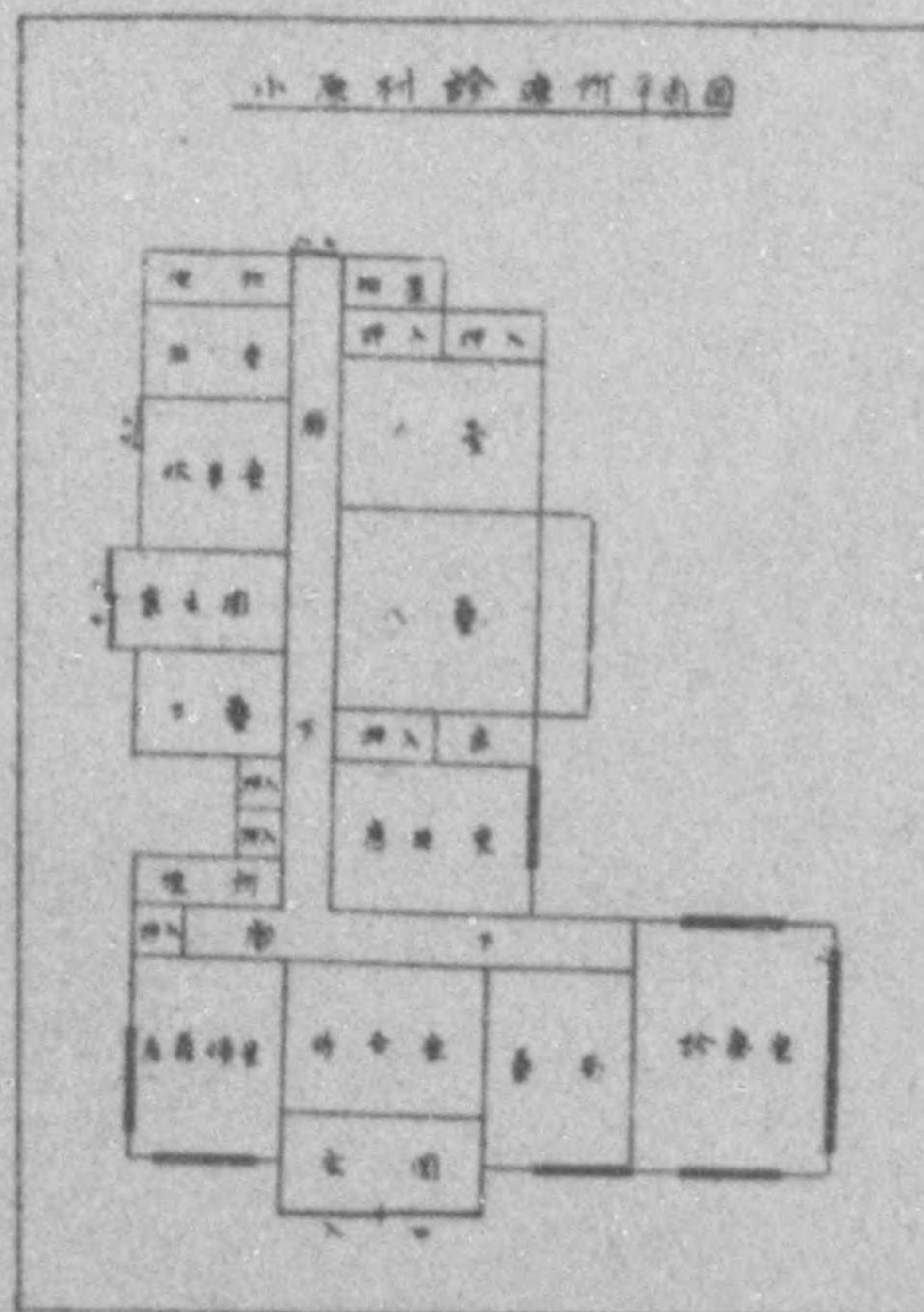
甲賀郡甲南町國民健康保險直營第二診療所



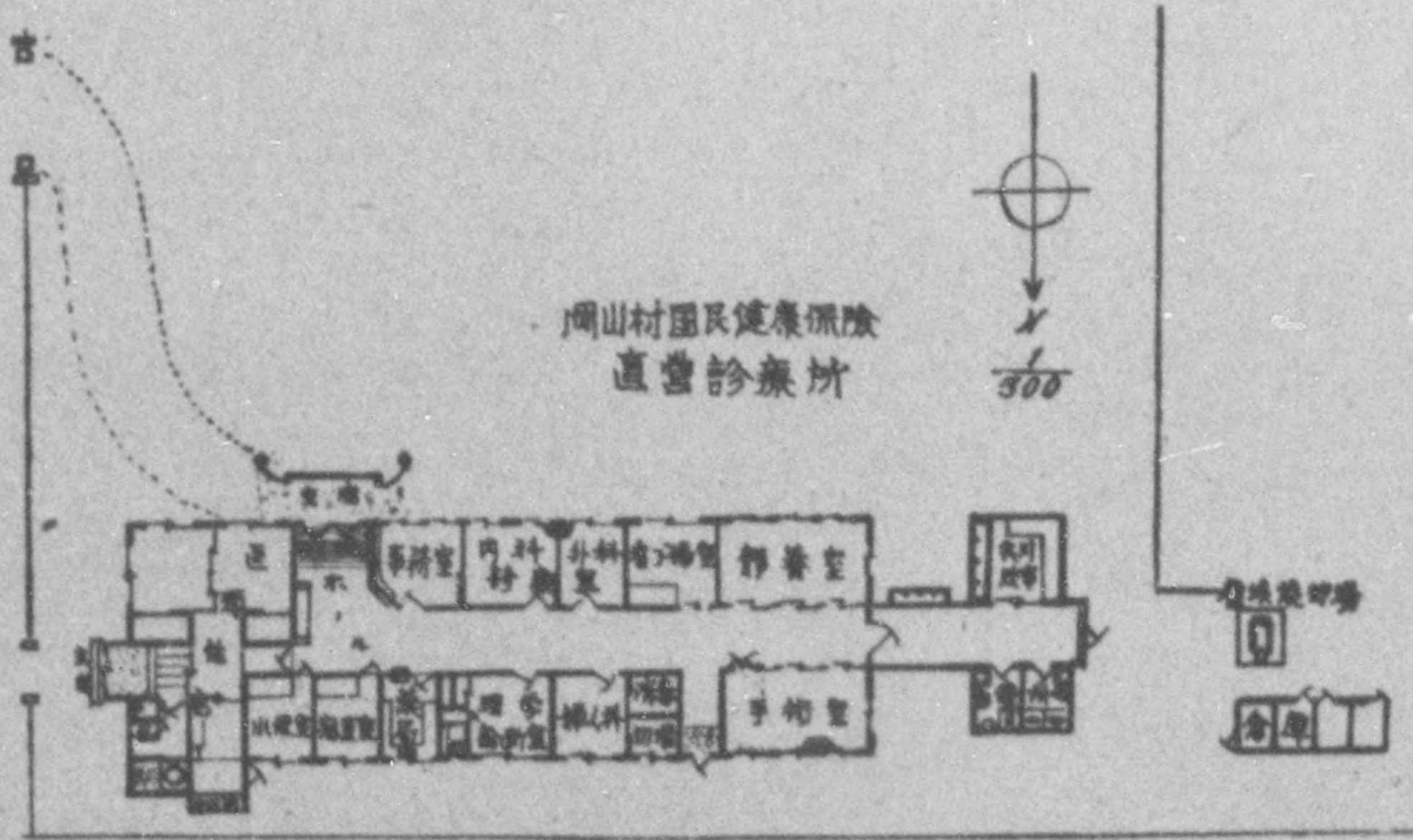
甲賀郡貴生川町國民健康保險直營貴生川病院



甲賀郡小原村國民健康保險直營診療所



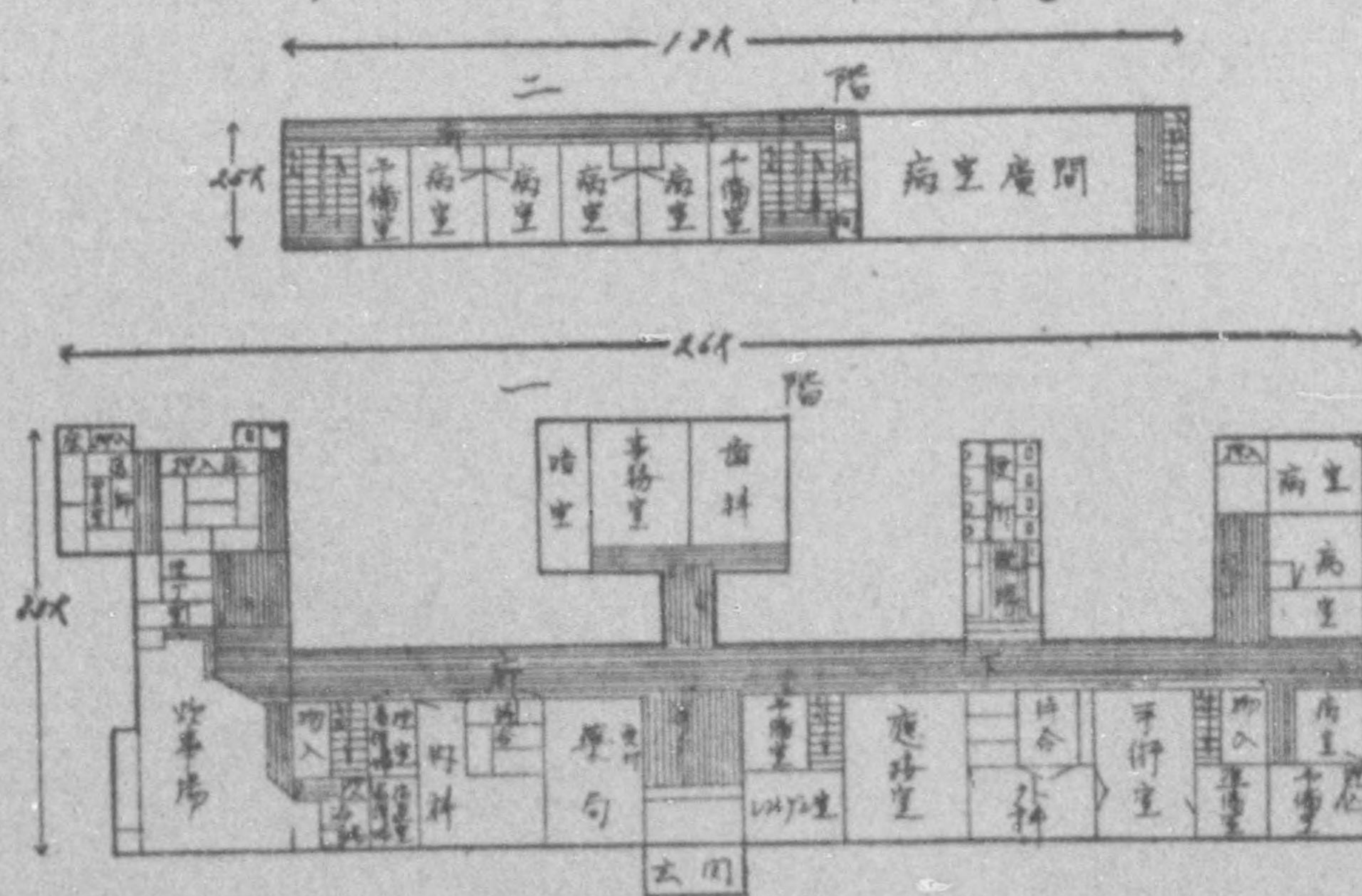
蒲生郡岡山村國民健康保險直營診療所



蒲生郡櫻川村國民健康保險直營診療所

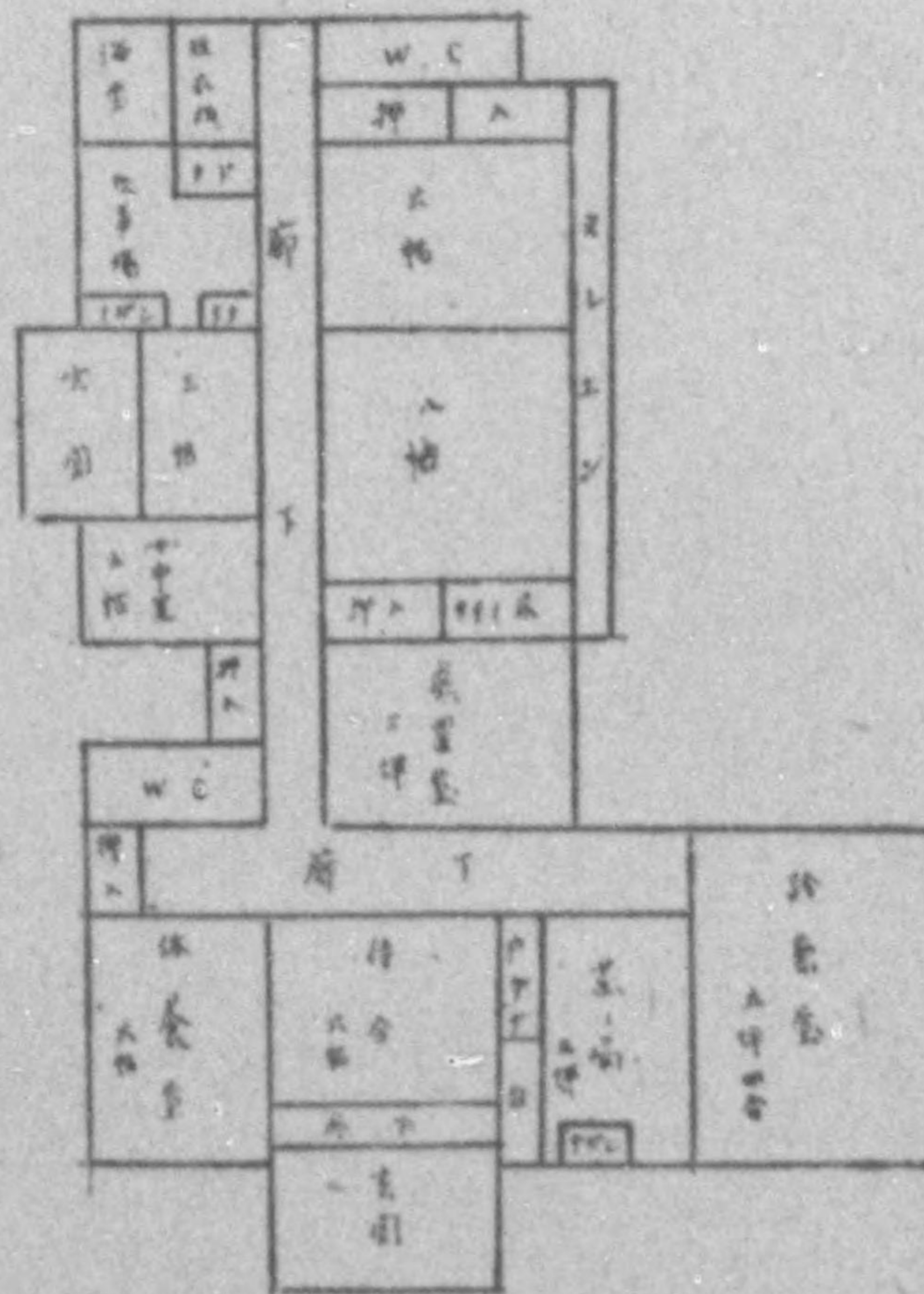


櫻川村國民健康保險直營診療所平面圖

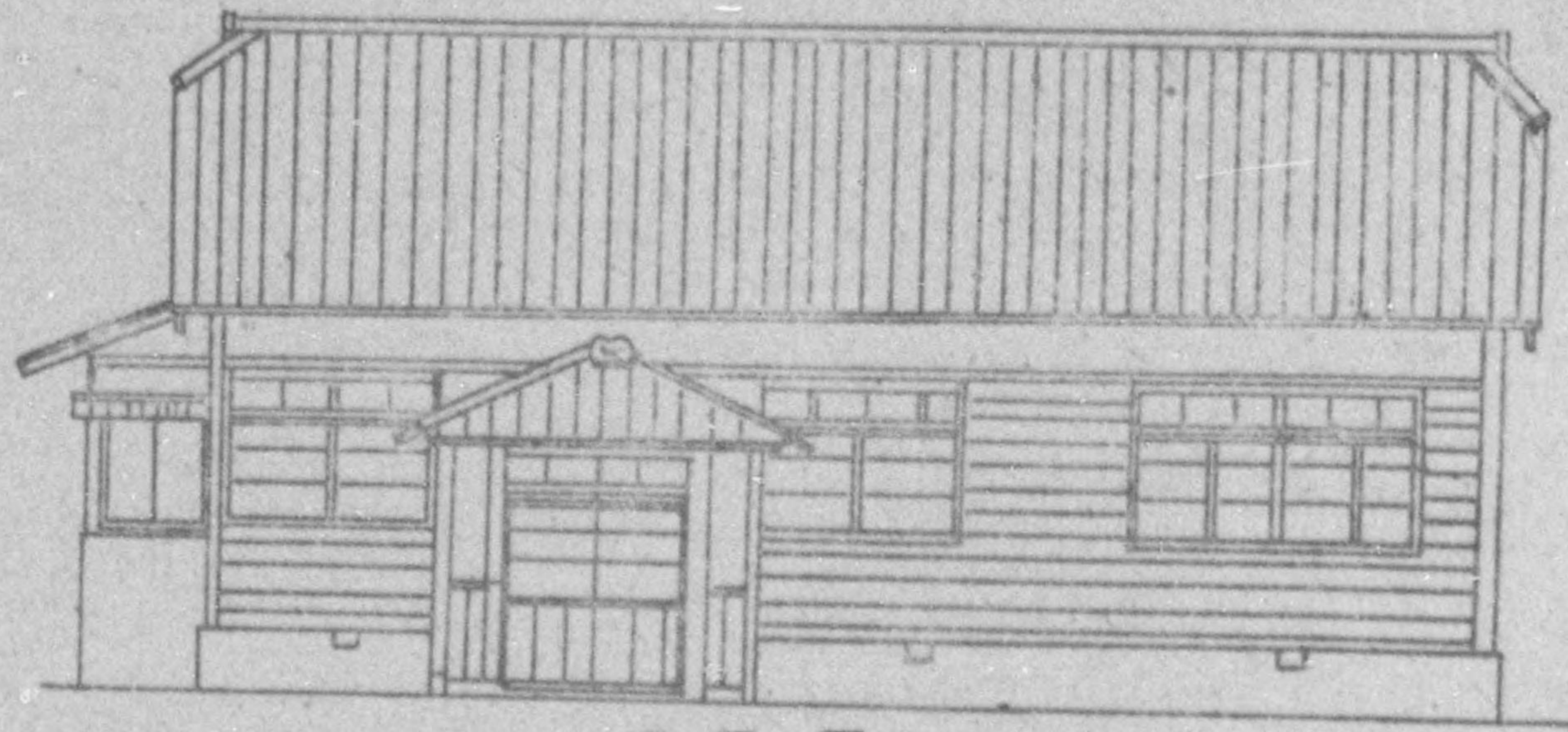


775 013

蒲生郡東櫻谷村國民健康保險直營診療所



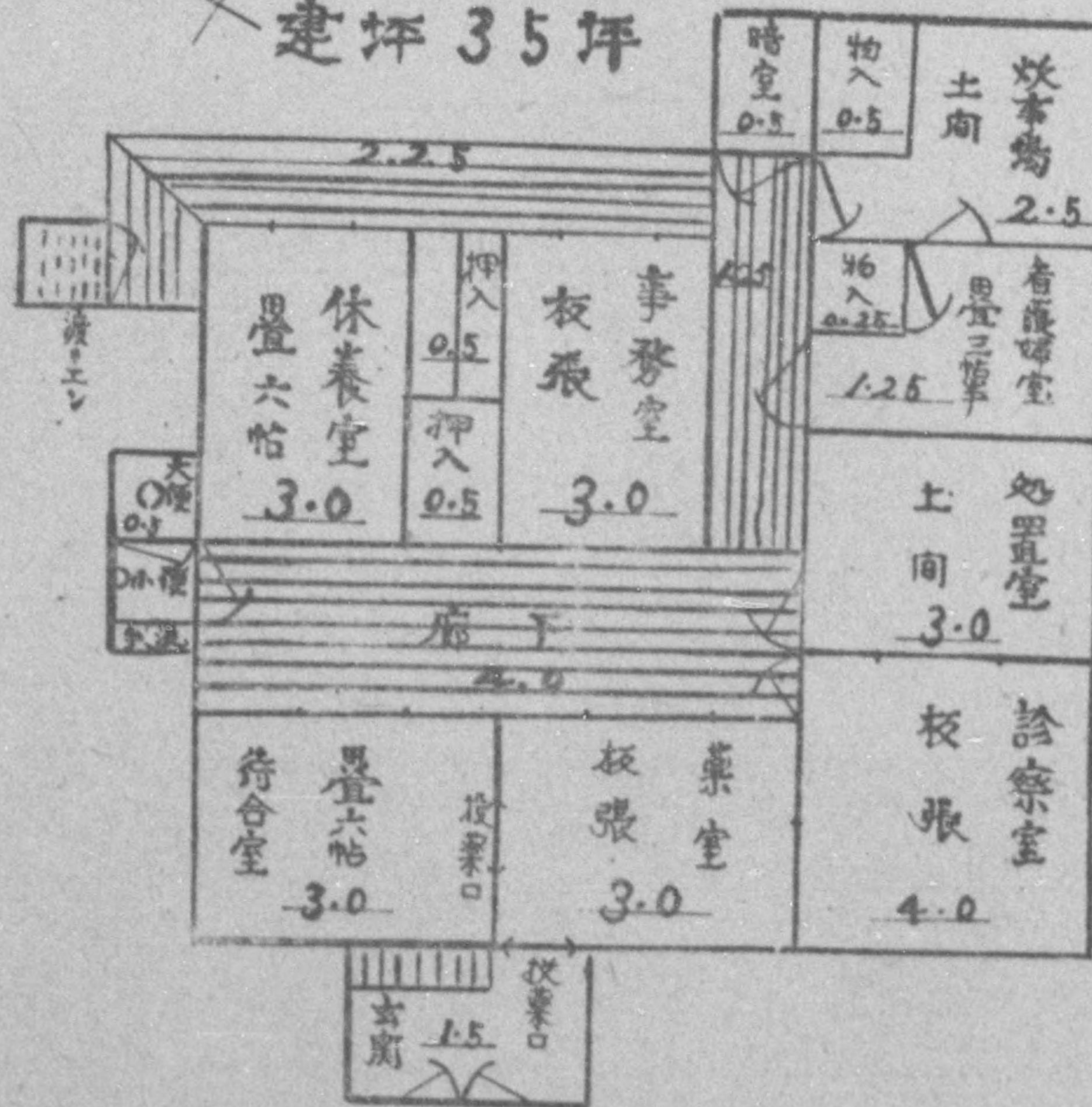
蒲生郡西大路村國民健康保險直營診療所（設計圖）



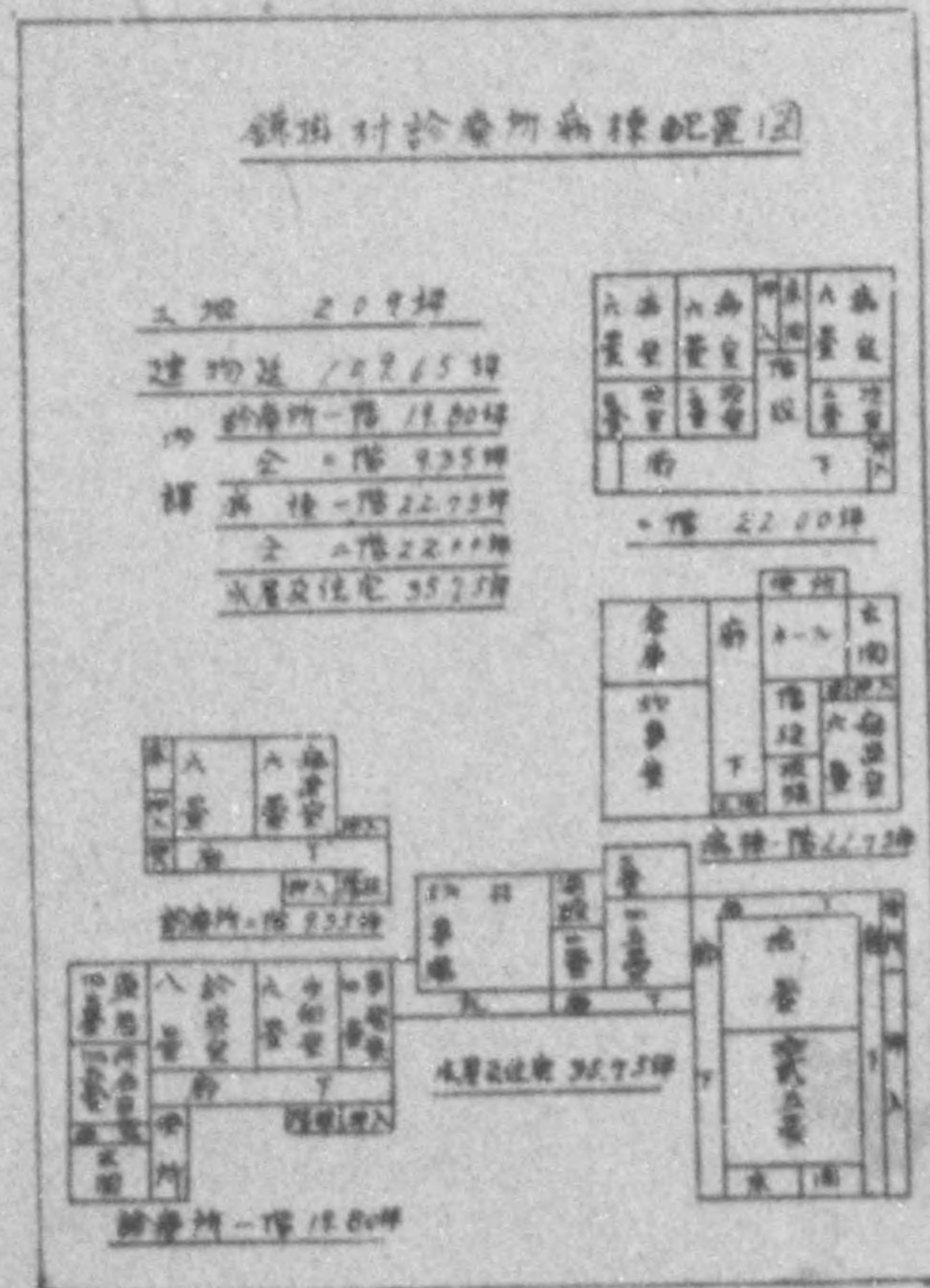
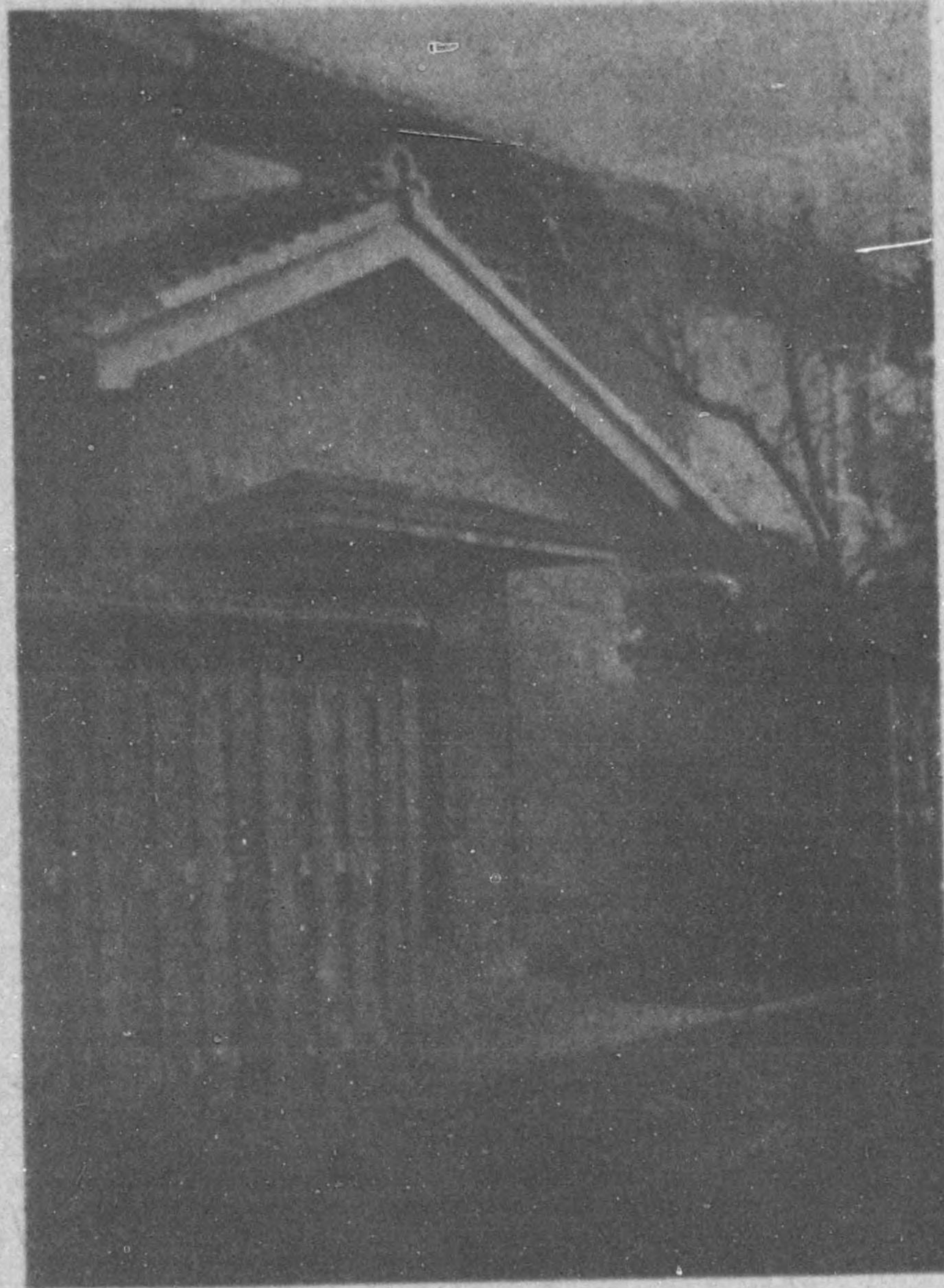
正面圖

西大路村診療所平面圖

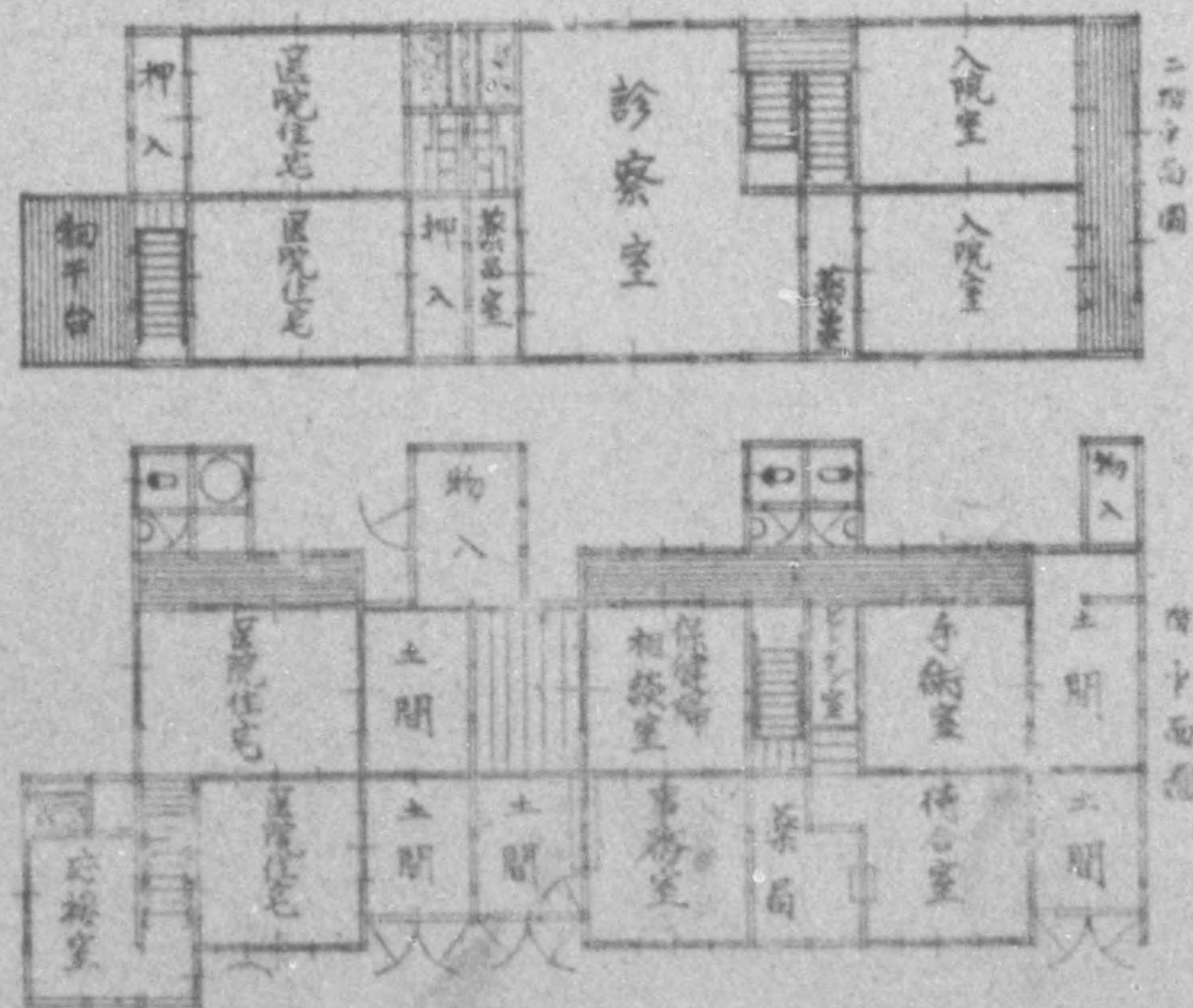
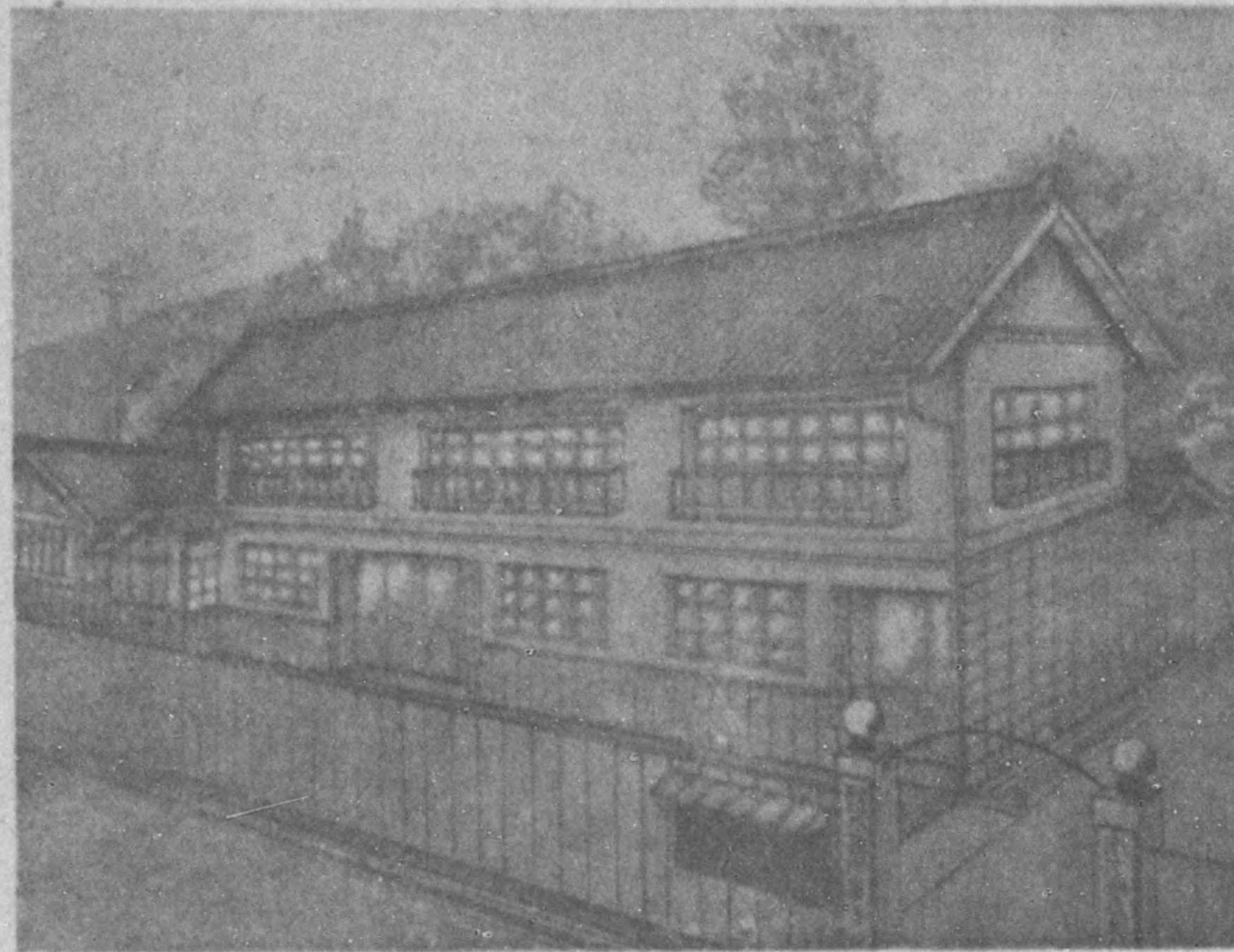
建坪 35 坪



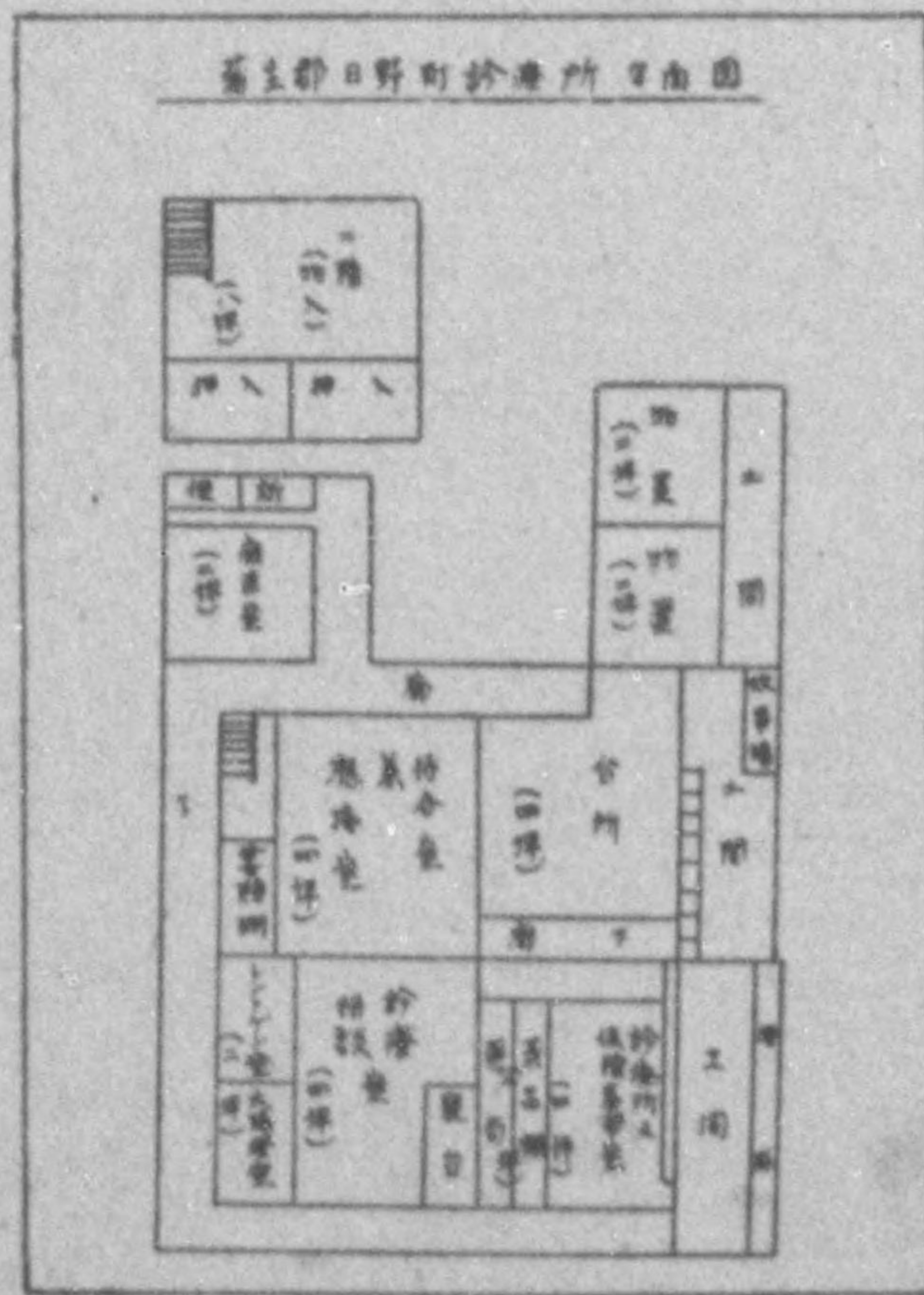
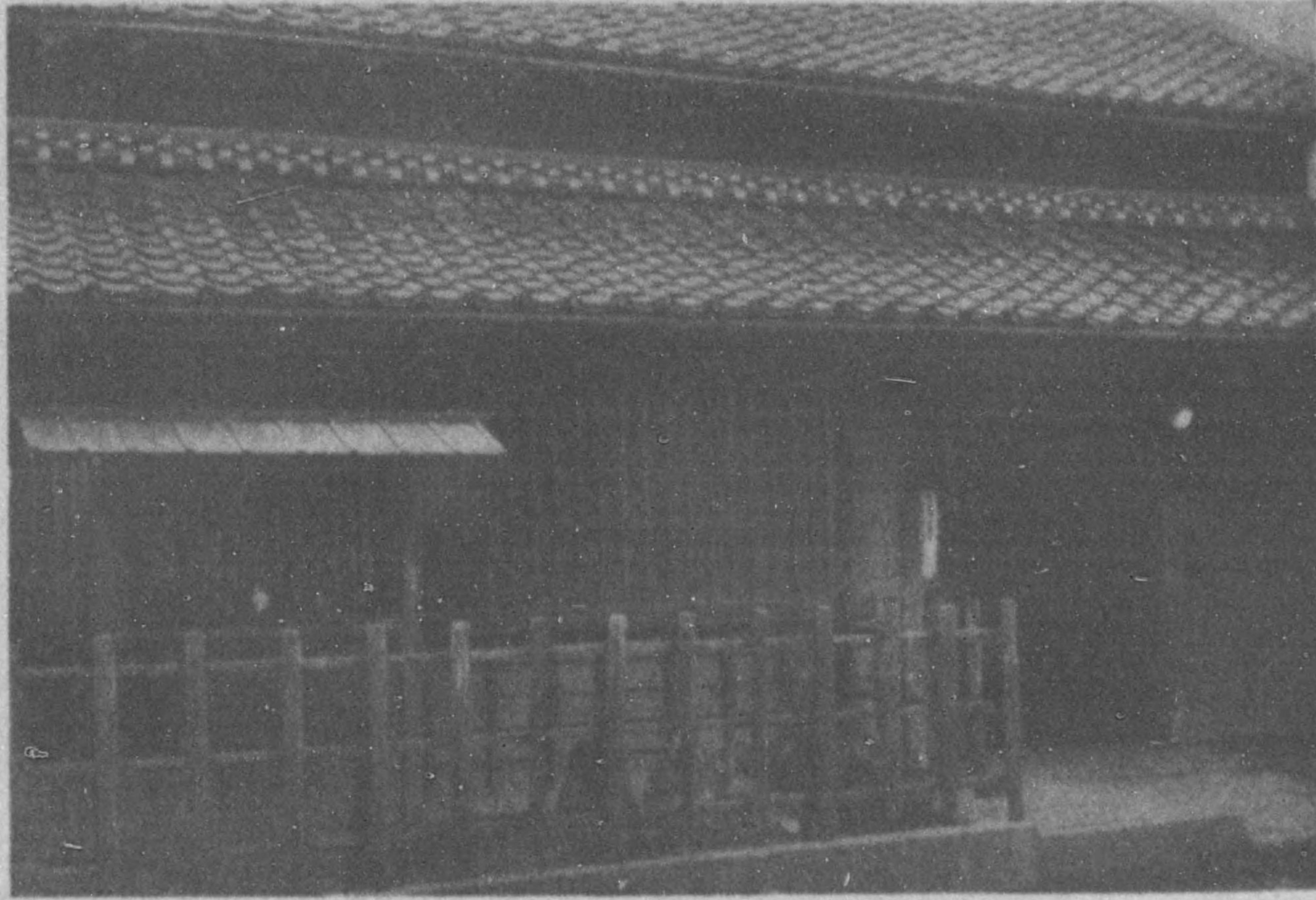
蒲生郡鎌掛村國民健康保險直營診療所



浦生郡南比都佐村國民健康保險直營診療所

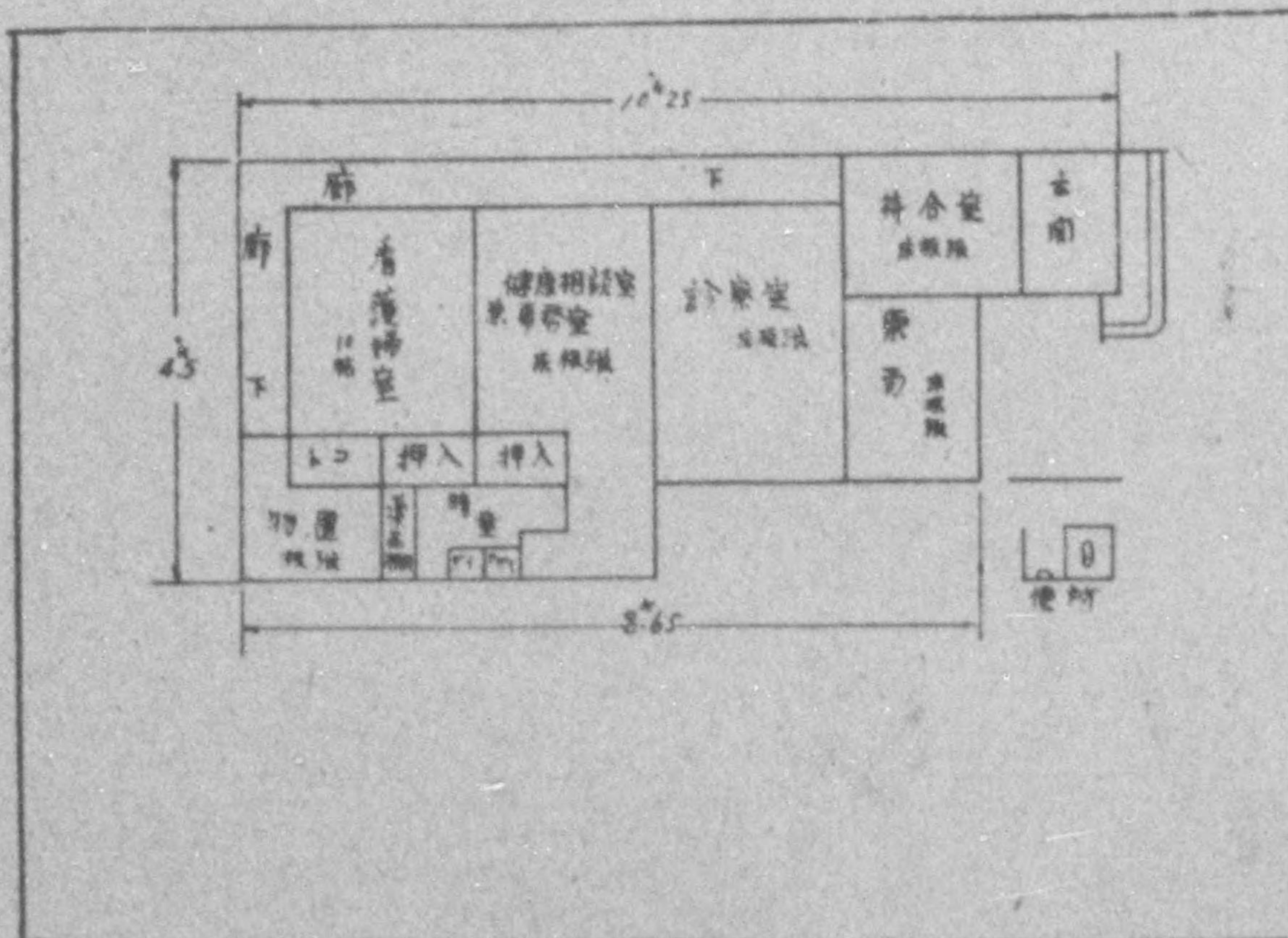
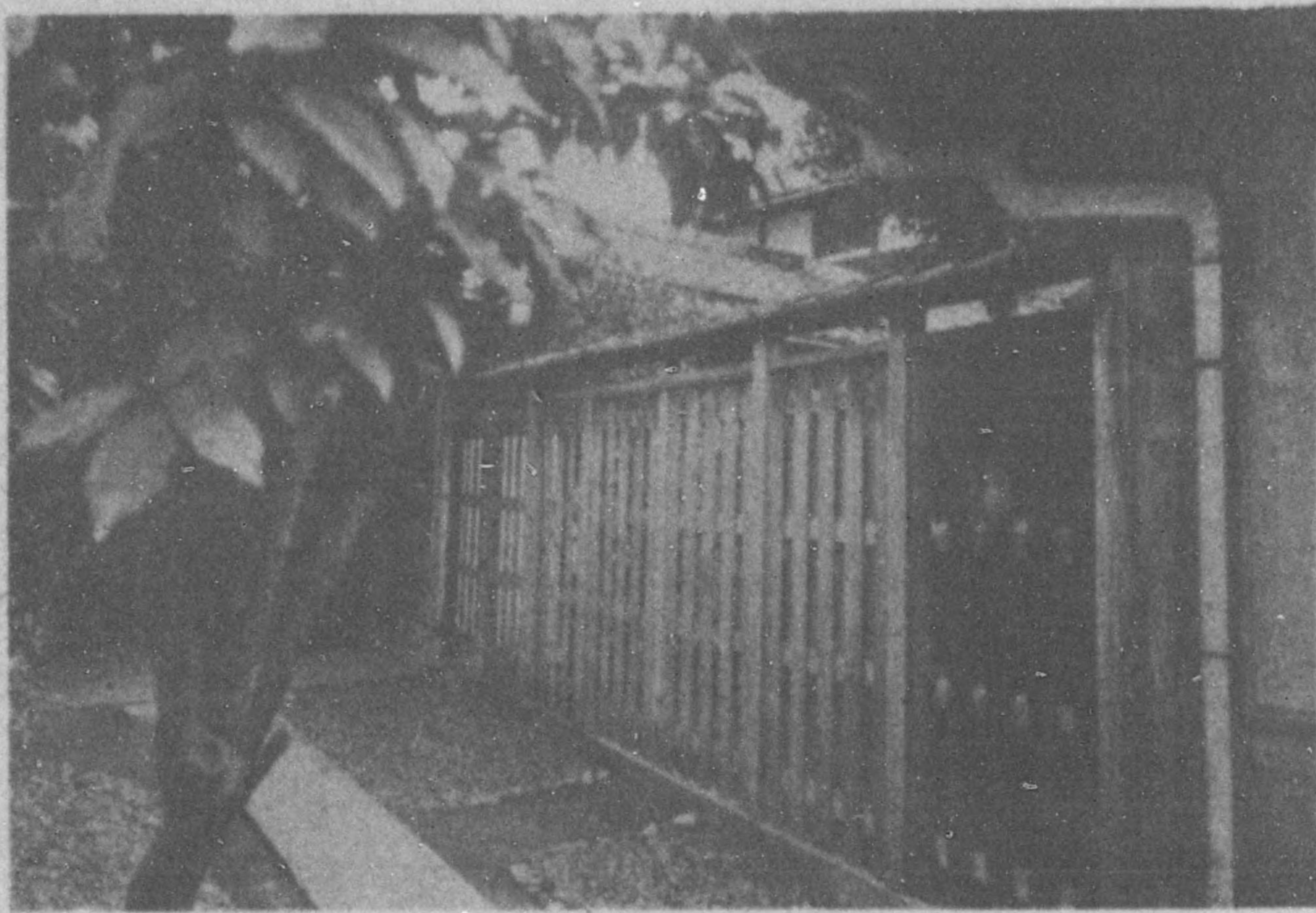


蒲生郡日野町國民健康保險直營診療所

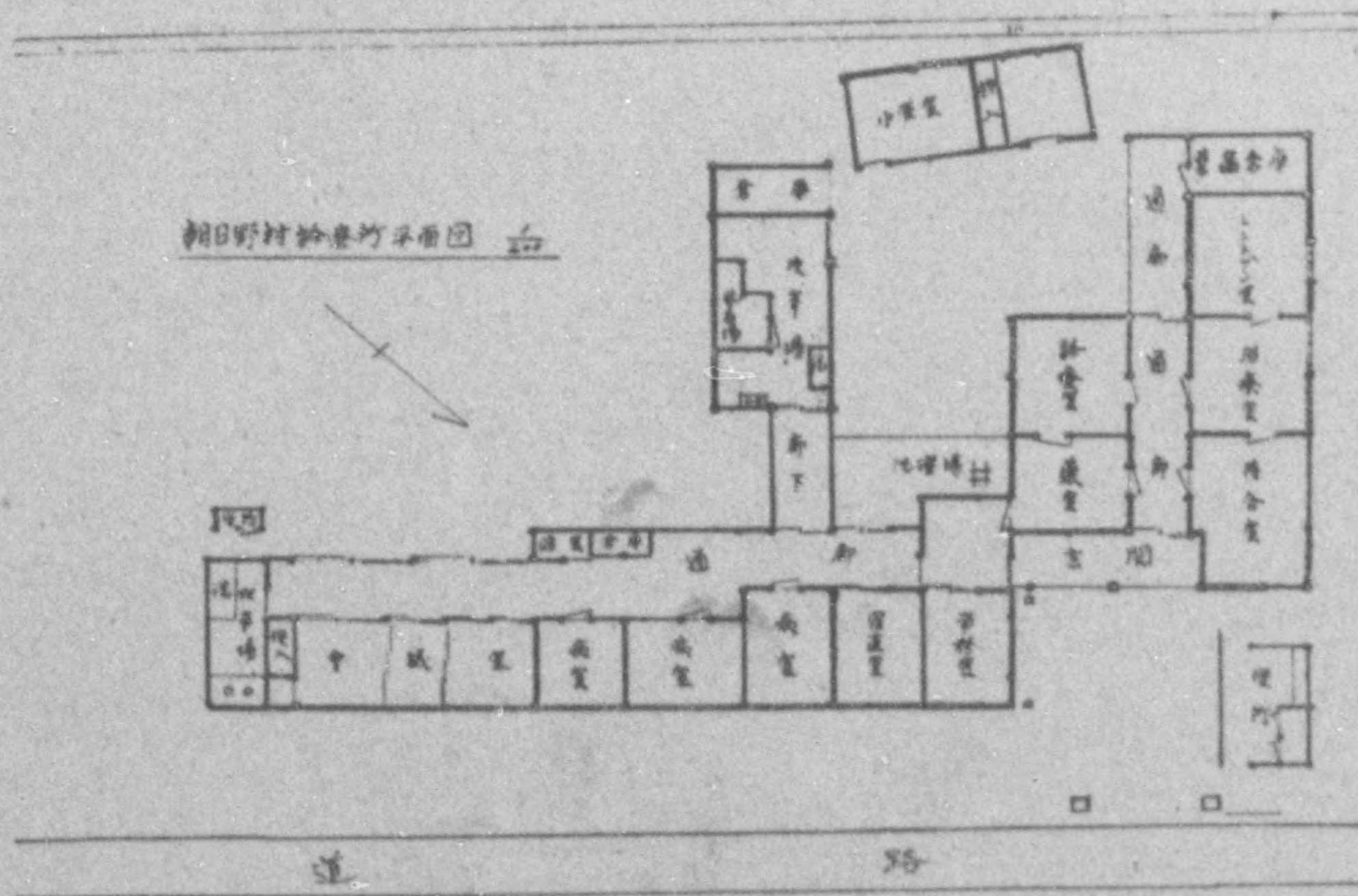


775 013

蒲生郡北比都佐村國民健康保險直營診療所

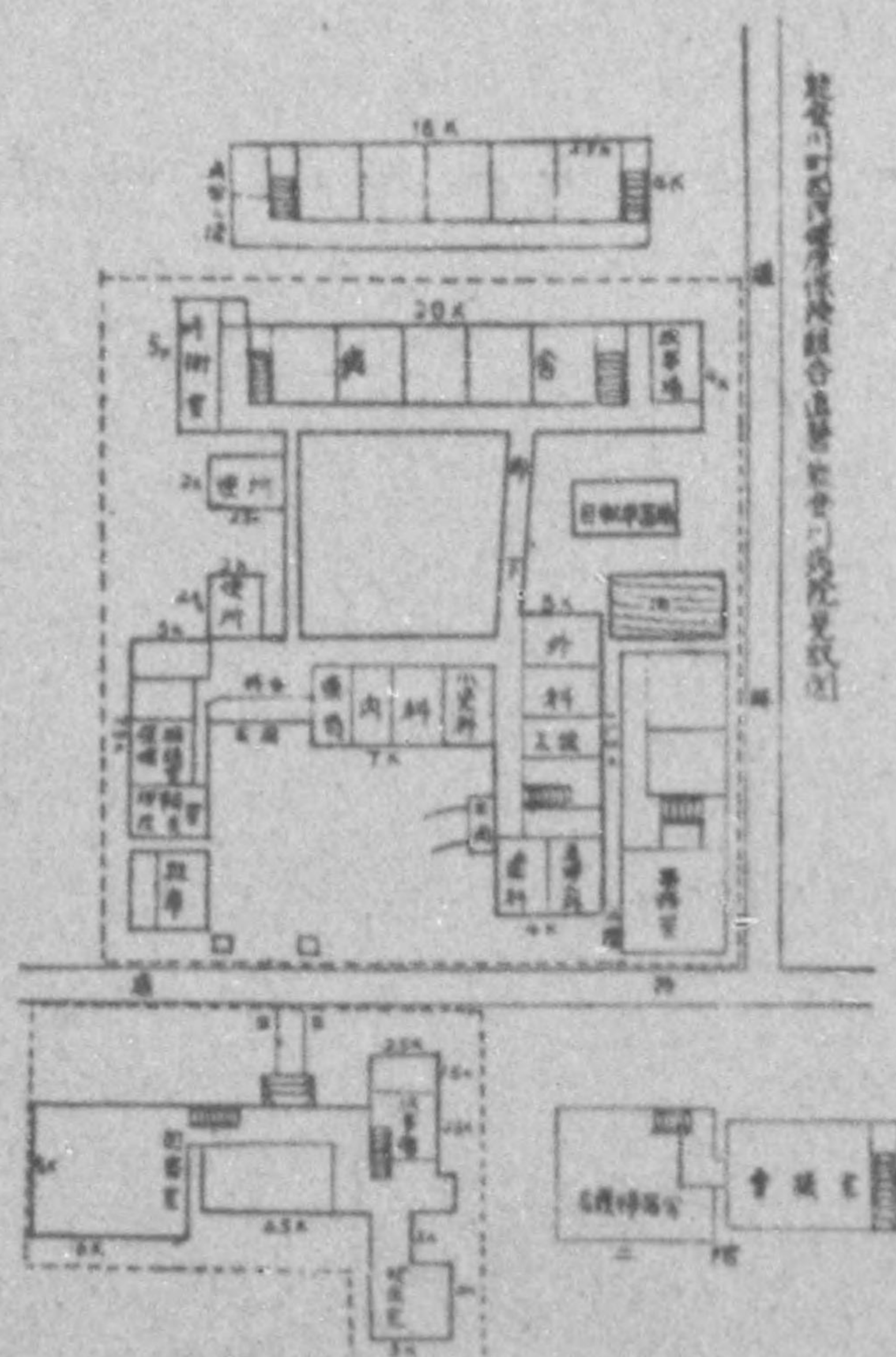


蒲生郡朝日野村國民健康保險直營診療所



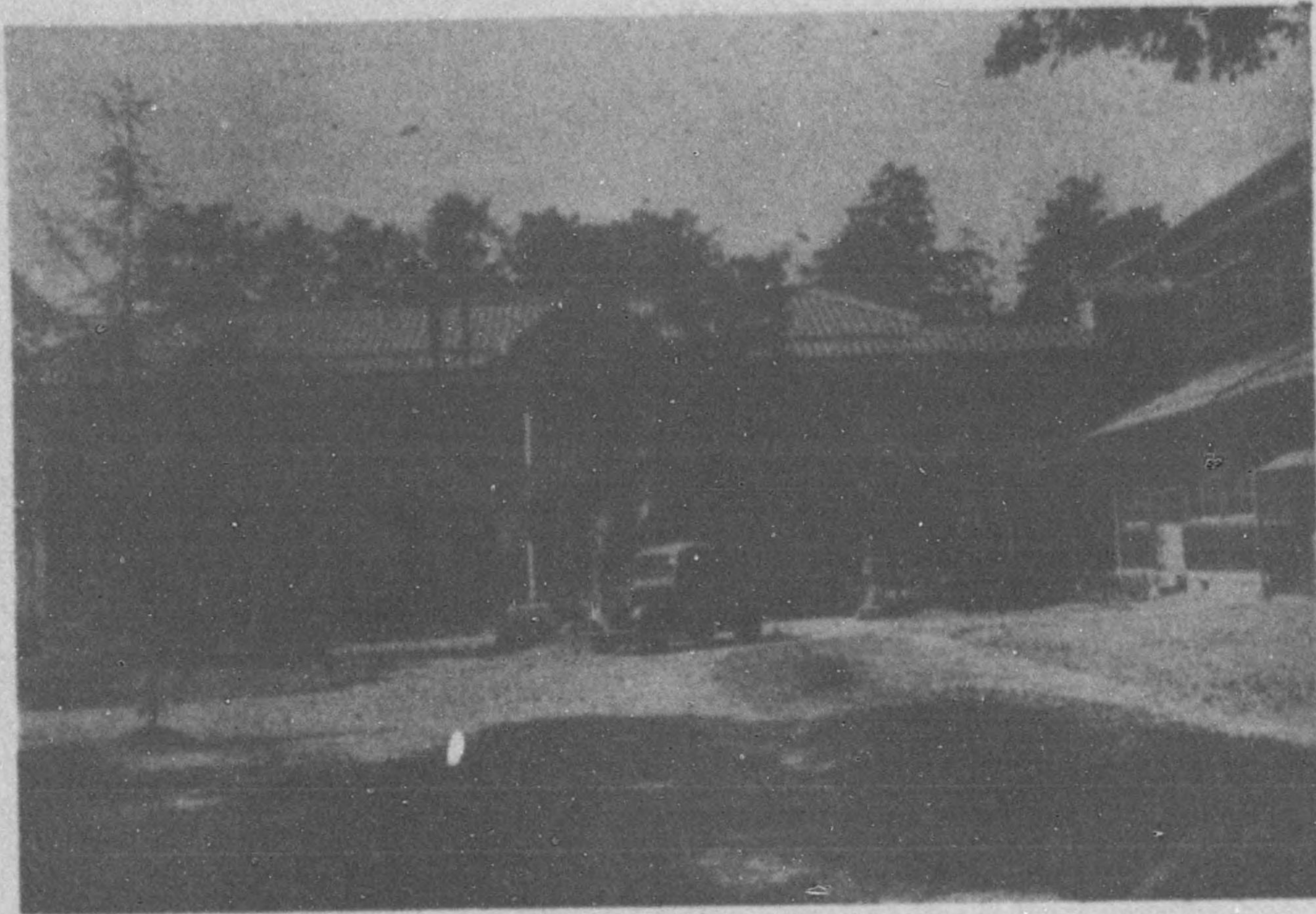
775 013

神崎郡能登川町國民健康保險組合直營能登川病院

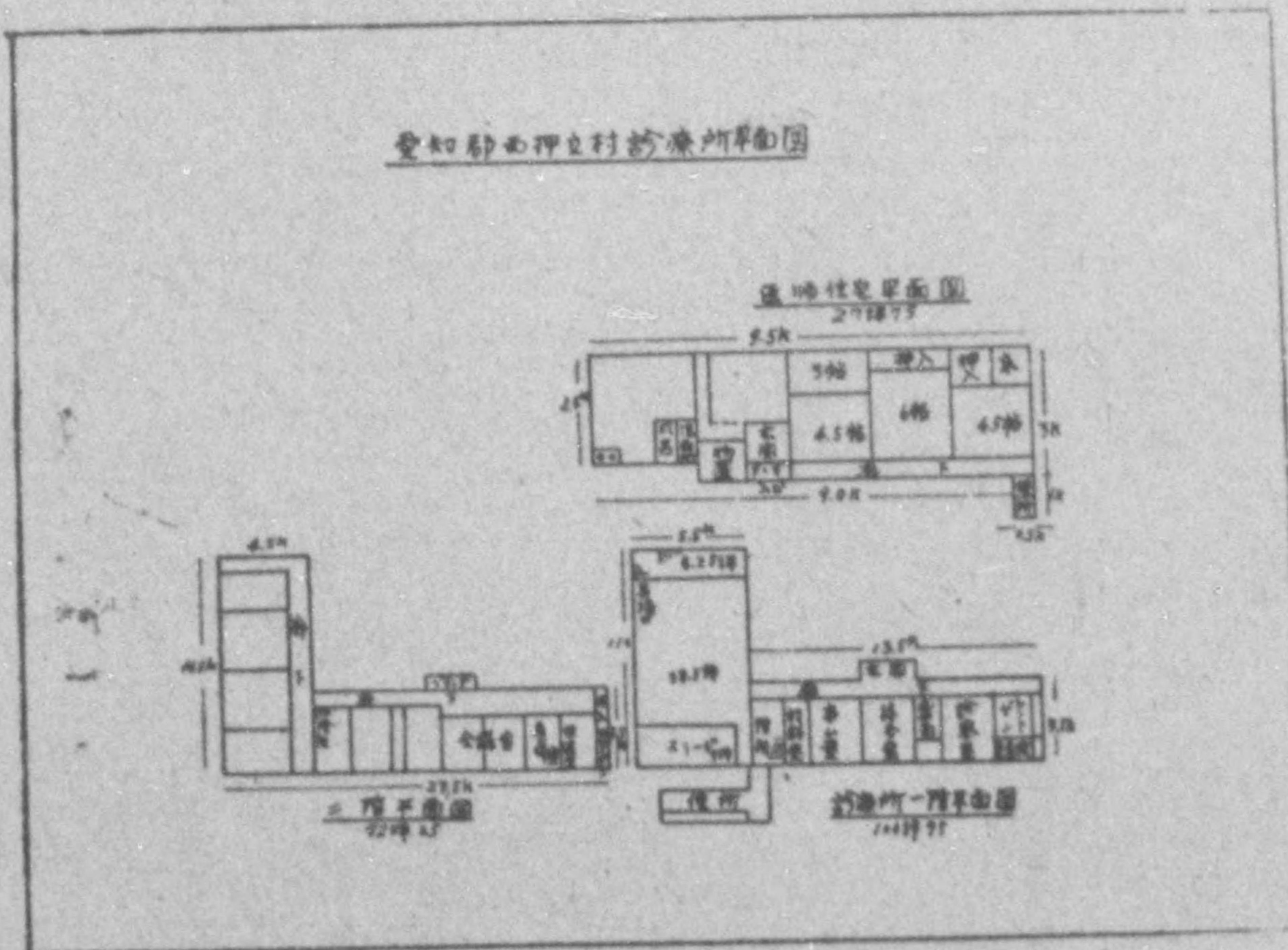


775 013

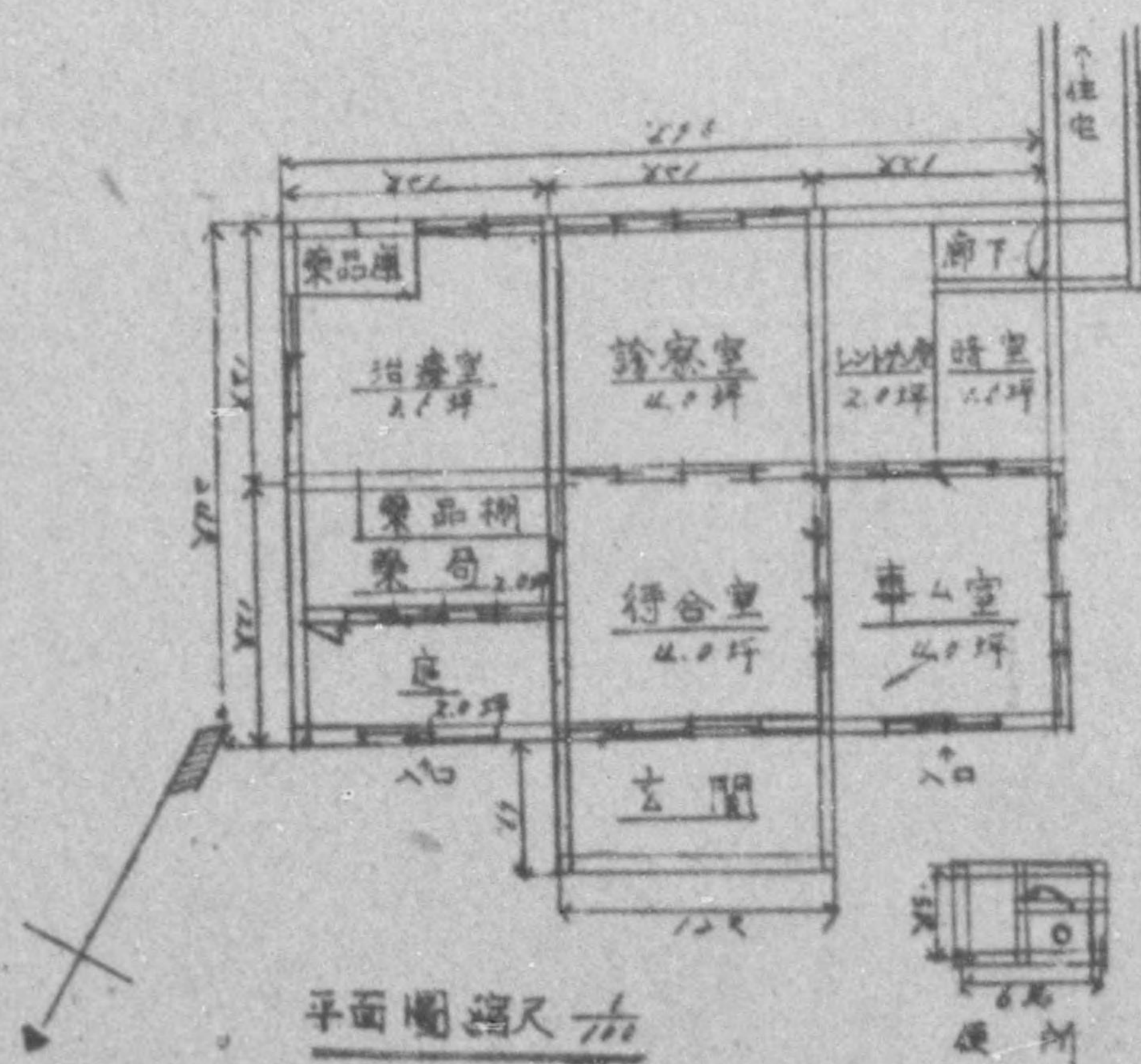
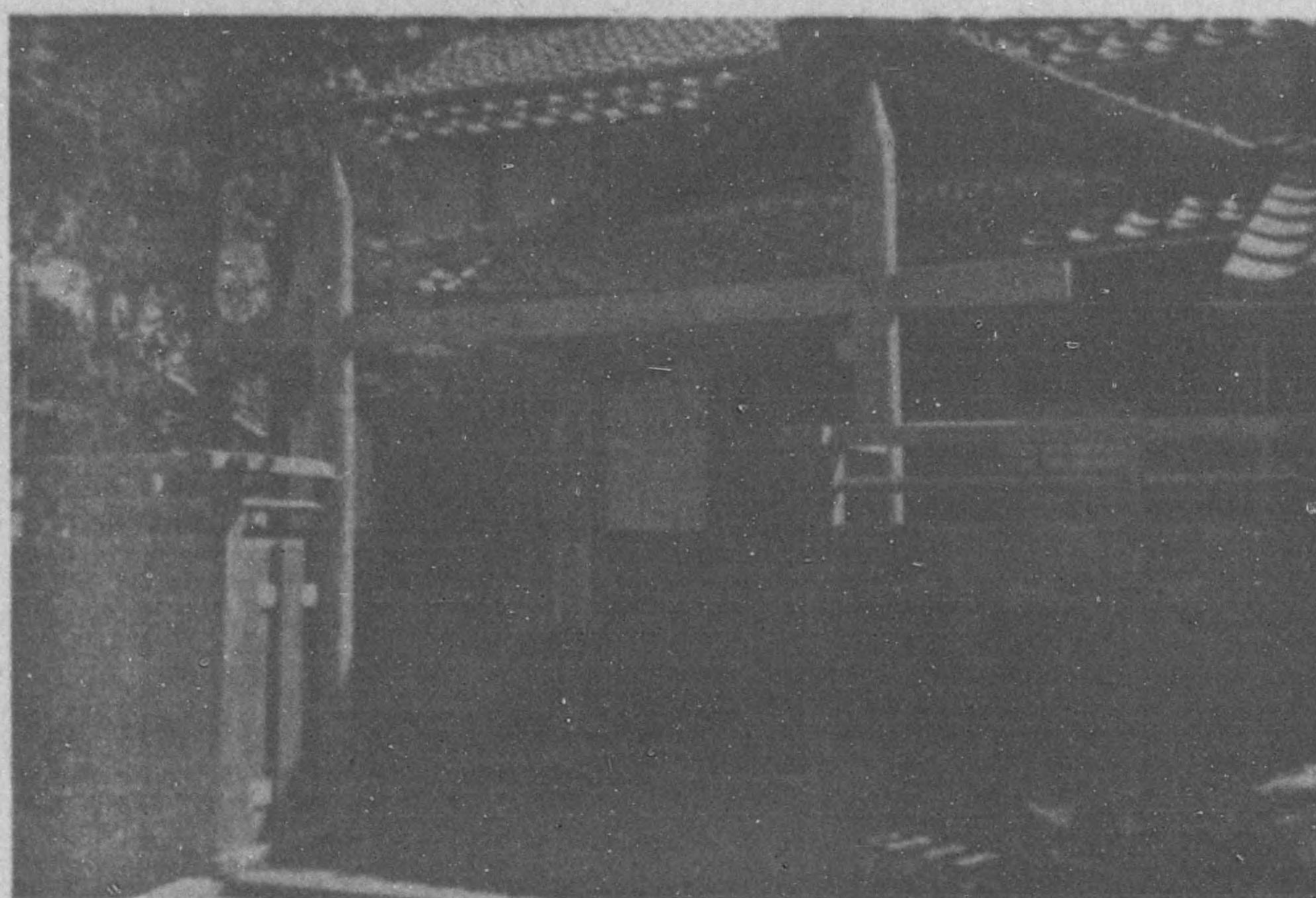
愛知郡西押立村國民健康保險直營診療所



愛知郡西押立村診療所平面図

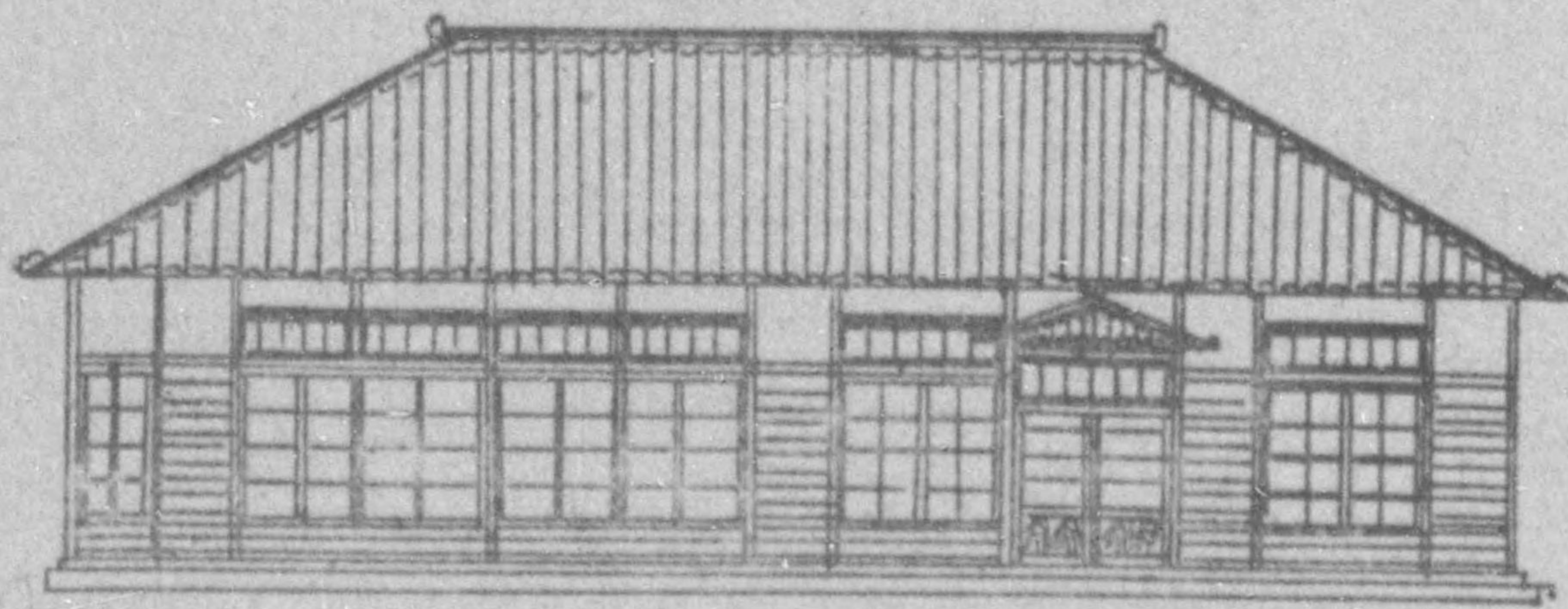


坂田郡柏原村國民健康保險直營診療所

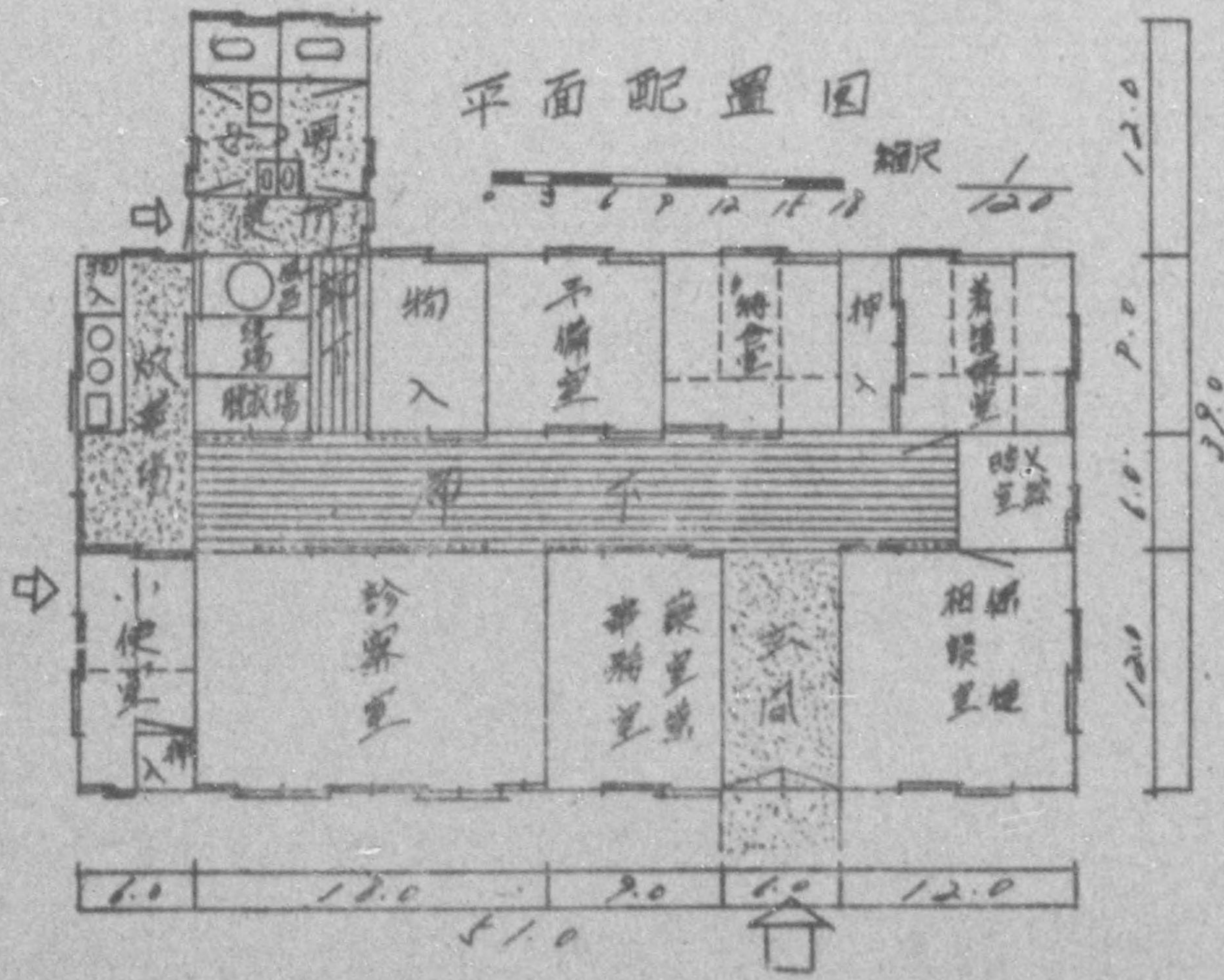


坂田郡伊吹村國民健康保險直營診療所（設計圖）

正面立体图 縮尺 $\frac{1}{100}$



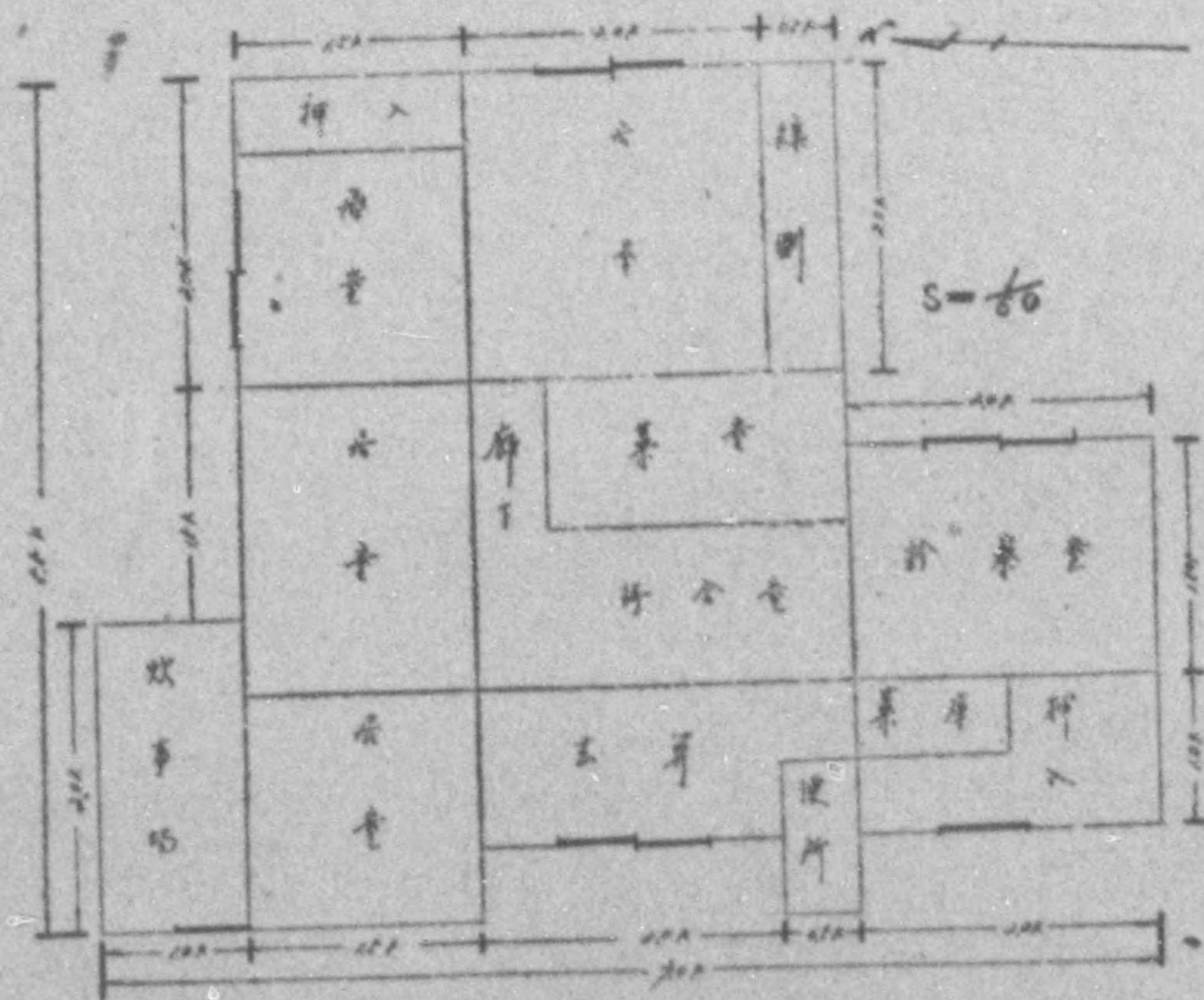
平面配置图



東淺井郡東草野村國民健康保險直營診療所

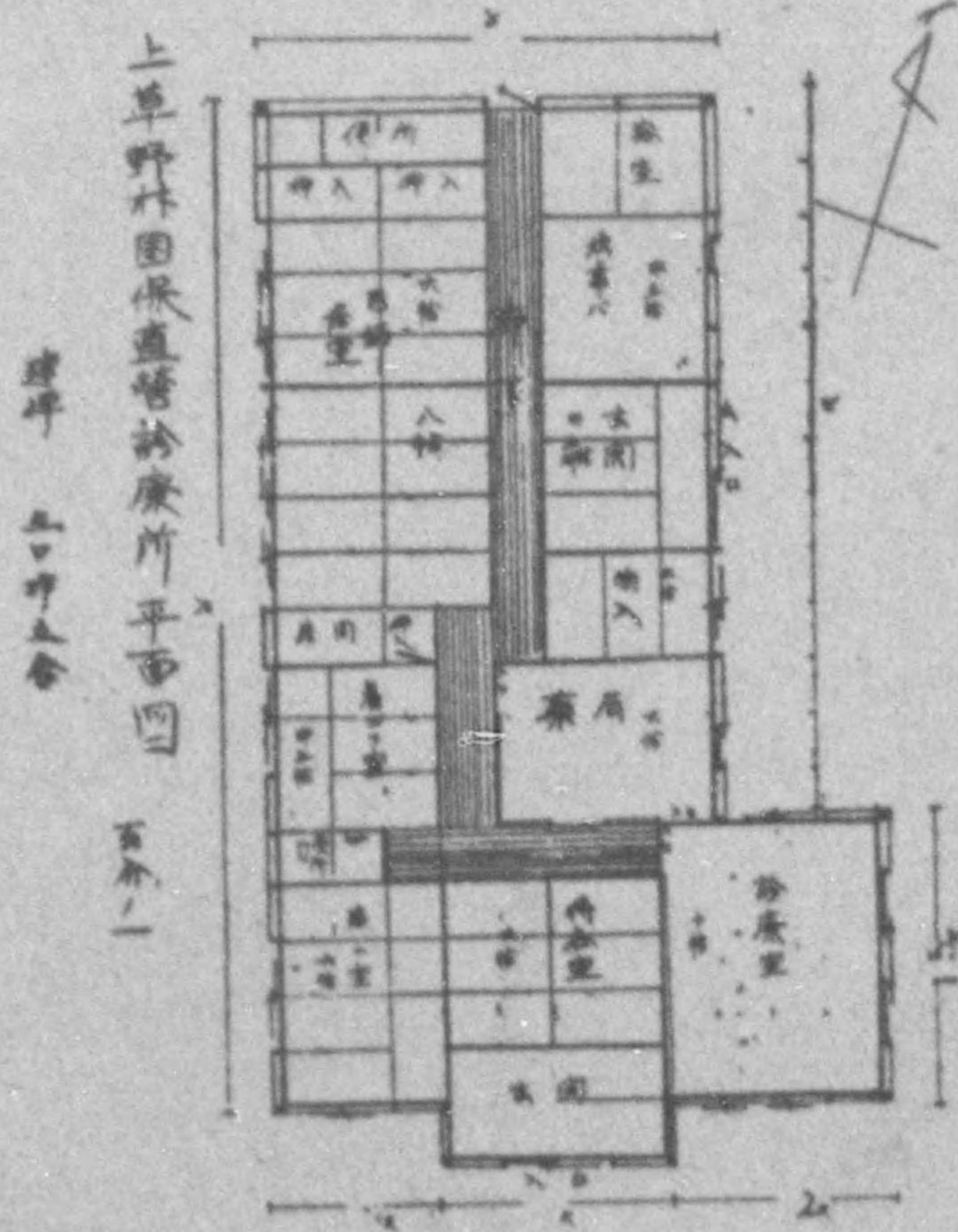
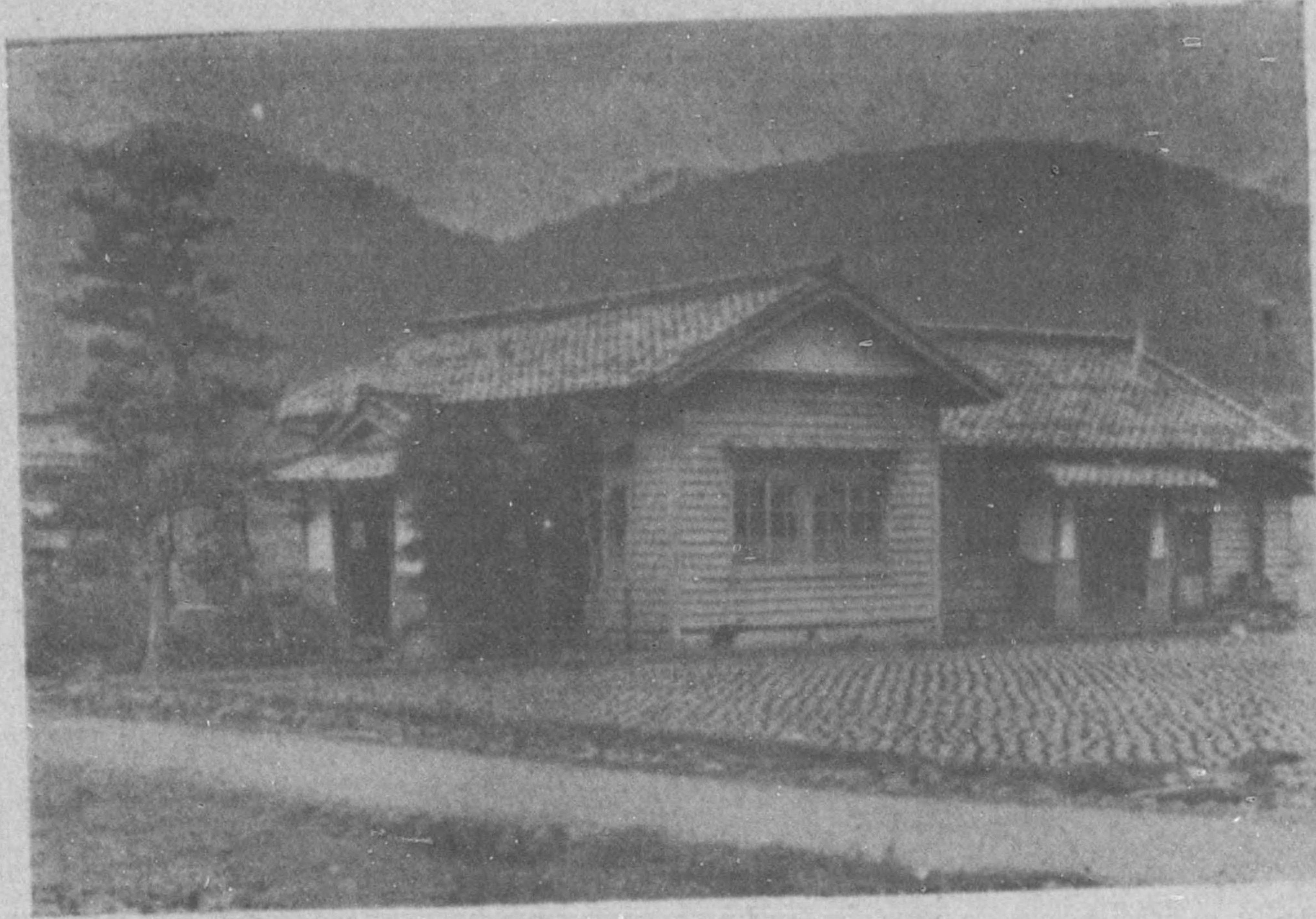


診療所平面配置図



775 013

東淺井郡上草野村國民健康保險直營診療所

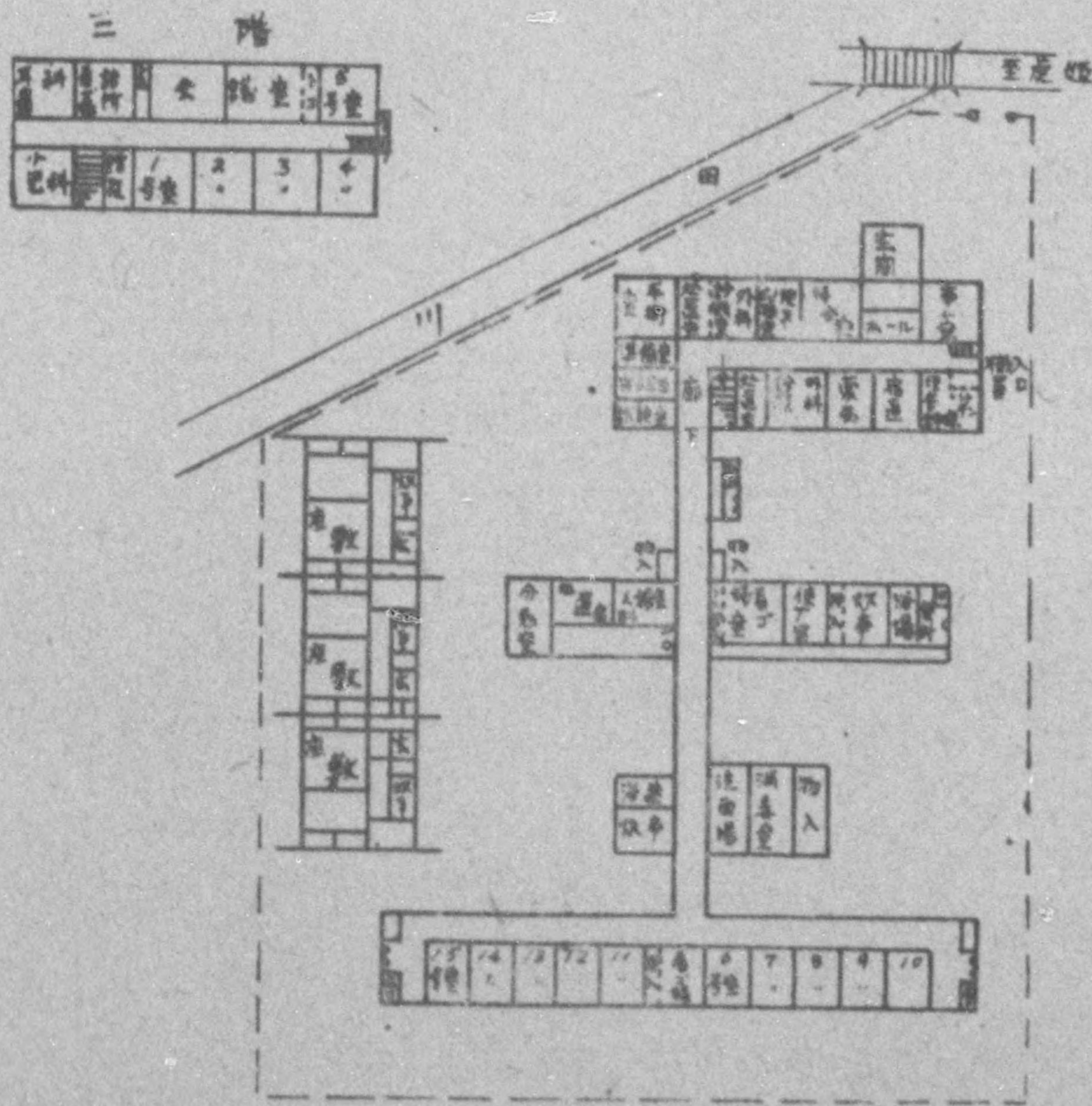
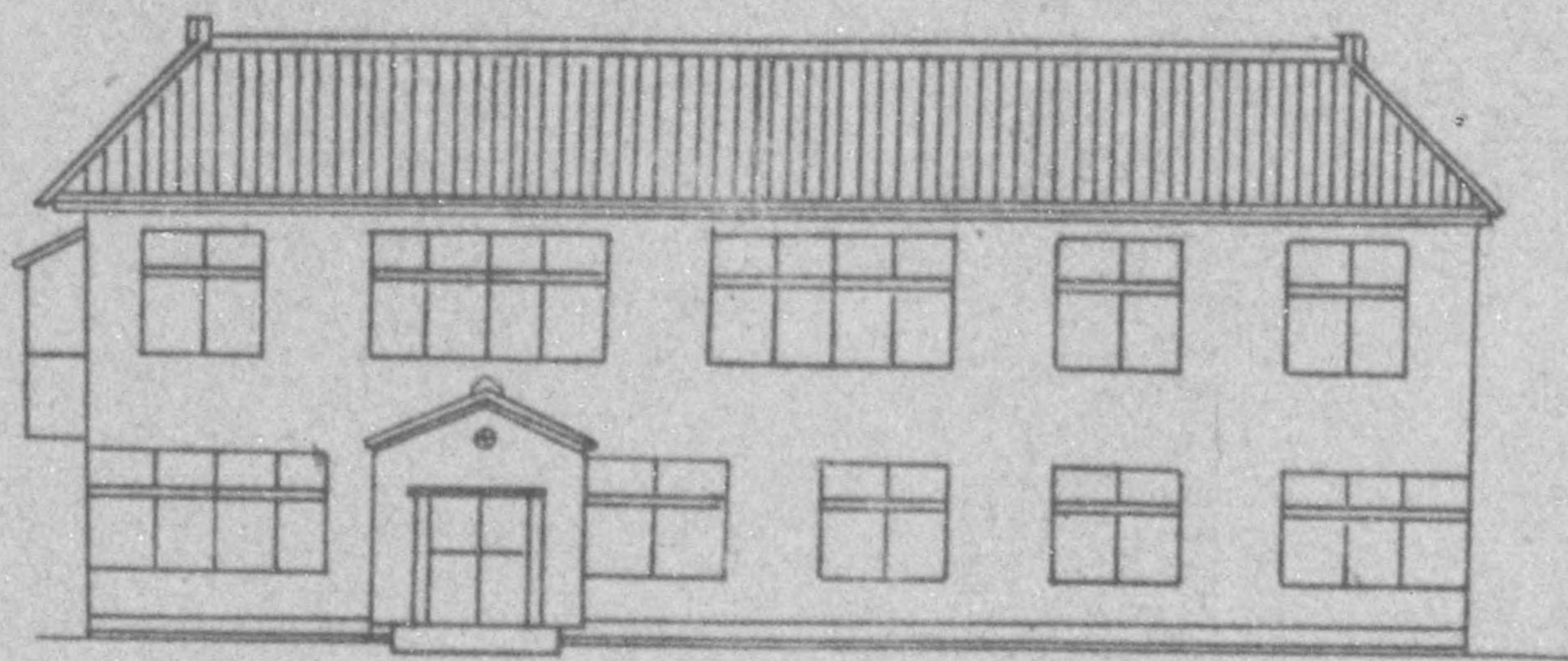


775 013

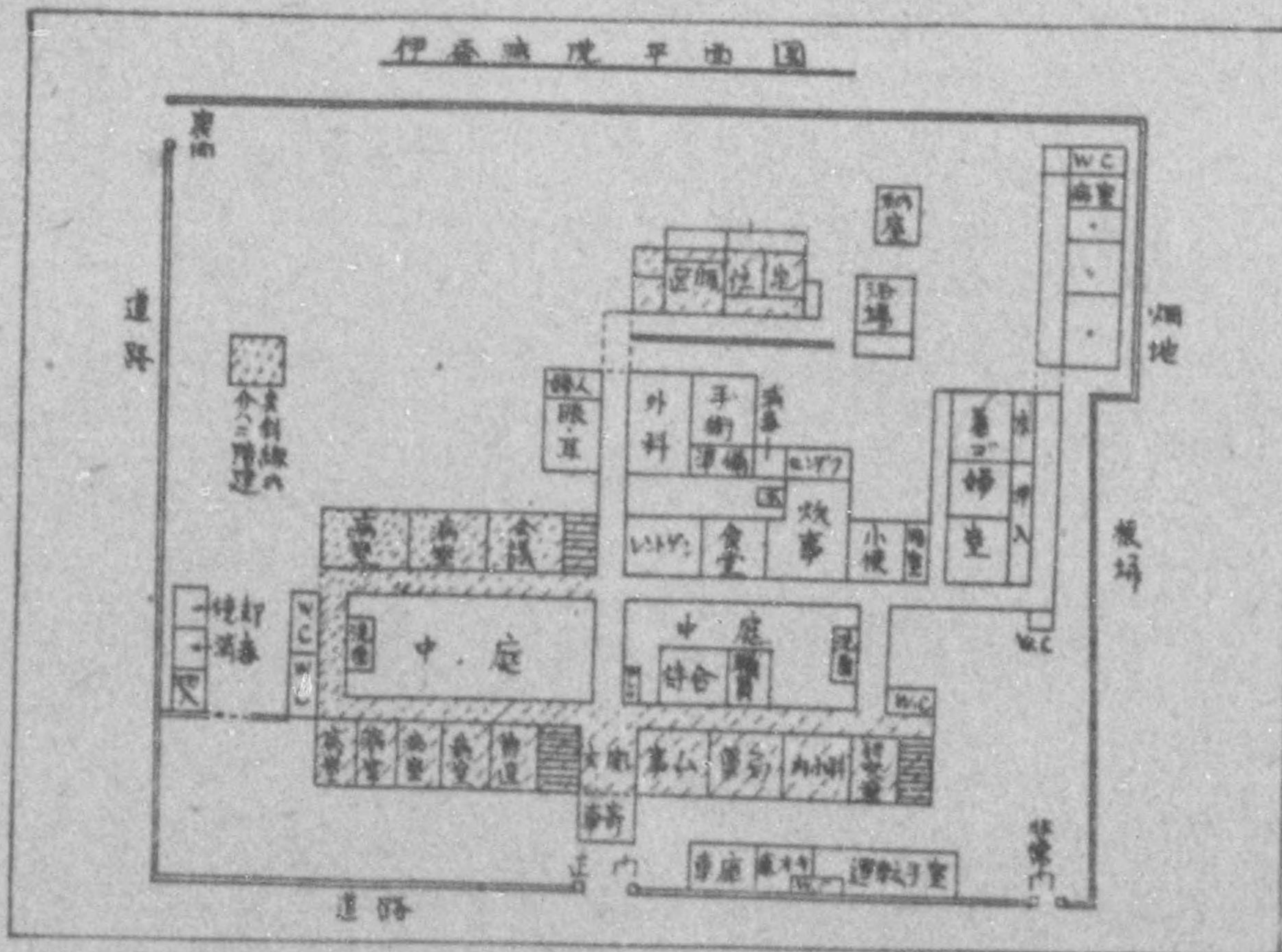
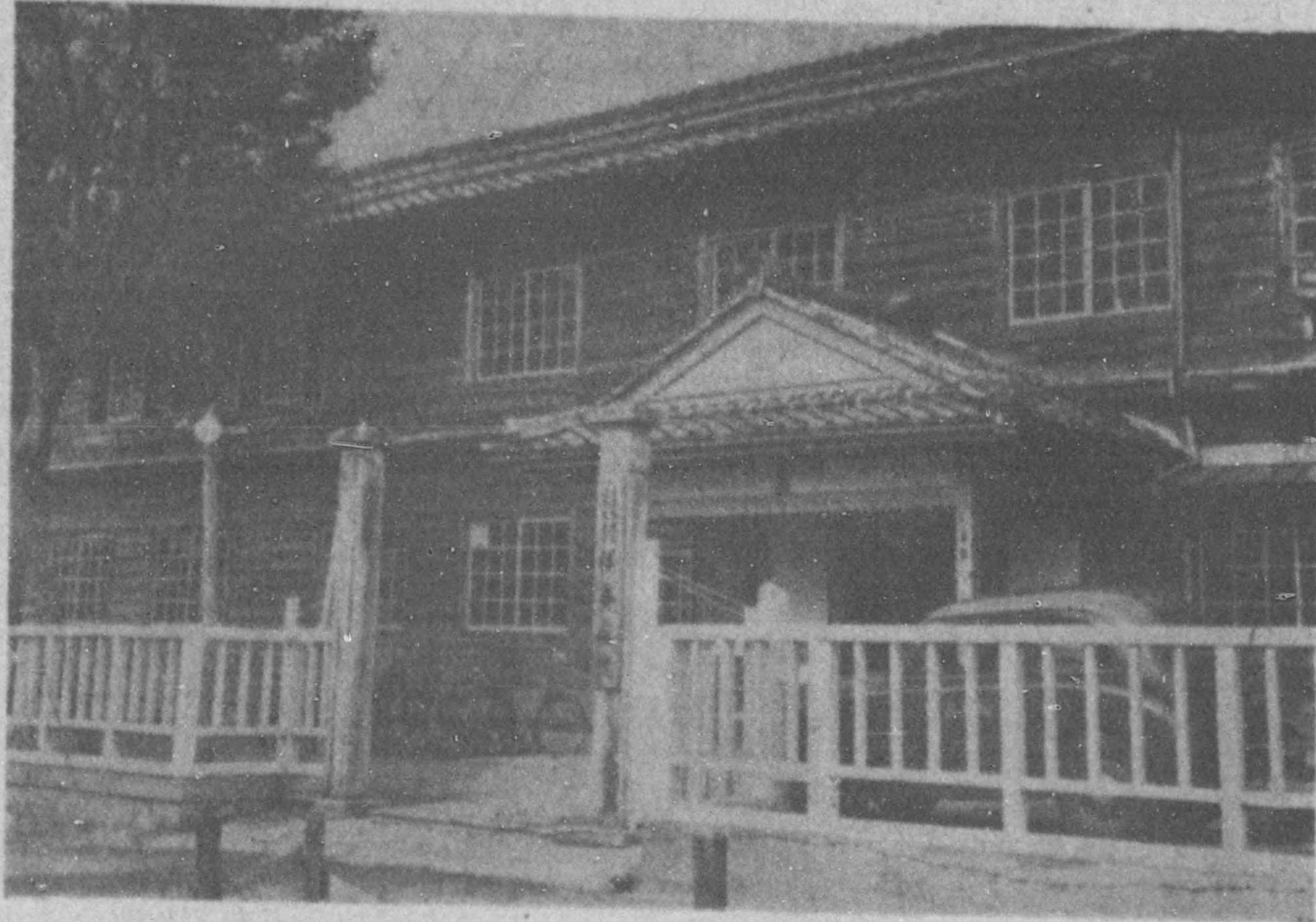
東淺井郡虎姫町外五ヶ村國民健康保險直營淺井病院

東淺井郡西部六ヶ町村淺井病院平面圖

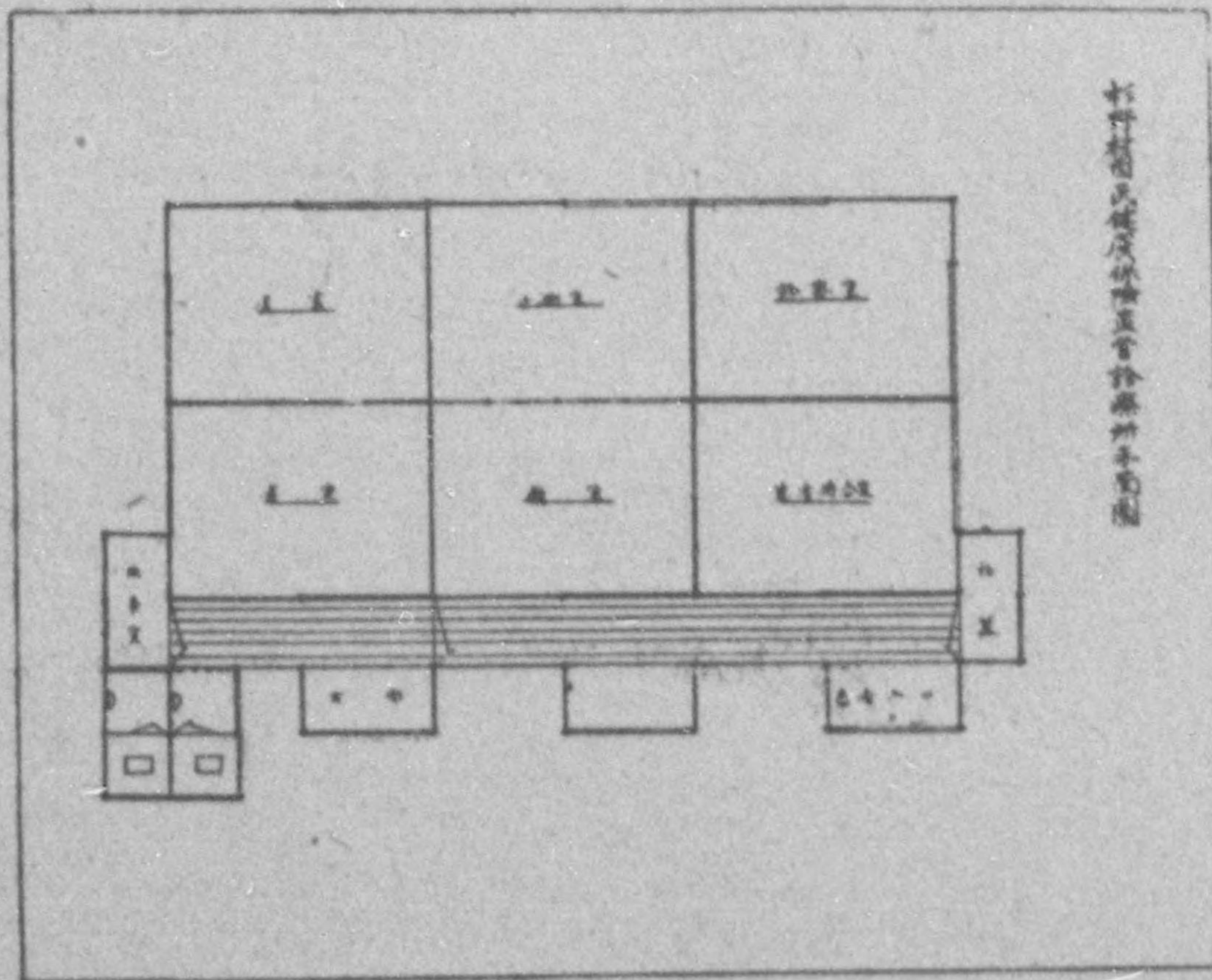
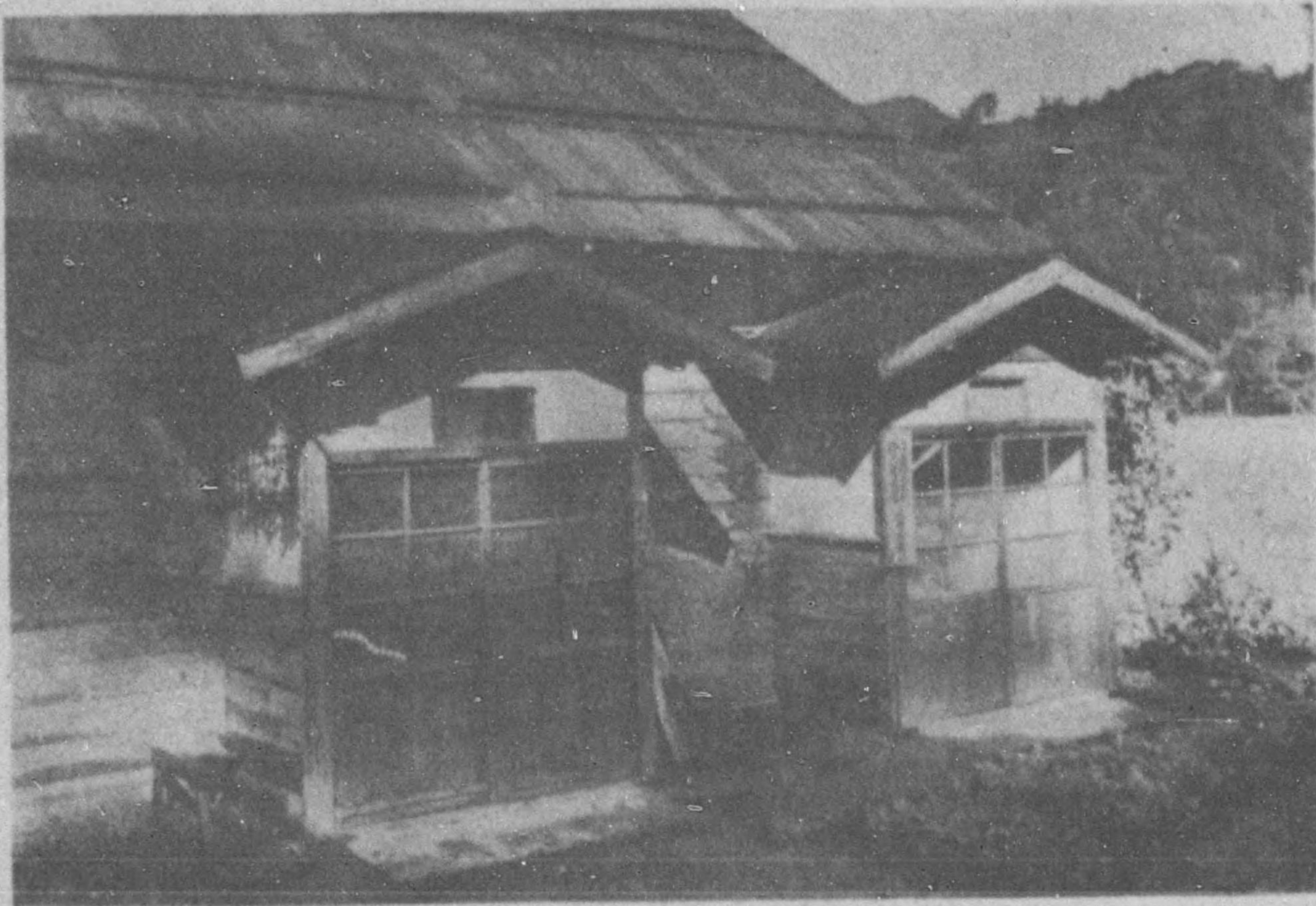
正 面 圖



伊香郡國民健康保險團體連合會直營伊香病院



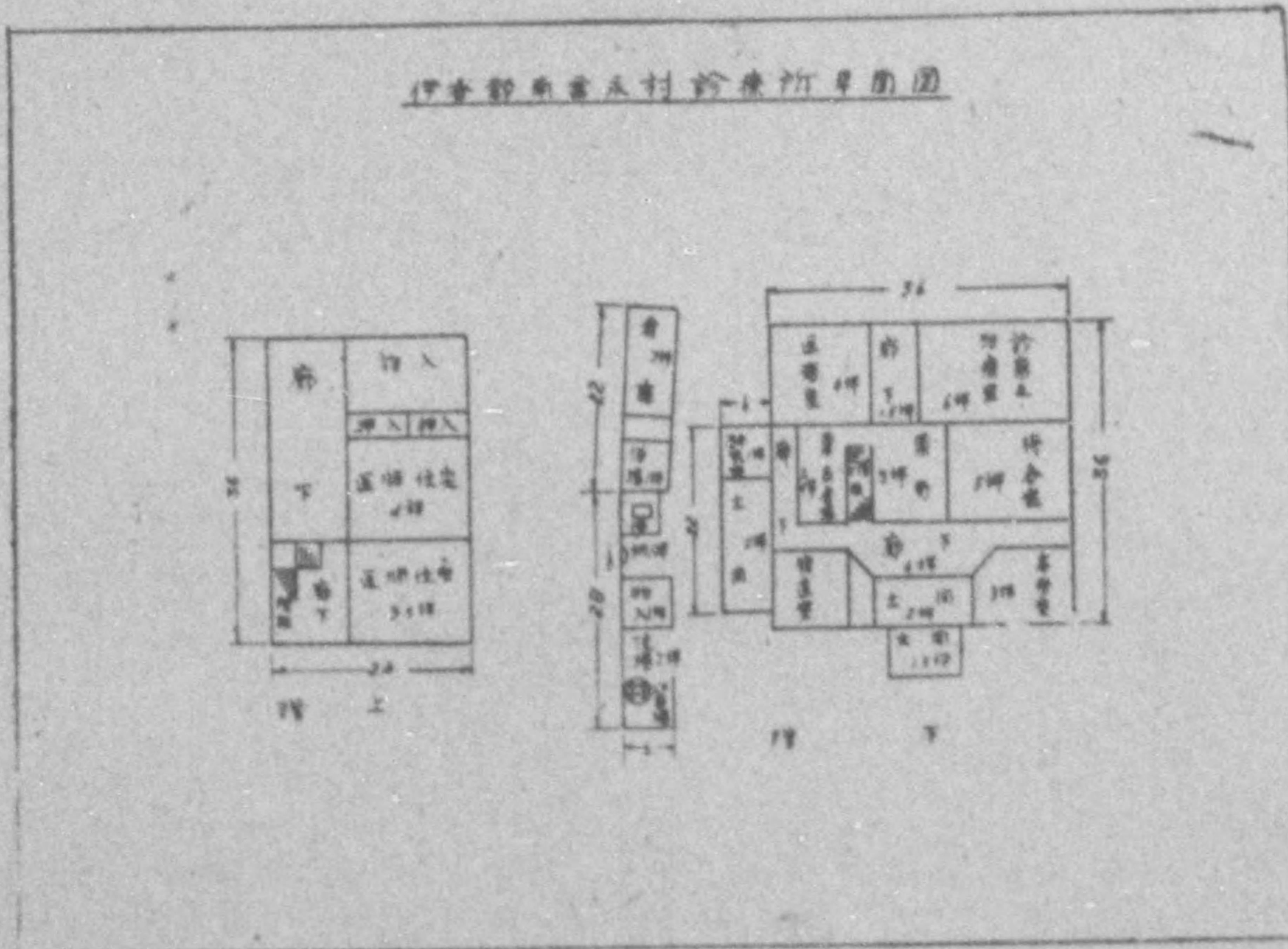
伊香郡杉野村國民健康保險直營診療所



伊香郡南富永村國民健康保險直營診療所

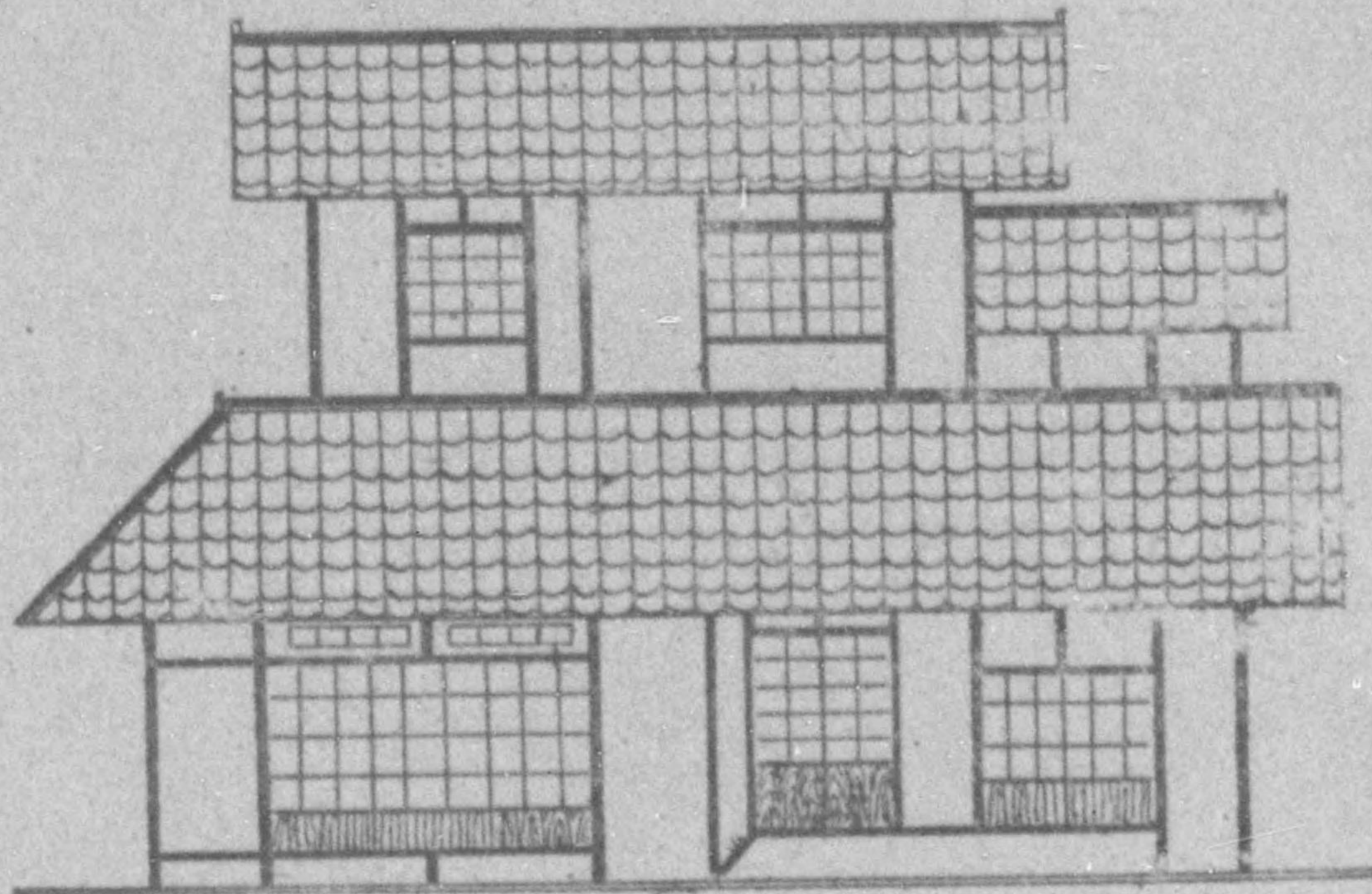


伊香郡南富永村診療所平面図

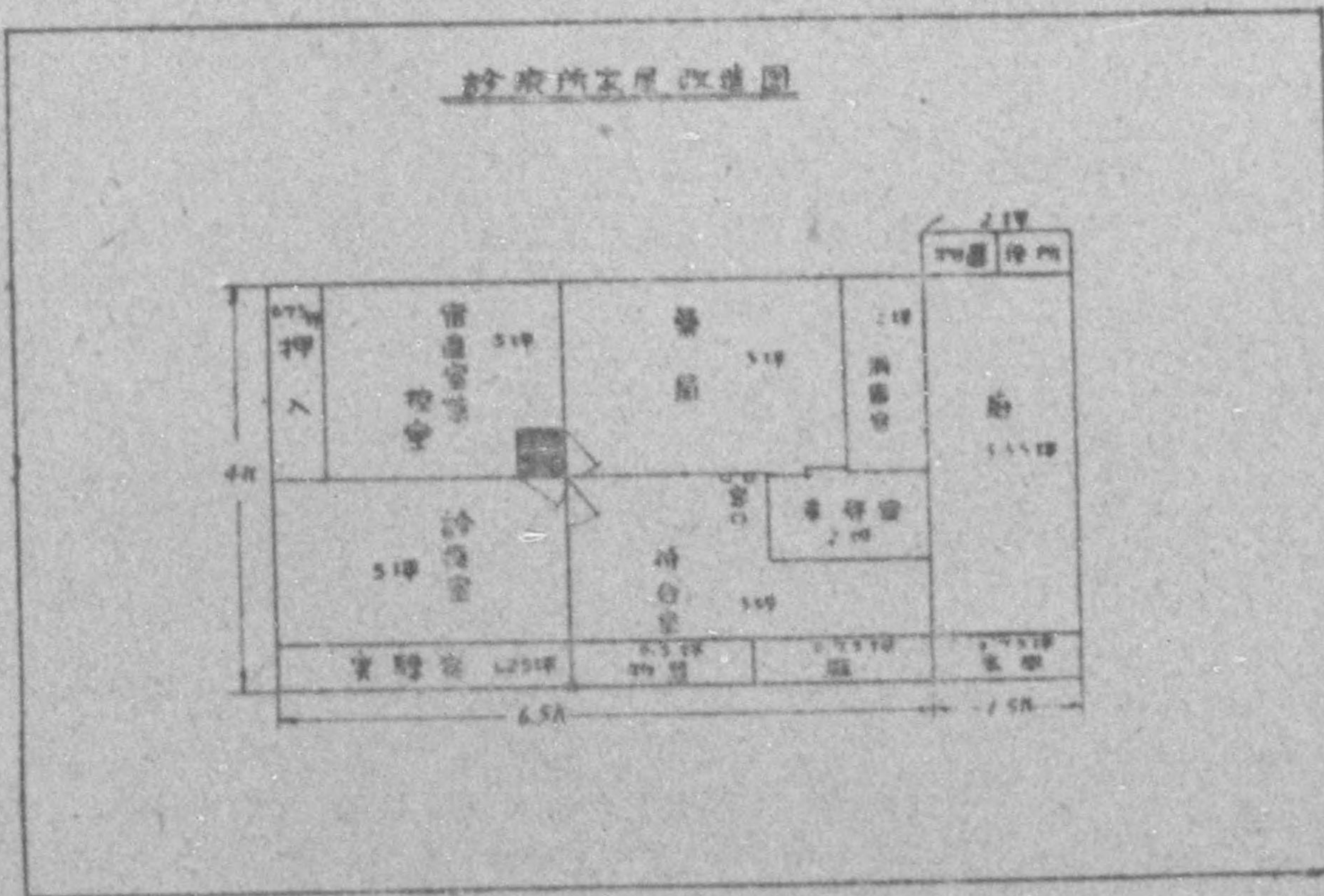


伊香郡古保利村國民健康保險直營診療所(設計圖)

正面
(圖)

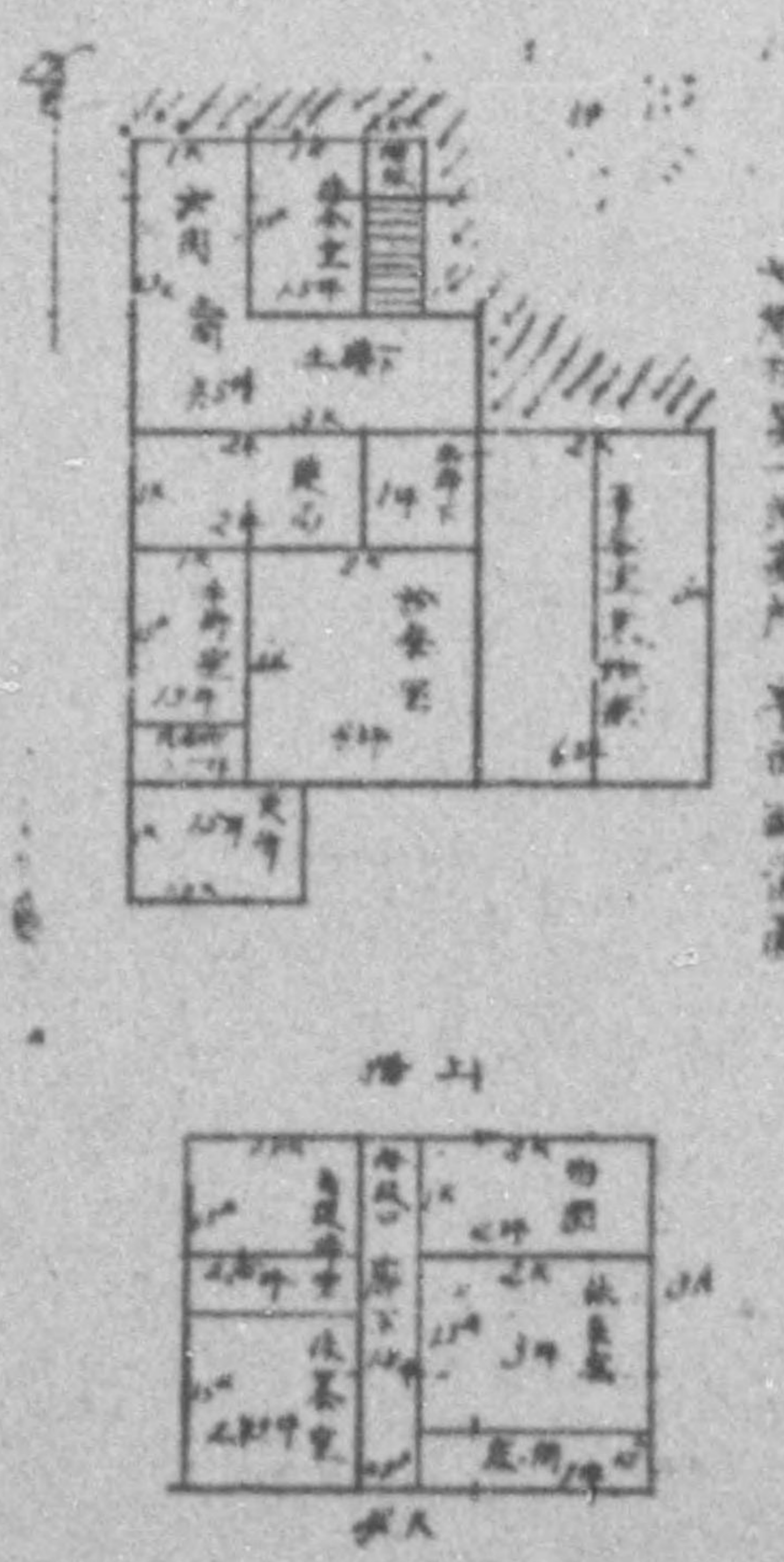


診療所五層改修圖

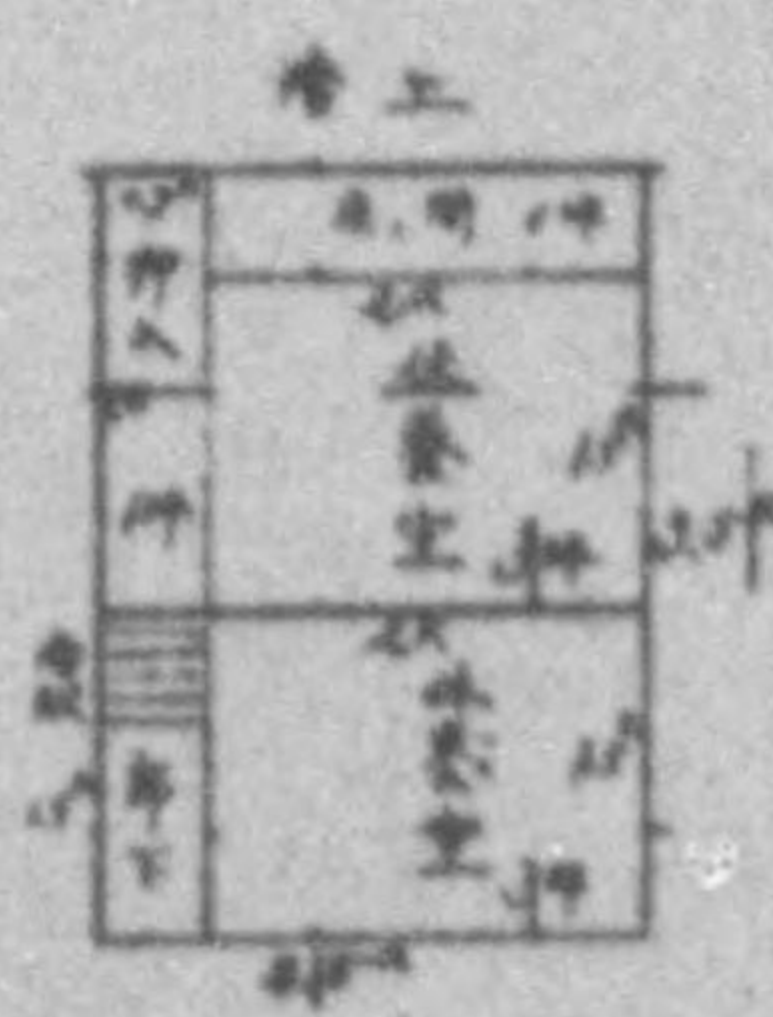
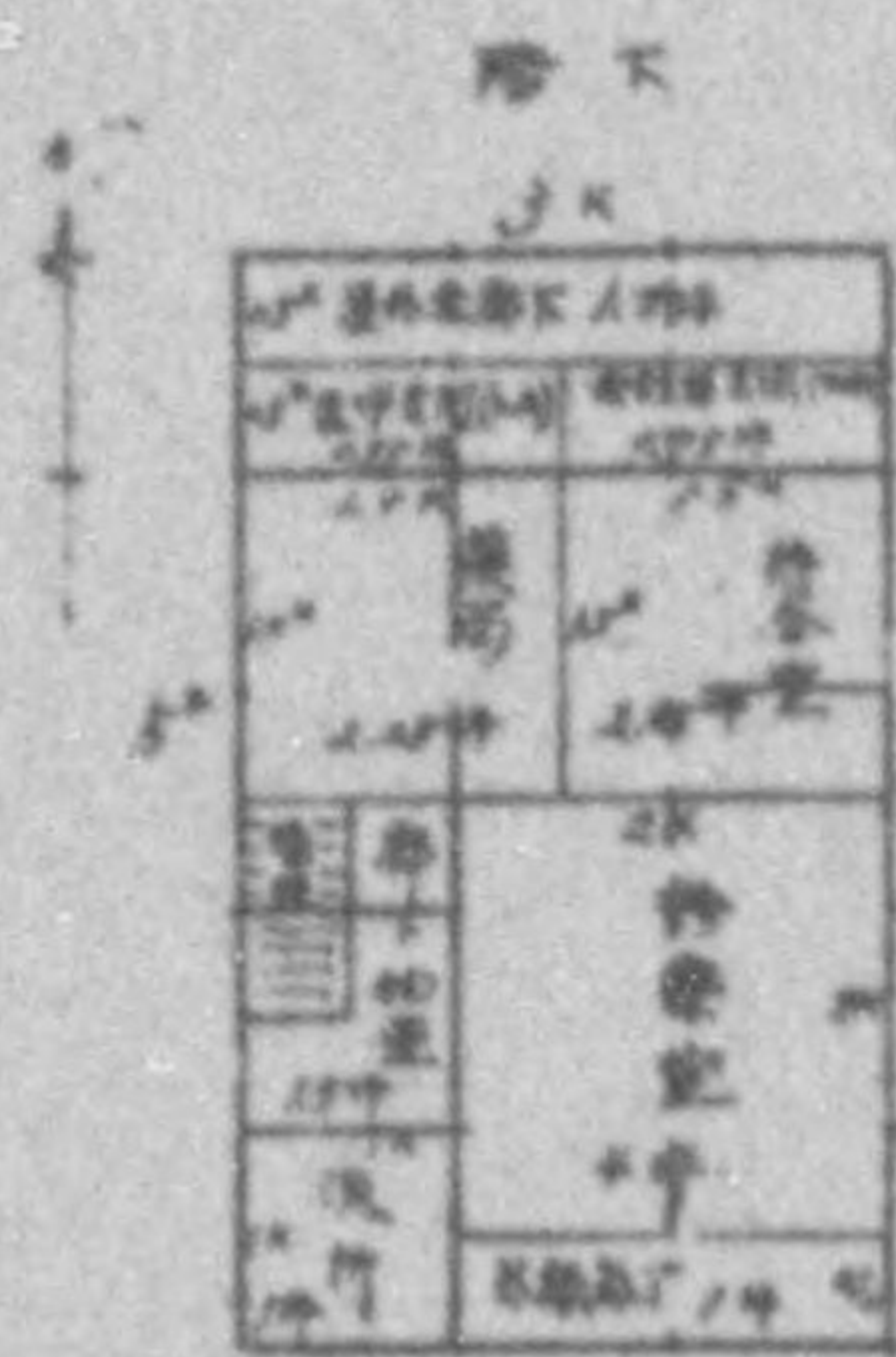


775 013

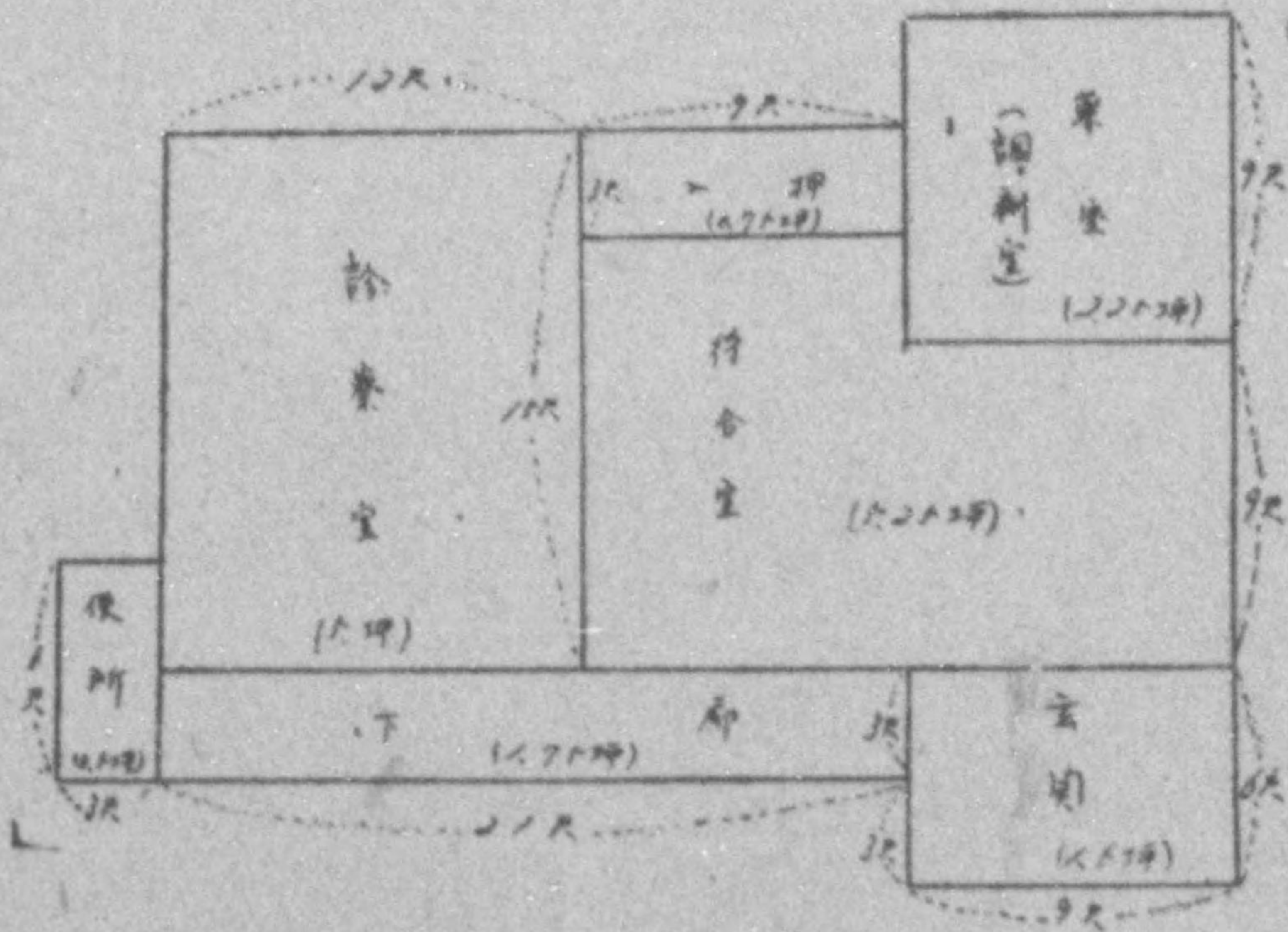
伊香郡七郷村國民健康保險直營第一診療所



伊香郡七郷村國民健康保險直營第二診療所

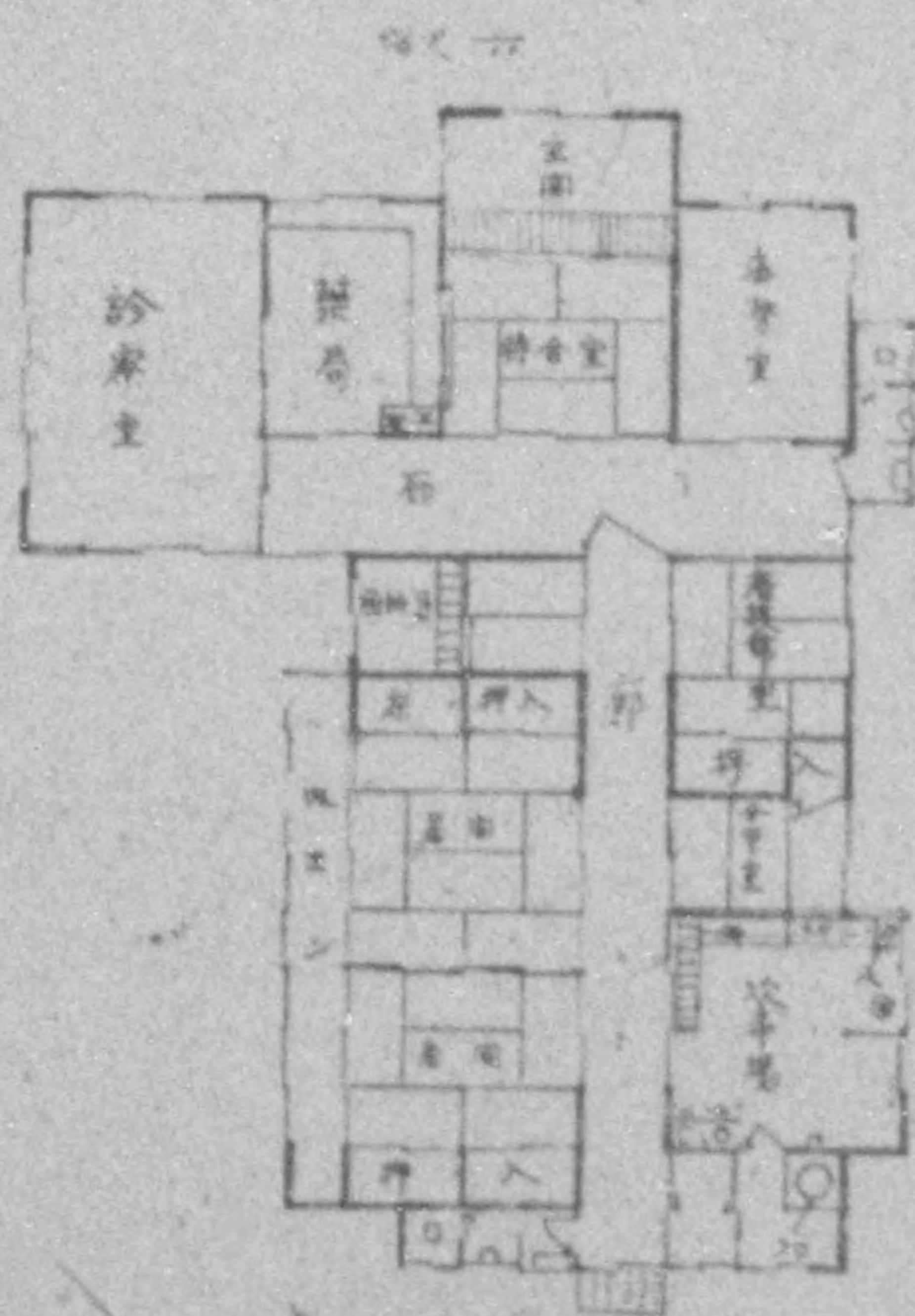


伊香郡丹生村國民健康保險直營診療所



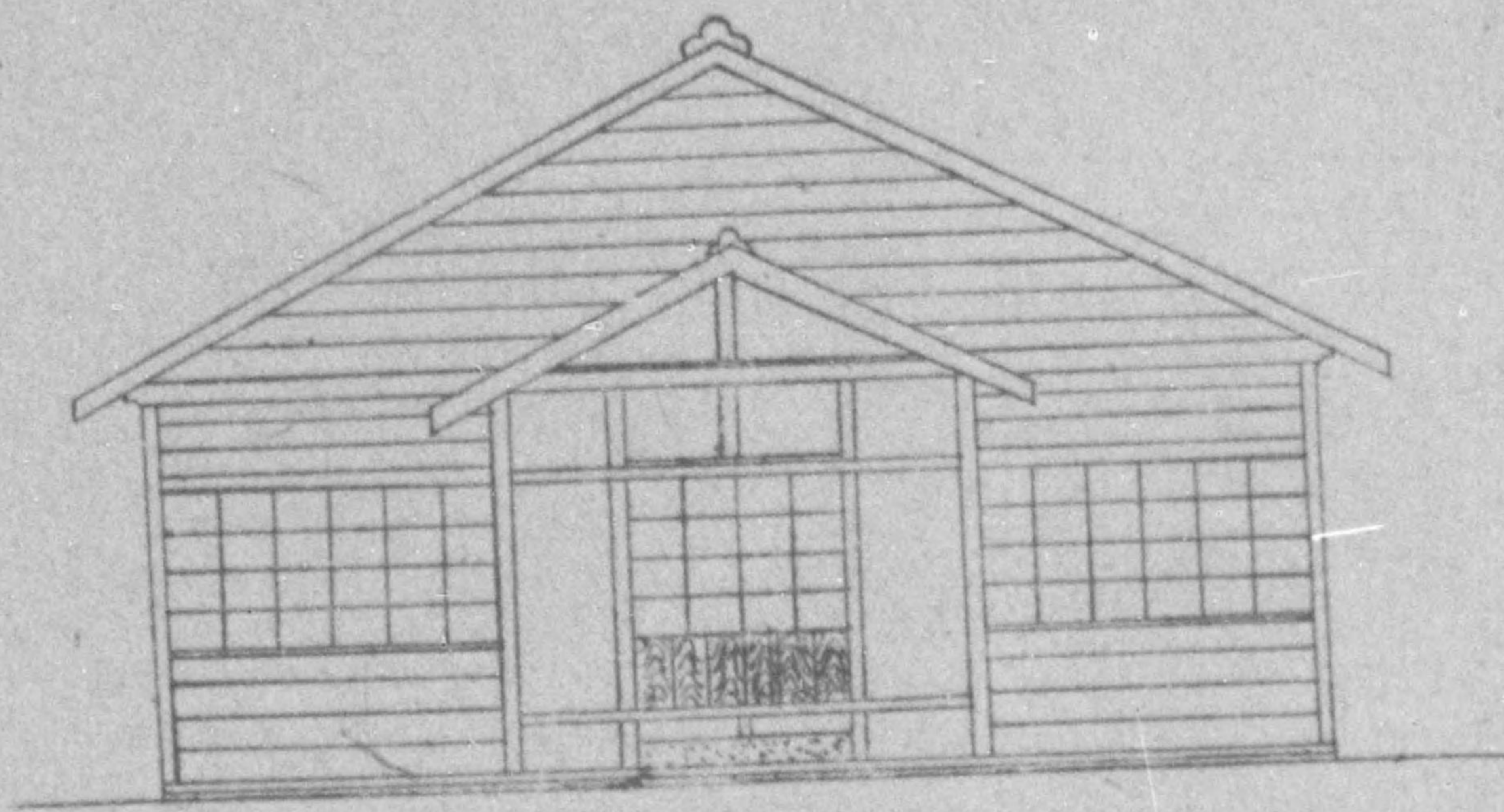
縮尺 (三六〇分一)
總坪十七坪

伊香郡片岡村國民健康保險直營診療所

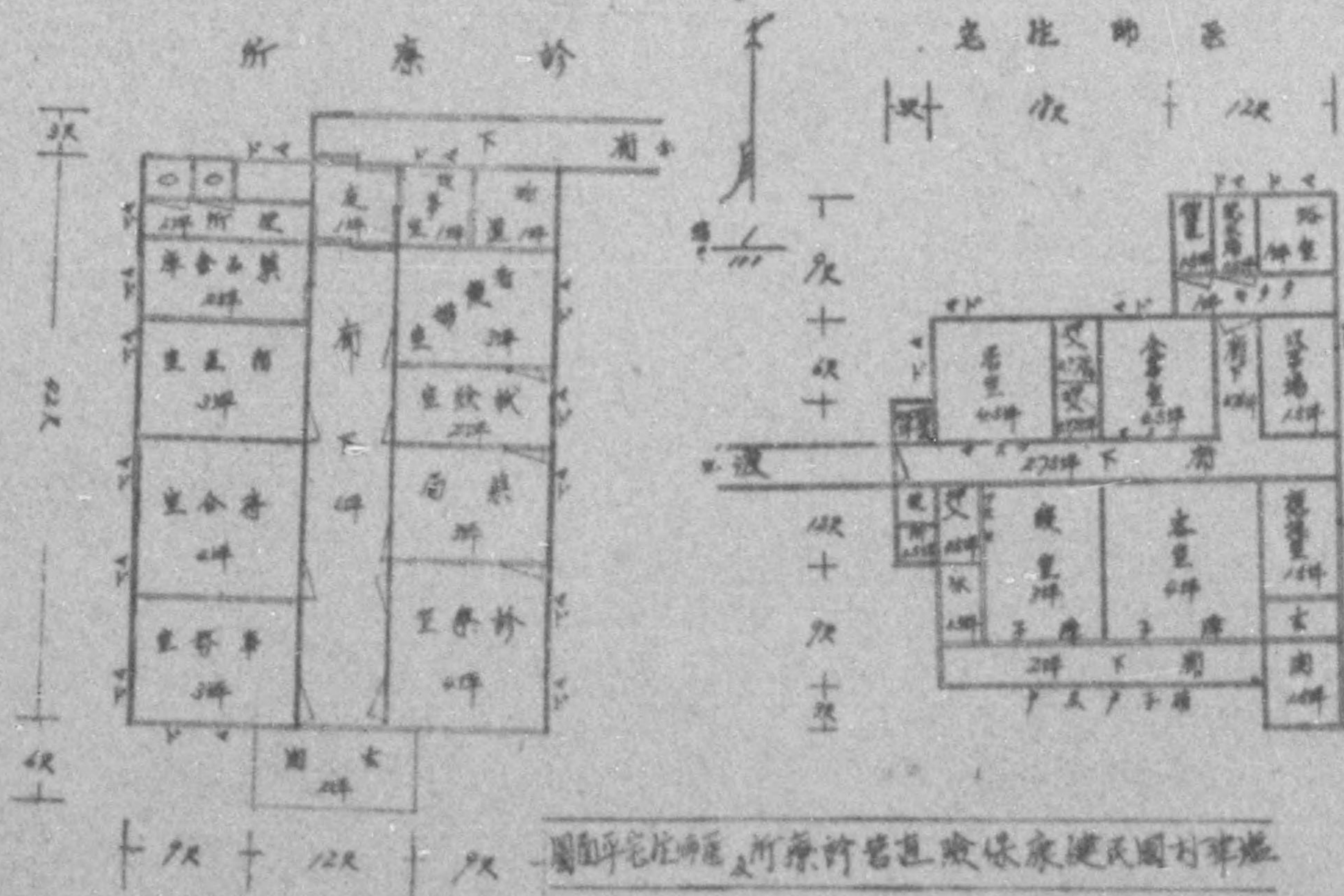


775 013

伊香郡塩津村國民健康保險直營診療所(設計圖)

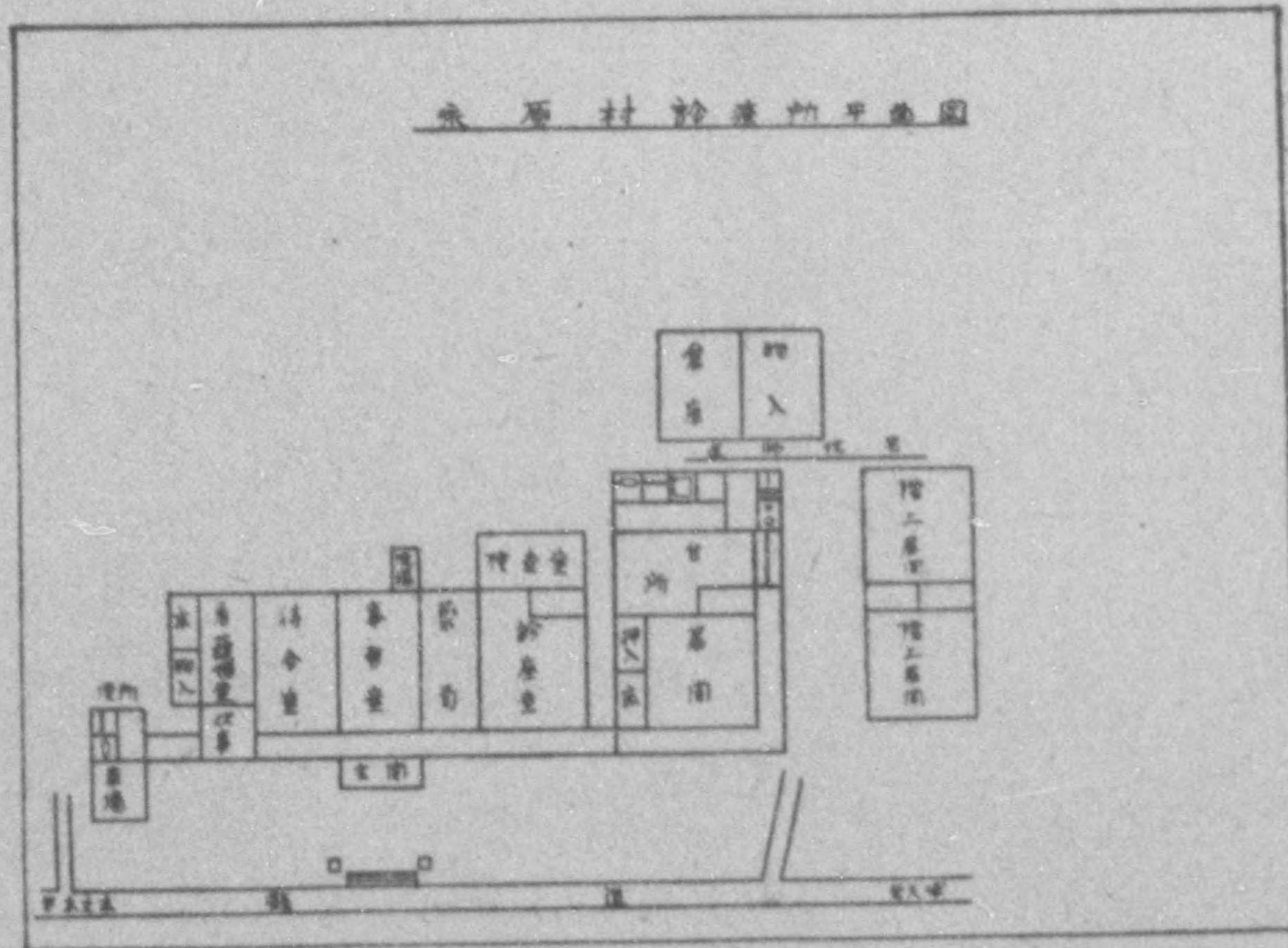


正面西面圖

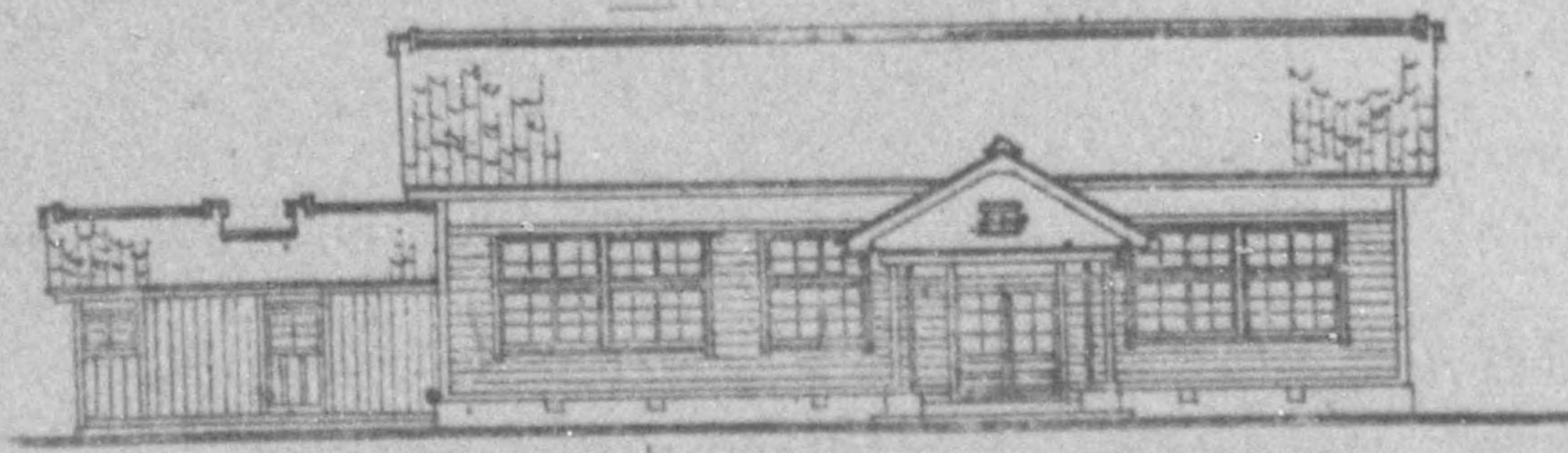


伊香郡塩津村國民健康保險直營診療所平面圖

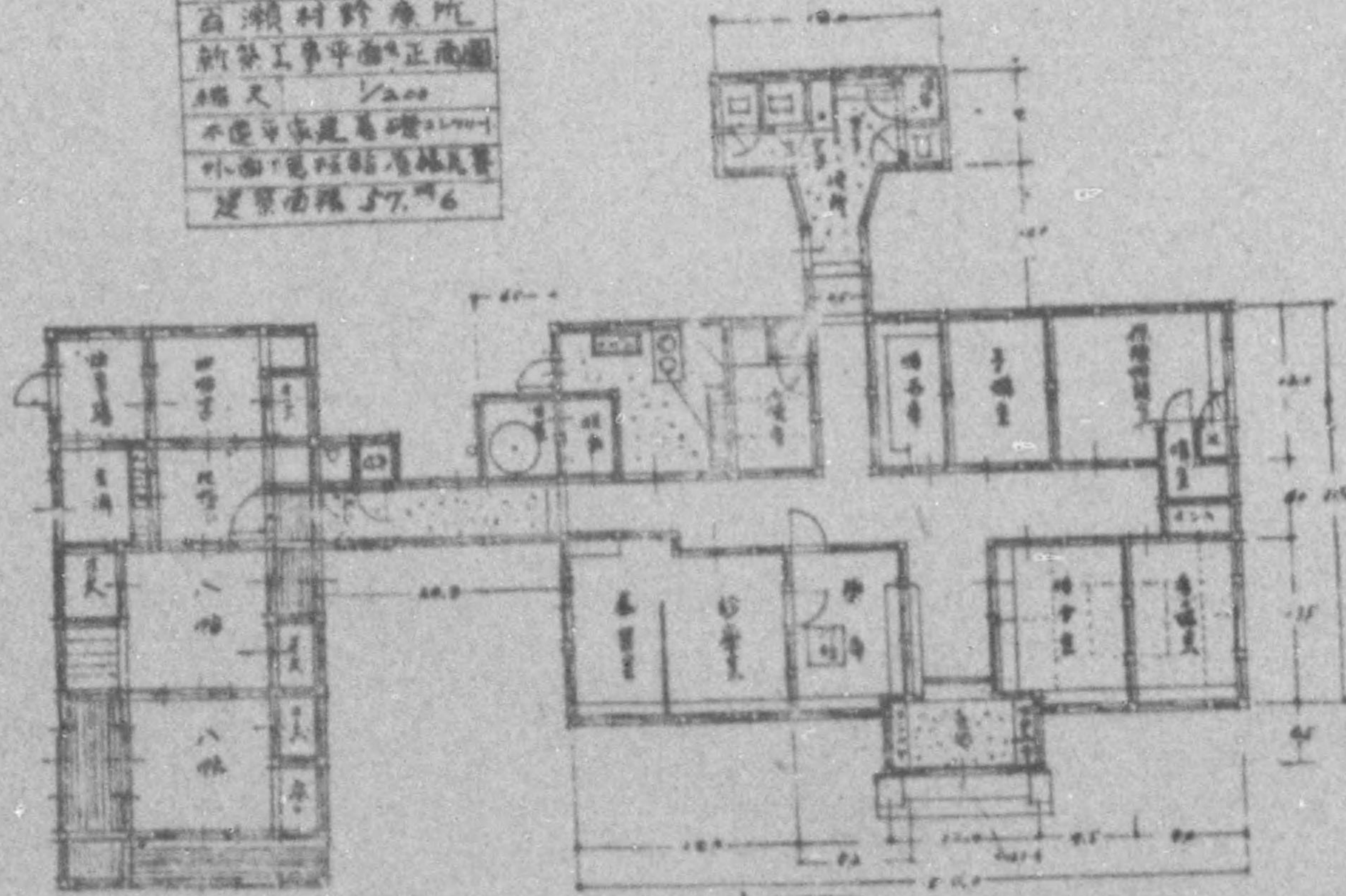
伊香郡永原村國民健康保險直營診療所



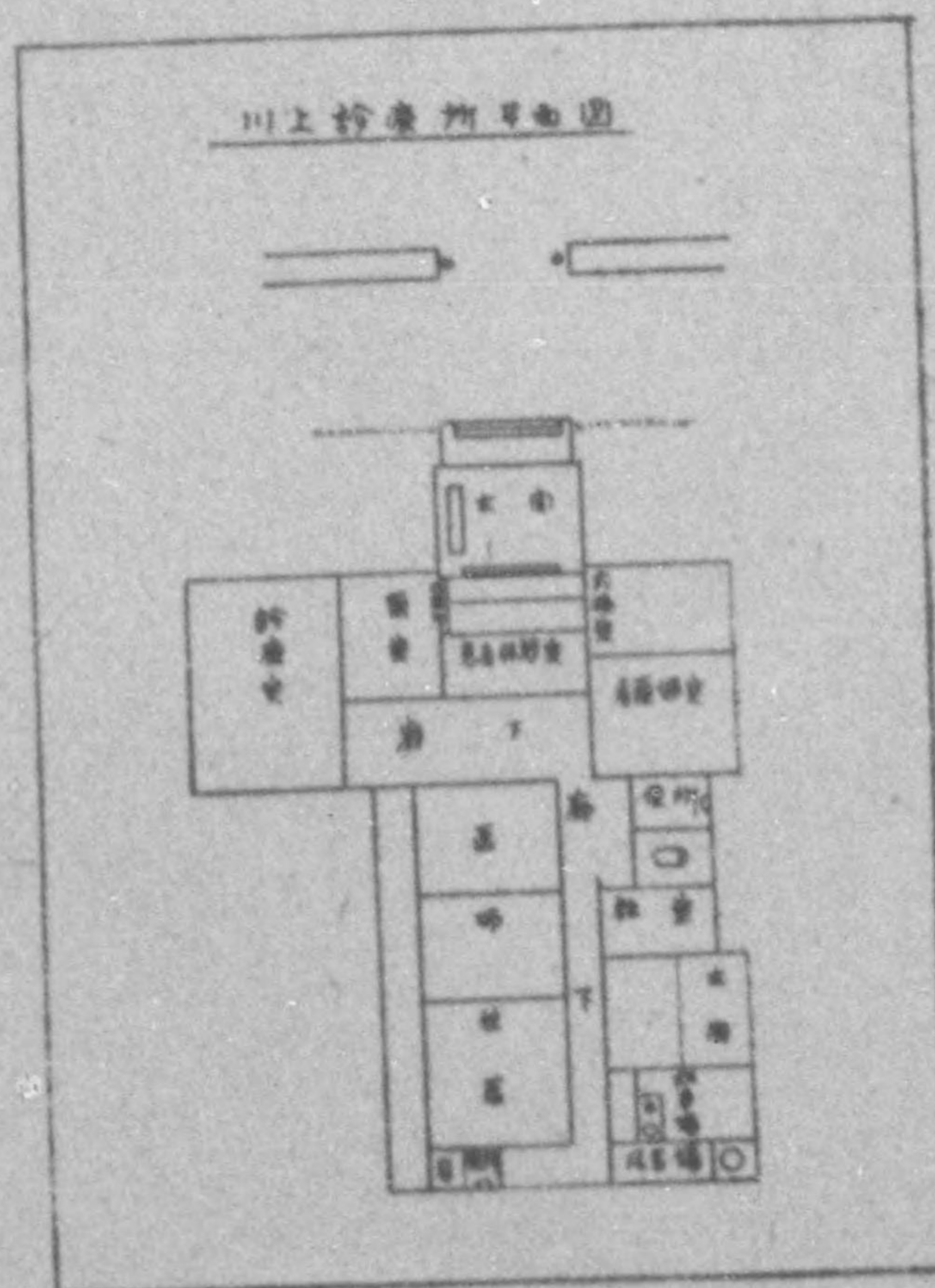
高島郡百瀬村國民健康保險直營診療所（設計図）



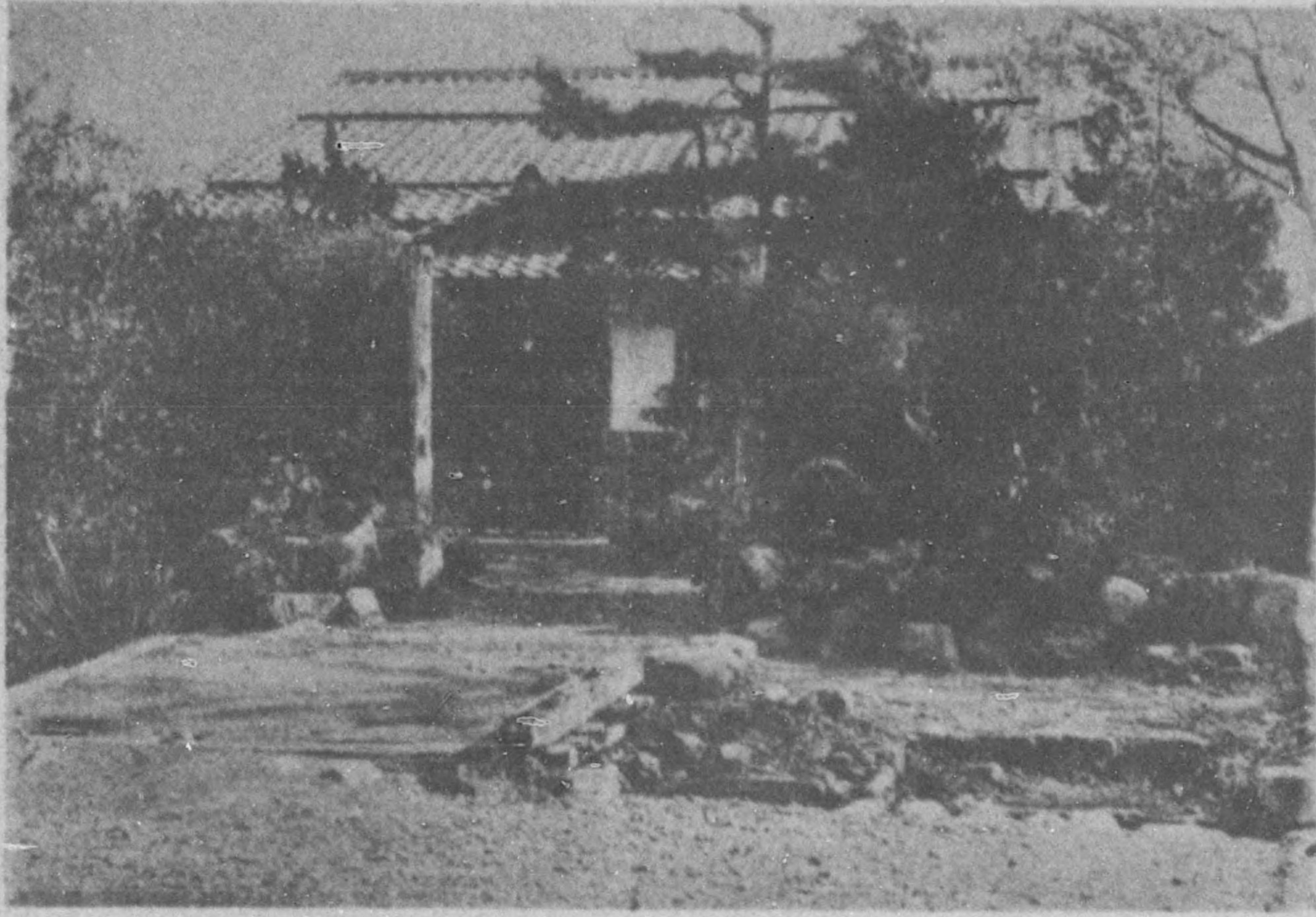
國民健康保險直營
 百瀬村診療所
 新築工事平面正視圖
 縮尺 1/200
 不造平家建基礎
 外面化粧貼有瓦葺
 建築面積 27.76



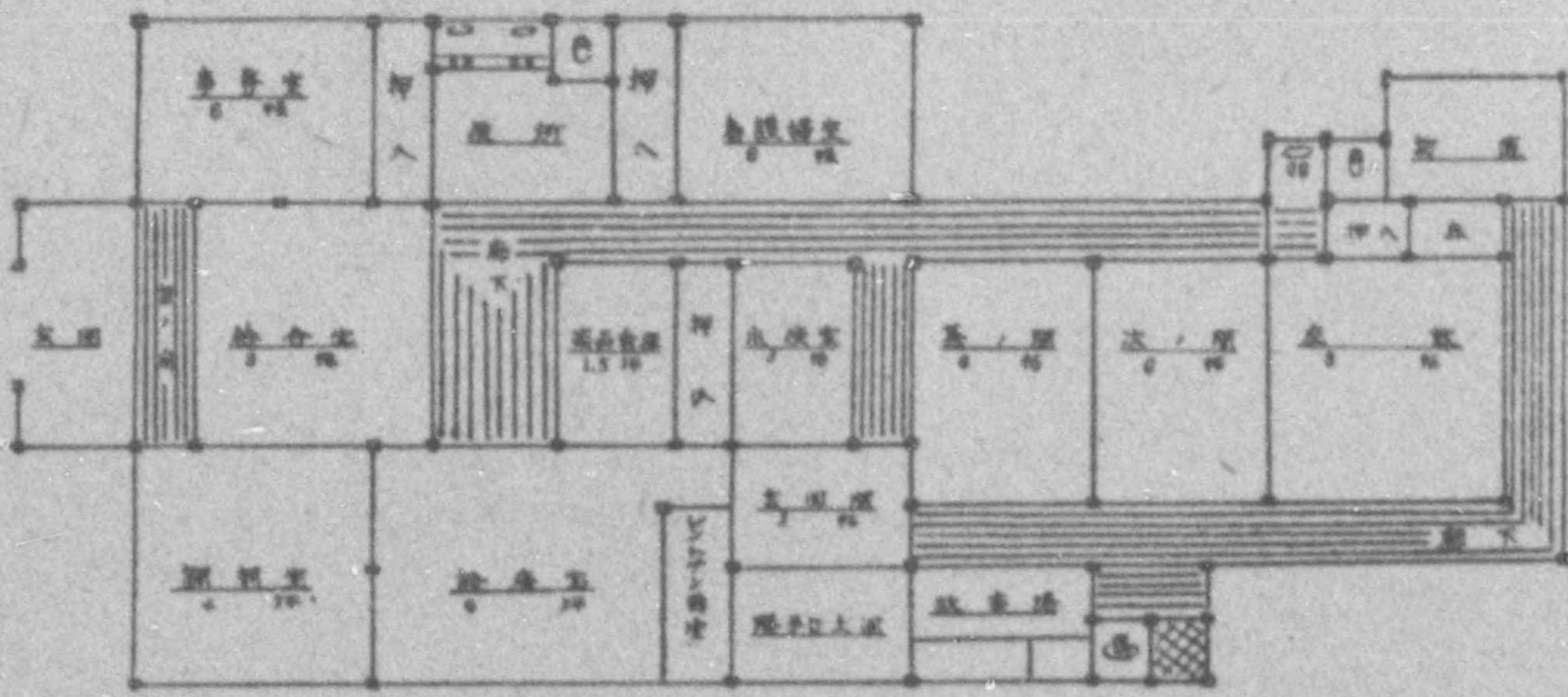
高島郡川上村國民健康保險直營診療所



高島郡朽木村國民健康保險直營診療所

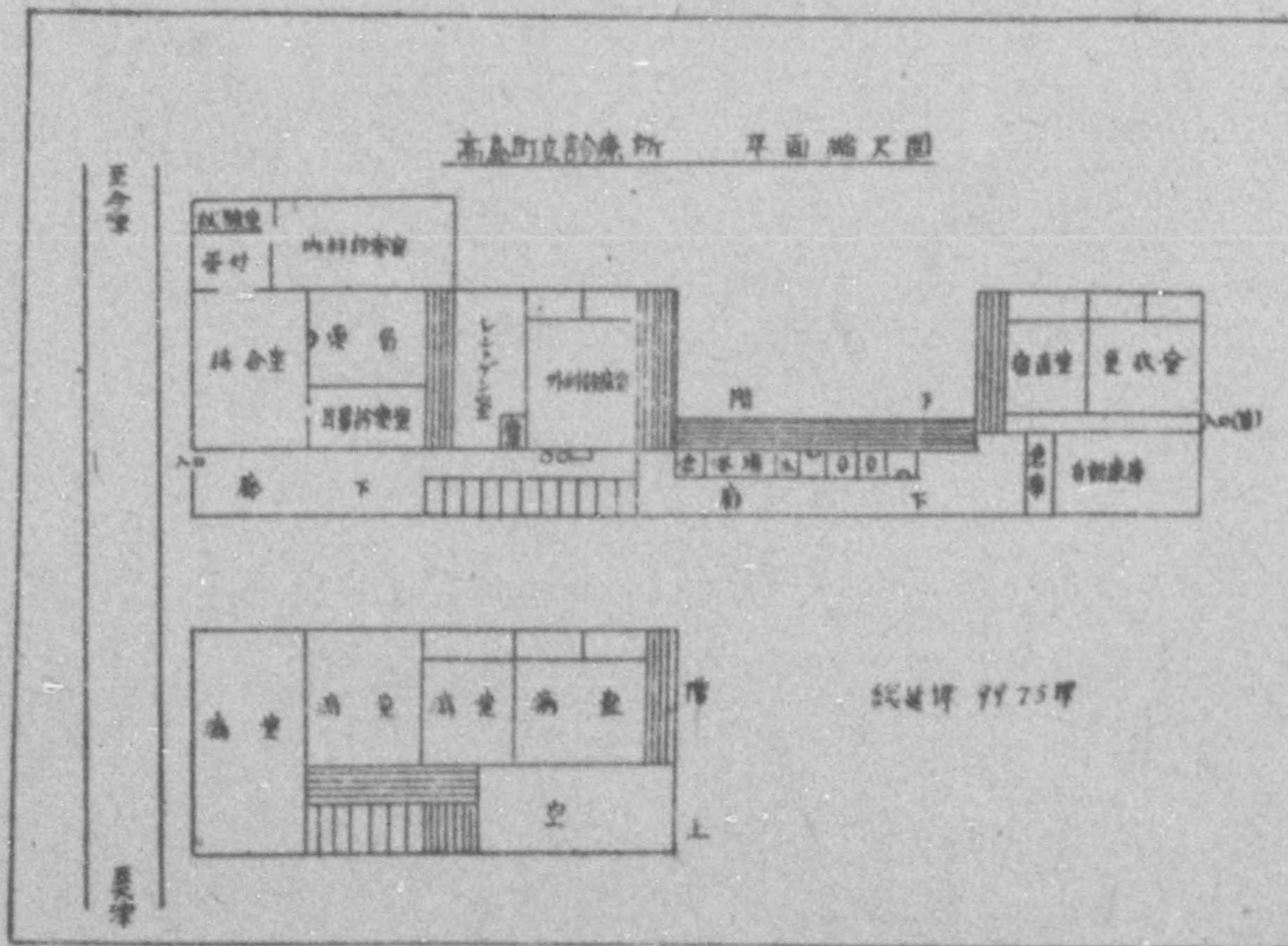
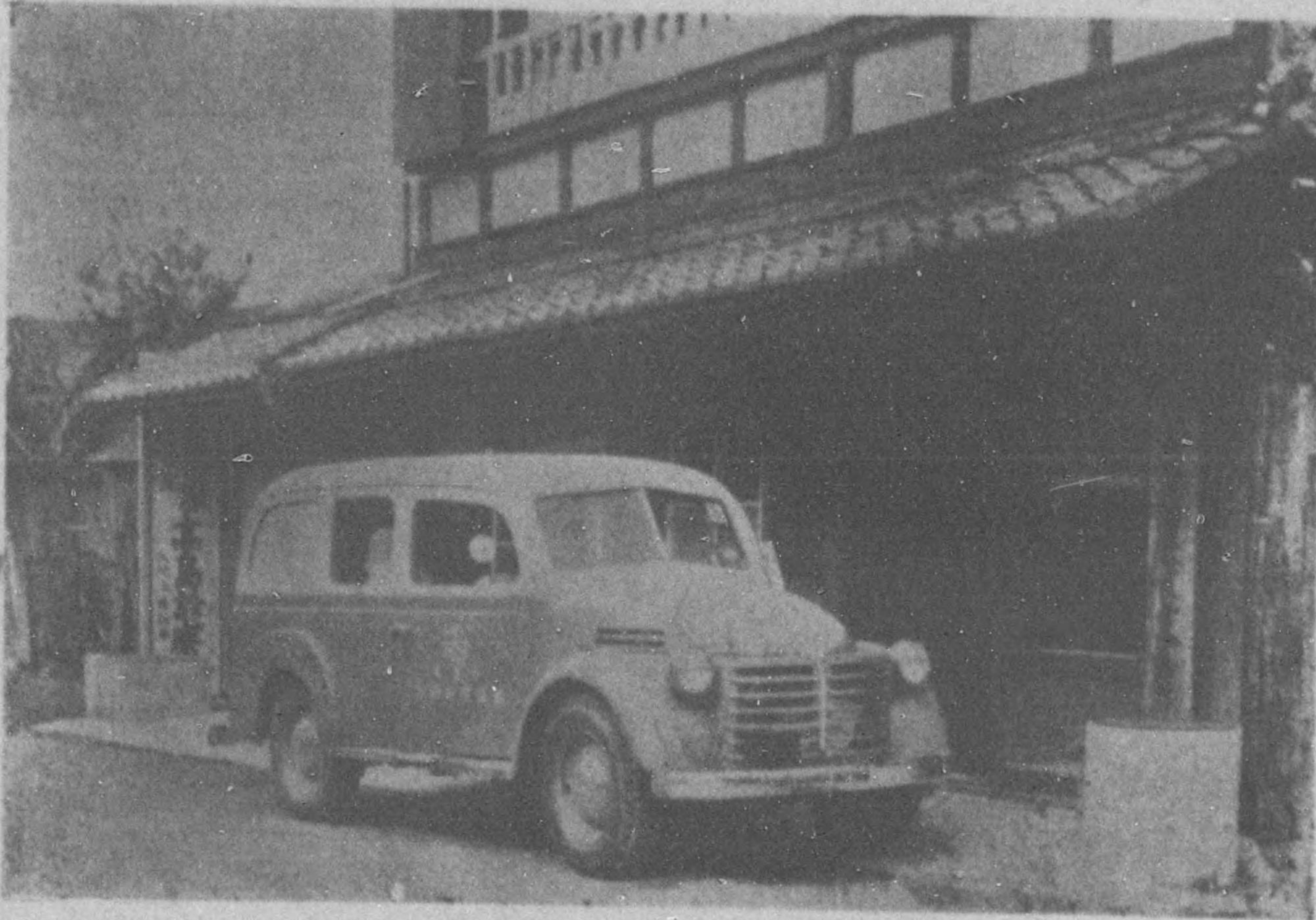


朽木村國民健康保險直營診療所平面図 竣工年 53年

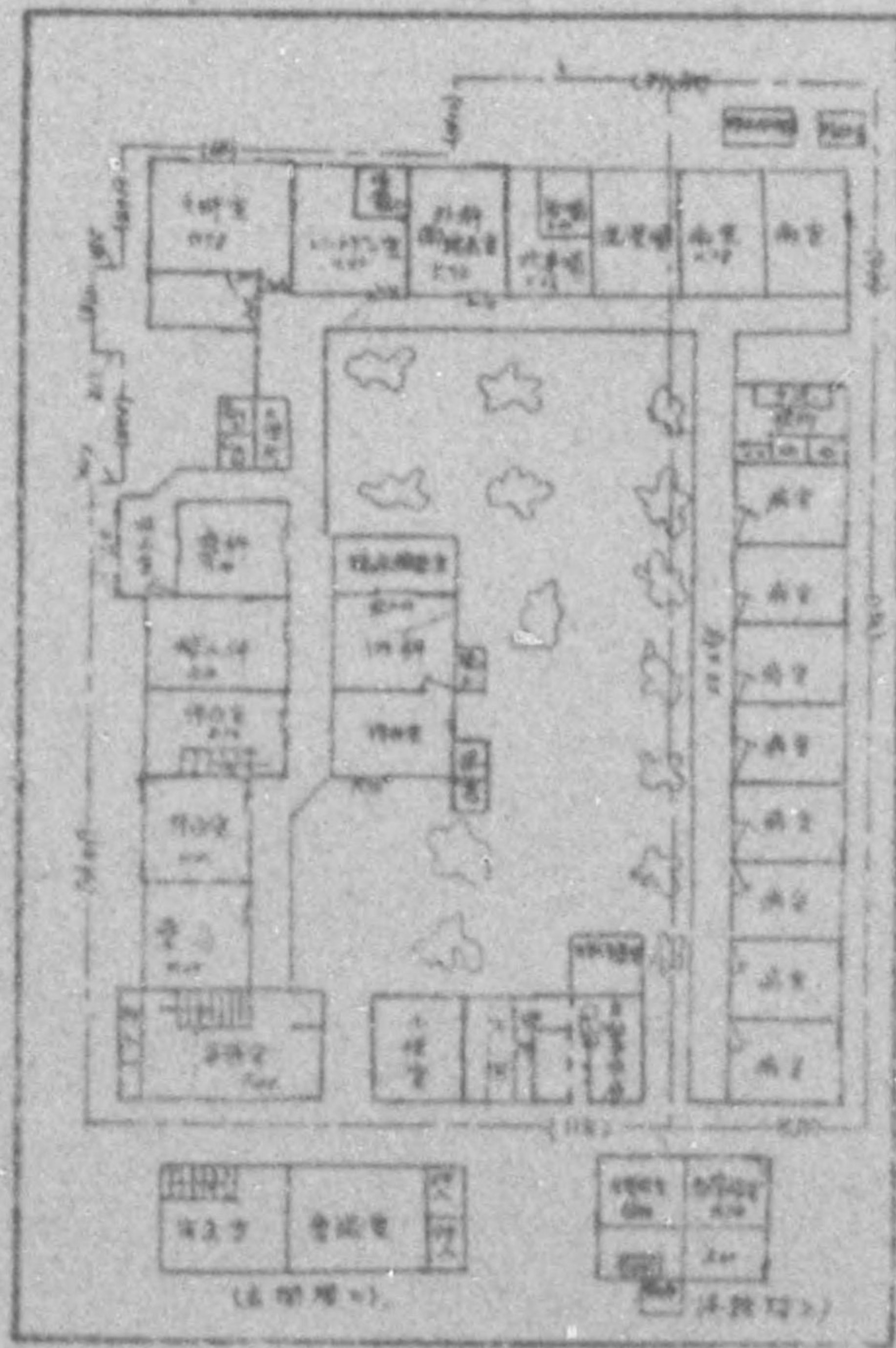
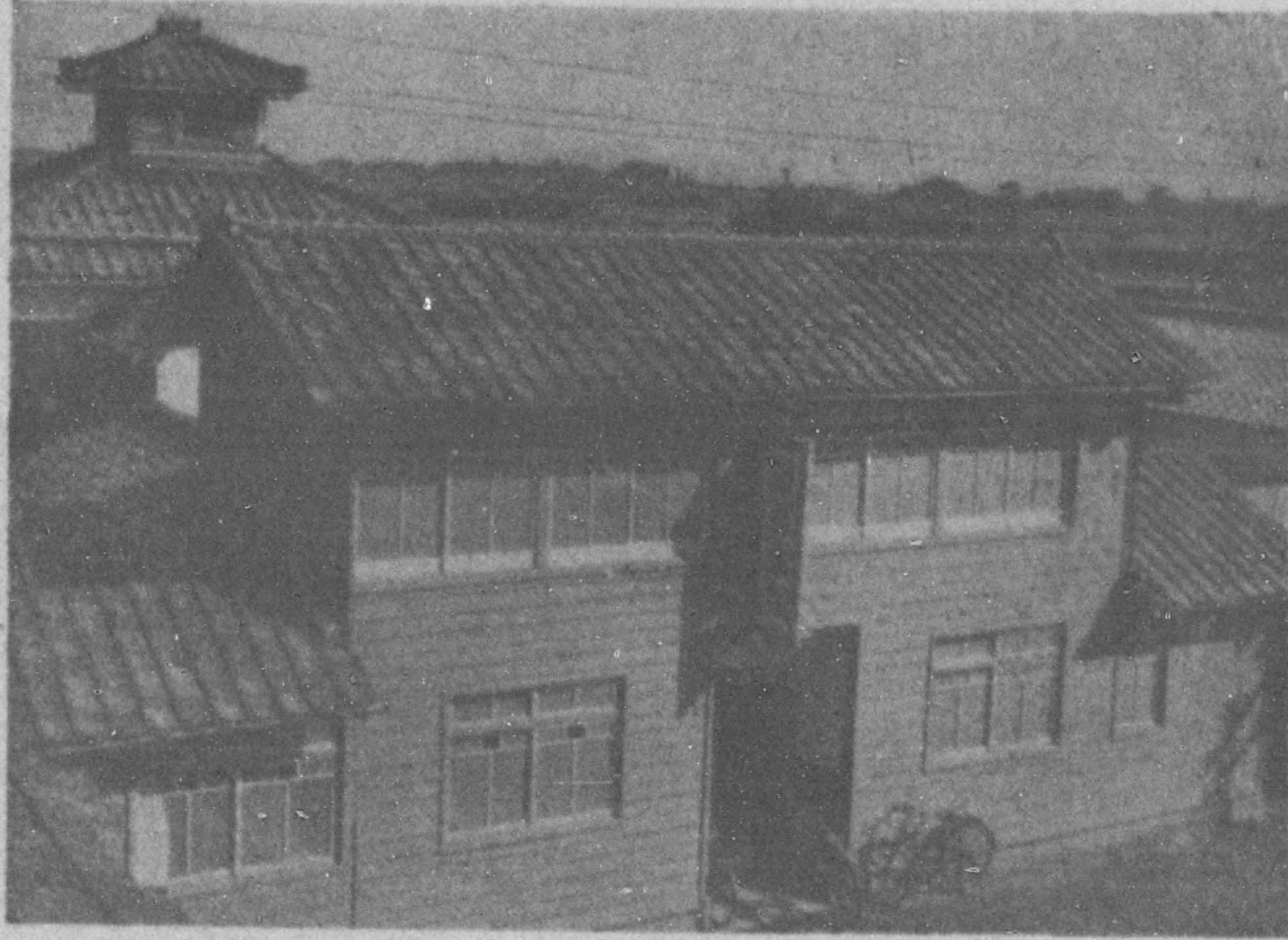


775 013

高島郡高島町國民健康保險直營診療所



高島郡新儀村饗庭村國民健康保險直營湖西病院



775 013

直營診療所規格經營指針

直營診療所の設計について

従来市町村で設置する直營診療所については技術的指導に缺くる所が多く従つてその建設された施設はあらゆる点から不満足不経済である。

直營診療所の設計に当つては次の諸点が注意されねばならない。

- 1 その構造設備は直營診療所の機能を充分發揮出来る合理的なものでなくてはならない、作業能率は建物の構造に左右されることは云ふ迄もない最少の人員で最大の能率を挙げる如く設計が行はるべきである。現下の日本では建坪に制限をかけるから空間 (Volume) の利用に意を用ふべきである。
- 2 従来その設計はともすれば建物の規模外観に、とらはれる傾向があつたが外観よりも實用を主眼とし水道、電気、暖房、醫療設備等に重点を置くべきである。
- 3 その設計は町村の實狀に即したものであり、その資材は町村で比較的安價に得られるものを用ひ村民が親しみ易いことを要する。
- 4 直營診療施設は町村文化施設の一つであるからその構造が衛生學的に町村施設の模範となるばかりでなく、その外観設備等に於ても町村文化の先導を果すべきである。

以上の見地から芸術大学教授、吉村順三氏の協力を得て別紙平面圖の如きモデル診療所の設計を試みた、この設計圖は將來立面圖内部構造、設備を示す詳細圖を加へてパンフレットとして配布の予定であるがとりあへず平面圖について説明を加へる。

一、甲 型

A 機能

乙型診療所の設置が困難な邊境の地區に於ける出張診療所或は診療施設の充分な地區に於ける健康相談室の一例である保健婦、看護婦衛生員等が常駐し醫師は診療の時にのみ出張する。

B 構造

極めて簡單であり診療室、薬局受付、待合室は、獨立を外せば一室となり集團衛生教育に使用される。待合所は疊とした。支園には足洗場を設けた、その他は常駐者の居住區であり宿直室の外、便所、炊事場、物置が附屬する。
木造、平家、水は井戸又は流水を用ふる。

二、乙 型

A 機能

最も利用價值の多い標準型であつて醫師一名、保健婦、看護婦計二名乃至四名を有する一般診療のみならず予防衛生事業を行ふ町村のメヂカルセンター (Medical Center) である。

B 構造

木造、平家、主なる作業室は全部南向とした。保健相談室、薬局、事務室、診療室と並べたのは、醫師、看護婦、保健婦の作業上の便利のためである。各室に出窓を設け物を置くに便にした、出窓の下は物入れに利用せられる。支園、足洗場、自轉車置物等を設けすもよい、廊下、集團検診の待合せ等を考慮して一間幅とし可なり廣くつてある。

待合室

夏は開放、冬は閉鎖し暖房を設ける、老人のため疊の部分も設けた。保健婦の健康相談を行ふ、これは單獨で或は醫師の診療と融合して行はれる。その他公衆衛生に關する作業 (企画、統計、集團検診、関係者との會議) を行ふための室である。

藥局事務室

携帶用X線の撮影を行ふのでその格納所、暗室の設備がある。主なる備品として机三、椅子數個、休重計、身長計、本棚等がある。受付の西側にカルテ棚がある、受付窓口は廣い開放式のものが多い。中央地下に、藥品貯藏庫を設ける。

診療室

診療場と治療場が獨立で區切られる。東側に臨床検査の爲の洗場と台がある、寢台は圓面には二つ (一つは (乗原式手術台) 入れてあるが一つでも間に合ふ西側にはケツテル消毒器、外科機械台、太陽燈等を置いてある、その他診察用机、器械戸棚、手洗鉢、脱衣籠、遠心沈澱器等を備へる入口は押戸がよい。

看護婦室

看護婦の休憩、當直のための室である。小使室 設けなくて済む場合もある。

炊事場浴室

醫師住宅と共通にしてもよい。急病人の收容室、小兒傳染病の待合室、その他種々なる場合に使用される、予備室は是非必要である。

便所 臭氣を考慮して外に出したが構造さへ丹念にすれば内に入れてもよい。水洗便所は理想的ではあるが今の農村には望めない、然しせめて改良便所にはすべきである、男女を分けることは是非実行したい。

暖房 待合室、診察室、保健相談室には是非設けるべきである。薪ストーブが一般向であらう、水道のないところではタンクに依り是非設けるべきである。田舎一般に電圧が低いのでX線のため變壓器を備へる必要があることが多い。

三、丙型

A 機能 醫師二名、二科を有する診療所であり應急患者用として、病床四を有する。圖は内科(小兒科を含む)外科(婦人科、皮膚、泌尿器科を含む)を有する一例を示した、予防活動、健康相談が診療と融合して行はれることは、乙型と同様である。

B 構造 主なる作業室は、乙型と同様南側にとつた、臨床検査室は、便所の隣に設け大小便の検査に便にしてある、この所には一應の化學細菌の検査が可能である様に孵卵器、乾燥滅菌器等を備へる。

三〇〇MのX装置のためX線室が必要である、内科診療室は東側に治療所がつてある、主として注射氣胸を行う場所である、保健相談室、藥局事務室、予備室等は乙型と同様である、外科診療室の一角に内診室を設けた、手術室は小手術、應急手術用であつて小さな消毒室が附屬し裝創材料、器械の消毒を行ふ、看護婦室はソファアベツトを備へた、その他入院患者のための便所、浴室、炊事場、洗濯場を設けた、病室は二人部屋とした、付添はおかない主旨である。

四、助産所

A 機能 約五〇〇人の人口を對象とする助産施設である。助産婦一名の外助手が必要である。

異状産の場合には囑託醫の來診を依頼する。衛生的助産及褥婦の世話を行ひ、農繁期等の人手を節約する目的である。

B 構造

分娩室の隣に新生児沐浴室がある、体重計、身長計等を備へる。助産婦室は疊でもよい、褥室は大部屋の方が看護の手がはぶけるが

産褥熱等のための小室を用意すべきである。新生児は別室に收容するのが新しい行き方である。厨房に備へた調乳所、おむつの洗濯所、雨天の乾燥室等を注意されたい。寢具は是非備へるべきであり之も家から運搬する様では利用價值はずつと少くなる。(厚生技官記)

國民健康保險直營診療所標準型坪數一覽表

支	待	事務室、受付、藥局	診	手	消	X	暗	分	沐	病	予	宿	保	厨	物	器	衣	洗	土	物
室	合	室	療	術	毒	線	室	室	浴	室	室	室	室	相	查	具	料	料	置	間
室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	室	談	庫	庫	庫	庫	庫	庫
甲	〇、八四	一、六六	七、五〇										三、五五							
乙	三、〇〇	三、三三	六、〇〇	三、〇〇	六、〇〇	一、〇〇							四、〇〇	三、〇〇	二、三三					一、三三
丙	二、三三	二、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
丁	一、一四		三、三三																	

- 一部負担金はなるべく軽減するよう工夫を加へること。
- (4) 前項の一部負担金は診療施設の窓口をいいて、その都度徴収し事務の簡捷化をはかること。
- なをこの場合その一部負担金額と診療の種別（例へば投薬、處置、手術等の別）毎に窓口に掲示すること。
- (5) 以上の結果人件費の増額を必要とするときは、保険料の増徴、その他によつてこれを補填し醫藥品の値上り等の場合は一部負担金の増額によつて處理し、診療施設の財政的安定度を高めること。
- (6) 建物の増築設備の擴充等のため、補助金の外組合自体の負担に於て、經費を必要とするときは、それが臨時費たることを組合員によく納得せしめて、これを調停すること。
- (7) 數組合共同經營の診療施設については、地理的事情及び組合員及びその家族の利用状況等を考慮して以上の如き經營方法を協議實行すること。
- 三、直營診療施設はまず組合員及びその家族の醫療に對する要求を充足することを目標とすべきであるが(一)により施設の財政的安定をはかり豫防及び公衆衛生に對する活動を積極的に推進するより措置すること。
- (1) 農繁期の前後又は傳染病の流行期等を期して健康診斷及び豫防對策等を行ひ保健指導を徹底すること。
- (2) 学校衛生に協力し、または母親學校等を利用して、主婦その他に對する保健教育を普及し、育児指導、妊産婦指導、一般健康相談、その他必要と認めらるる保健施設を行ふこと。
- (3) 保健婦はなるべく直營診療所にも勤務せしめ、治療と豫防の一体化を計ること。
- (4) 常時保健所と連絡を密にすること。
- (5) 保健施設に對する計畫は保健委員會とも十分協議して實行すること。
- 四、直營診療施設に對しては受付に組合員名簿を備付け受診証の提示を要せざるより取扱うなど極力受診手續の簡素化をはかること。
- 五、直營診療施設は保險者の指定する診療機関として取扱ふこと。

國民健康保險直營診療施設に對する
國庫補助金交付要綱

一、設置標準

- (1) 直營診療施設設置の必要性が大なるものであること。
- (2) 保險者が直營するものであること。
- (3) 直營診療施設により保險者の事業の基礎が確立され且つ財政の將來に支障を來さないものであること。
- (4) 規格、規模は別紙「國民健康保險直營診療施設暫定規格」の要綱に準據したものであること。但し特別の事由ある場合にはこれによらないことができること。
- (5) その年度内に完成見込確實のものなること。

二、申請の方法及び事務の處理

- (1) 組合は國庫補助金の交付を受けようとするときは別紙様式(二)により厚生大臣あて申請書を都道府縣知事に提出すること。
- (2) 都道府縣知事は保險者より提出された申請書につき、設置要綱により審査し意見並びに様式(一)により一覽表を附して厚生大臣に送達すること。
- (3) 厚生大臣は設置を必要と認めたるときは規模、費用等を審査したる上、補助金を決定し、都道府縣を經由して、保險者に通知すること。

三、補助金申請書提出の時期

提出時期は毎年四月末日迄とする、但し期限後計畫のものはその都度提出すること。

四、補助金交付の時期

工事及設備完了の都度交付すること。但し工事及び設備完了前において國庫補助金交付を必要とする保險者に對しては決定額の一部を交付すること。

五、交付基準

創設費の三分の一以内とすること、但し國庫補助金額決定後における工事費の値上り等による經費増に對する補助は認めないこと。

別紙様式 (一) 国民健康保険直営診療施設設置審査表

都道府県		市区郡		町村		市民健康協同組		町健康保険組		村組合	
名 稱											
診療科目		醫師	看護婦	薬剤師	病院専任職員	その他	計	病室	床	工事着手年月日 工事完成年月日	
		人	人	人	人	人	人	室	床		
経 費		坪数	總 額	坪当り 單 價	知 事 意 見			※厚生省の審査 査 定 額 理 由			
敷 地 買 収			円	円				円			
建 物	買 収										
	改 造										
	新 築										
医療機械器具											
什 器 備 品											
そ の 他											
計											
経費欄備考		補助交付決定額 円									
創設費財源	國庫補助金	円		添付書類有無	建物配置圖	寄附金借入金説明					
	市町村費補助				平面圖	土地建物買収協定					
	寄附金	内訳(説明)			立面圖	工事見積書(決算)					
	借入金	内訳(説明)			構造圖	工事仕様書					
	その他				工事竣工届	機械器具明細書					
計				開設許可書	寫 眞						
入世帯主者	口數	人口		世帯主數	加入世帯主數		人				
	被保險者數	未加入世帯主數	%		被保險者數	設置後において利用する被保險者數		人			
保 險 給 付	保險給付	被保險者一人當り(年度実績)年 醫療費 円		その町村内において 錢 醫業に従事する醫師數		受診率(年度平均) %					
	設置する地域に 醫業に従事する 醫師がいても尚 診療施設の必要 とする理由及び その他参考事項										
保 險 料	世帯主一人當り 年 額	円 錢		等級	最 高 年 円 錢		最 低 年 円 錢				
	保險料についての意見										
一 部 負 担 割 合	普通診療	割	入院特別	割	その他	割	平均	割			
保 健 施 設	保健婦設置數	人		地區内厚生 事業團體							
保險者の現況と 診療施設設置後 の運営についての 意見											
備 考											

六、その他
竣工後の報告

補助金の一部交付を受けた保険者は設置完了後、速かに工事竣工届及び診療施設 の設備費に對する決算書を都道府縣を經由して厚生大臣に報告しなければならぬ

様式(二)

文書番号

昭和 年 月 日

都道府縣

市郡區

町村

「何々」市國民健康保險組合
協同組合

厚生大臣

市區町村長
理事長
會長

氏名

印

國民健康保險直營診療施設〔診療所〕設置に對する
國民健康保險特別國庫補助金交付申請書

首題の施設に要する費用に對し國庫補助金の交付を受けたく別紙調書及び參考資料を添えて申請する。

一、設置理由

設置理由の中には必ず次の二点について記載すること。

イ、被保険者が利用する醫師の分布状況並びにその施設の市區町村内の開業醫師その他の診療施設數

ロ、設置する組合の被保険者數及び設置後において利用する町村數

二、設備の概要

イ、設備の名稱

ロ、設置の場所

ハ、設備の概要

一、敷地面積、建坪及び延坪、建築の様式、病室數(收容人員)等を記載すること。

二、建物配置圖及び室名坪數等明記した平面圖並びに立面圖(大規模のものにありては構造圖)を添えること。

三、事業の規模

診療科名醫師、藥劑士、看護婦、事務員等の數を記載すること。

四、設置完了(豫定)年月日

イ、工事着手年月日

ロ、工事完成年月日

ハ、診療開始年月日

五、經費

(一)收入

國庫補助金 圓(註一)

地方公共團體補助金 圓(註二)

寄附金 圓(註三)

借入金 圓(註三)

その他 圓(註三)

計 圓

注意 數保險者合同して設置する場合は各保險者の出資金の額を附記すること。
註一、國庫補助金は創設費の三分の一以内の額たること。
註二、各世帯主からの寄附或は篤志者の指定寄附等の別及び收入の時期を附記すること。
註三、借入先條件、償還計畫を附記すること。

(二)支出

土地買収費 円(註一)

建物買収費 円(註一)

建物改造修繕費 円(註二)

建築費(新築) 円(註二)

醫療機械器具費 円(註三)

什器備品費 円(註三)

その他 円(註三)

計 円

注意

一、醫師の住宅を併せて創設するときはその費用は診療所、病院の費用と區別できる範圍で別に記載すること。

二、藥品、衛生材料等經營費に屬するものは記載しない。

一、申請保険者名

二、建物の種類構造
 何住附病診内何造何階建何
 宅屬 寮 駅 棟 何
 宿建 棟 棟 何
 * 舍物棟棟 延
 延延延延延 坪
 坪坪坪坪坪 坪

三、建築許可年月日及番号

四、用途

五、竣工年月日

右工事竣工したからお届する。

昭和 年 月 日

府都 縣道 市町村 郡區市
 會理市 區 町 村 長
 長 氏 村町 保 險 者 名
 名 印

厚生大臣殿

一、買収先との協定書添付し、何坪何坪に使用され又建築されてより何ヶ年になつたかの説明を附記すること。

註二、工事見積書及び仕様書を添えること。

註三、見積書又は購入済の明細書を添えること。

六、豫算書

七、設立後における経営計畫

八、その他参考となる事項及び資料

イ、保険者の事業運営の現況及び創設後の運営見込。
 様式任意であるが、豫算總額、一部負担割合、保険料、保険給付費、保健施設費の各世帯主一人當額、受診率等を記載すること。

ロ、工事中又は完成後の写真等。

ハ、その他

診療施設の設備費に對する決算書

収入		支出	
區分	豫算額	區分	豫算額
國庫補助金	円	土地買収費	円
地方公共団体の補助金	円	建物買収費	円
寄附金	円	建物改造又は修繕費	円
借入金	円	建築費(新築)	円
その他	円	醫療機械器具費	円
計	円	什器備品費	円
		その他	円
		計	円

収入		支出	
區分	決算額	區分	決算額
國庫補助金	円	土地買収費	円
地方公共団体の補助金	円	建物買収費	円
寄附金	円	建物改造又は修繕費	円
借入金	円	建築費(新築)	円
その他	円	醫療機械器具費	円
計	円	什器備品費	円
		その他	円
		計	円

備考 1、決算額中未拂額あるときは辨償義務確定額を記入すること。

2、支出「決算額」欄の「土地買収費」「建物買収費」「建物改造又は修繕費」「建築費」については買収又は工事に關する支出明細書「什器備品費」については、その品目数量、單價及金額を記載した支出明細書を添えること。

3、豫算額と決算額増減の差大きいものはその理由を「備考」欄又は別紙に詳細に記入すること。

國民健康保險直營診療施設設置暫定規格

國民健康保險直營診療施設は事業運営の中核であるとともに廣く國民醫療解決の使命を擔うものであるから、これを設置する場合は、その目的を達成するため、十分な機能を發揮し得るよう本規格に準據して設置すること。

規格決定上の注意事項

- 一、施設の規格は施設後の患者の利用状況を考慮して計畫すべきである。即ち従來の經驗により單位組合で設置する場合は主として、これを利用する地域の人口数の約一%を常時外來患者数とし又外來患者数の約二〇%を入院患者として規格を決定するのが適當である。
- 二、丙、丁及び戊の規格における診療科目は、その地の多發疾病及び特に支障を感ずるものを選定すべきである。
- 三、土地の状況により入院手術等に對して著しい支障なく又は他に既設の醫療施設を利用し得る所では主として外來診療所を設置しこれに反し著しく不便な所ではなるべく入院、手術等の設備を具えるべきである。
- 四、綜合病院を除いては、設備は診療に必要な限度として施設の規模に比して検査、試験、豫防特殊治療等の設備が過大に亘らないようにすべきである。

國民健康保險直營診療施設設置に關する

注意事項

- 一、規格 規模の大小により次の五つの規格とする。
 - 甲……醫師一名、内科（小兒科を含む）を主とした外來診療のみを扱う。
 - 乙……醫師一名、内科（小兒科を含む）を主とし之に若干の病床（一〇以下）又は診断用X線装置を持つ。
 - 丙……醫師二名、内科（小兒科を含む）外科の二科を備え病床一〇—二〇診断用X線装置を持つ。
 - 丁……醫師三名、内科（小兒科を含む）外科の産婦人科の三科を備え病床二〇—三〇中病院の内容を持つ場合があるが、場合によつてはその一科を眼科

耳鼻咽喉科等に代えることもあらう。

戊……診療科目は全科（齒科を含む）として病床五〇以上の綜合病院としての設備を持つ。

二、構造 設計及び建築に當つては國民醫療法施行規則（第五三—五四條）及び都道府縣で定められている病院建築取締に關する諸法規を参照されたい。

三、設備 診療施設の五つの規格は醫療用備品及び醫科器械等の設備より診療所と病院に分ける即ち

(一) 診療所……規格 甲、乙

(二) 病院……規格 丙、丁、戊

病院は更に二つに分けてA（小病院又は中病院）B（綜合病院）とする。即ち

(一) A……規格 丙、丁

(二) B……規格 戊

以上の分類によつて診療所用、病院用に分け、病院用は更に普通病院の場合と、これより上位にある綜合病院とに分け、夫々各科別及びX線装置、手術、消毒、薬局等の設備について必要と認められる品名数量等の明細を挙げた。耳鼻咽喉科、眼科皮膚泌尿器科等の何れかを規格丙以外の施設に設置する場合を考へて、これ等は二段階に分けた。

X線装置は一應全部挙げたが、規格乙、丙、丁では診断用X線装置（一〇〇ミリ型）が適當であり規格戊では診断用X線装置（三〇〇ミリ型）以上が適當であるが、規格丙、丁で三〇〇ミリ型を持つことも良い。深部治療用X線装置は大病院に限られるべきものと思はれる。

右の標準は何れの場合にも共通して必要の限度を満たすことを目標に立てたものである。従つて外科的器械については醫師の經驗等によつて若干の相違が生ずることもあり得るわけであるが、斯るものの種類は決して多いものではないから別途に考慮されたい。

國民健康保險直營診療施設暫定規格

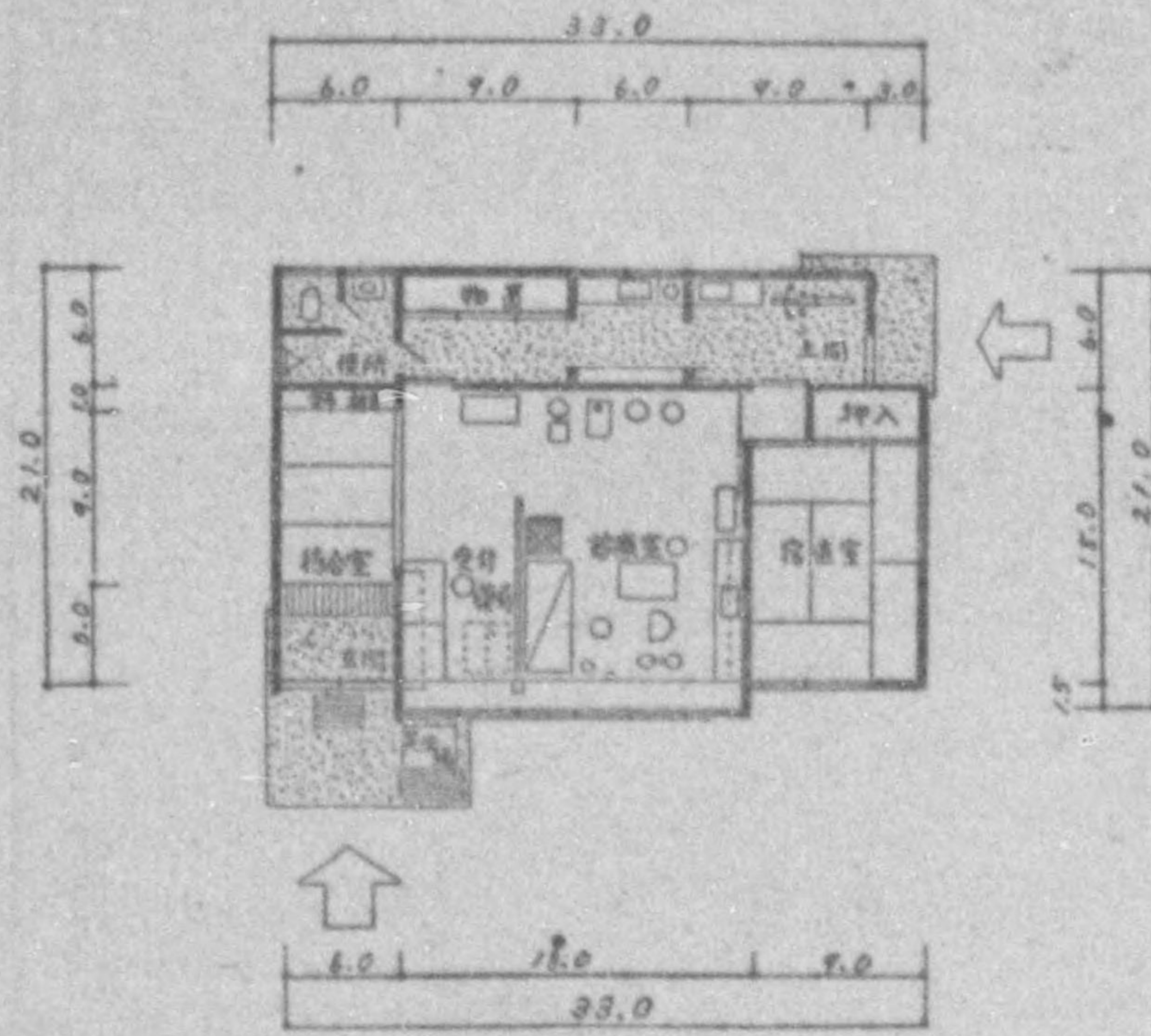
種類	規格	醫師	診療科目	設備	規模	職員住宅	機械器具 備品
甲	一	全科(内科を主とする)	外來診療を主としたもの	事務室兼藥局三坪 診察室、待合室、宿直室、各三坪、治療室、看護婦室、小使室、各二、二五坪 附帶六、五坪	約四五、五坪 甲にX線室三坪、暗室一坪 病室一人當二、二五坪として一五坪 附帶四、八坪を加える	一戸 十五坪	
乙	一	甲に同じ	甲と略同しであるが診断用X線装置、病床五を持つ			一戸 十五坪	
丙	二	内科、外來診療、診約八八坪 科、小兒断用X線装置乙に外科診療室、手術室各科を主として前二の外科手術設備者より完備するも病床一〇を持つ	約一六坪 丙に婦人科診療室四坪(内診室を含む)分娩室三坪 病室四五坪 附帶二〇坪を加える	二坪 病室二二、五坪 附帶一〇坪を加える	二戸 三〇坪		
丁	三	内(小兒科)外科 産婦人科 (又は及他の一科)	約一六坪 丙に婦人科診療室四坪(内診室を含む)分娩室三坪 病室四五坪 附帶二〇坪を加える	三戸 四五坪 看護婦宿舎 二五坪			

直營診療施設整備機械器具一覽表による

戊	七以上	全科(齒科を含む)断及治療用の綜合物療設備、大手術設備を持つ	病床五〇以上 婦人科内診室 二坪 分檢室 三坪 検査室 三坪 齒科二室 二坪 附帶二七坪 病室一人當二、二五坪 一一、五坪 附帶四八坪 註 附帶とは支障、廊下、便所、洗面所、炊事場等を總稱し、全規模三〇%とした	約二五二坪 事務室、待合室、各科診療室、藥局、各四坪 手術室、X線診断治療室、暗室一〇坪 看護婦宿舎 一〇〇坪 看護婦宿舎 五〇坪	七戸 一一〇坪		
---	-----	--------------------------------	---	---	------------	--	--

國民健康保險直營診療所標準型(甲)

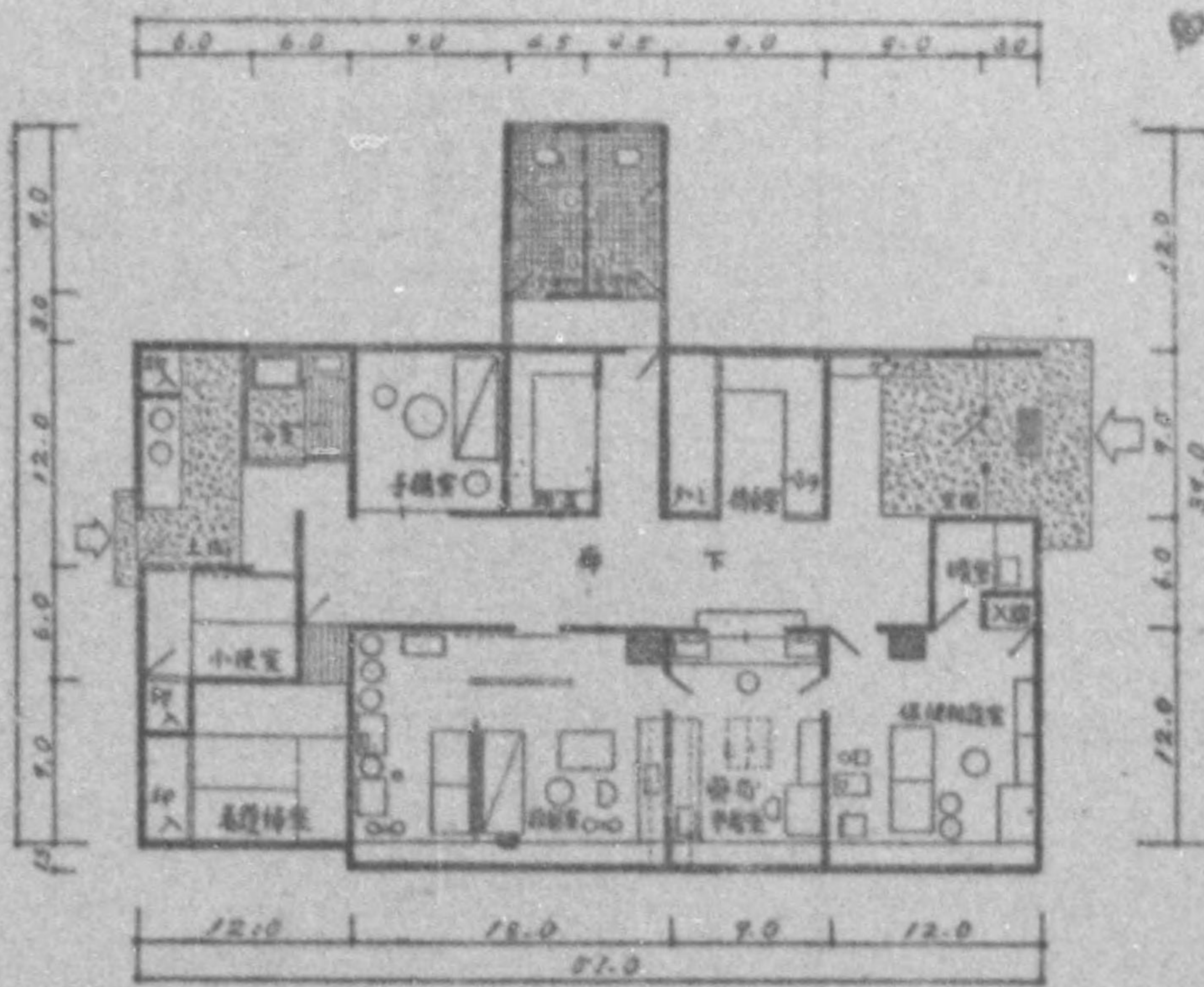
縮尺 1:100
0 3 6 9 12 15



女	開	0.84
持	命	1.66
命	室	7.50
室	室	3.75
室	室	1.00
室	室	0.63
室	室	3.37
計		18.75

國民健康保險直營診療所標準型(乙)

縮尺 1:100
0 3 6 9 12 15



女	開	3.00
持	命	2.25
命	室	4.00
室	室	3.00
室	室	6.00
室	室	1.00
室	室	1.25
室	室	2.25
室	室	2.25
室	室	1.00
室	室	2.00
室	室	1.75
室	室	3.00
室	室	8.50
計		41.25

775 013

直營診療所運營協議會關係

滋賀縣國民健康保險直營診療施設運營協議會規程

昭和二十三年一月一日制定
昭和二十四年五月六日改正
昭和二十四年十月十八日改正

第一章 名 稱

第一條 この會は、滋賀縣國民健康保險直營診療施設運營協議會と稱する。

第二章 目的及事業

第二條 この會は、國民健康保險團體の經營する診療施設の管理の合理化及治療と予防衛生の一体化を圖り被保險者の福祉増進を期し、以て國民健康保險制度の円満な発達に寄與することを目的とする。

第三條 この會は前條の目的を達するため、左の事業を行う。

- 一、國民健康保險直營診療施設の管理に關する調査及び研究。
- 二、社會保險診療の改善に關する調査及研究。
- 三、治療と予防衛生との連けに關する調査及研究。
- 四、國民健康保險直營診療施設の連絡及び相互利用の斡旋。
- 五、研究費の補助。
- 六、國民健康保險直營診療施設の職員の斡旋。
- 七、國民健康保險直營診療施設の職員の福祉共済施設。
- 八、研究会、講習會、打合せ及び印刷物の刊行。
- 九、その他目的達成上必要と認めらるる事業。

第三章 事 務 所

第四條 この會の事務所は大津市東浦滋賀縣廳内に置く。

第四章 會費及會計

第五條 この會は、別に定めるところにより會員に賦課する。

第六條 この會の會計年度は、政府の會計年度による。

第五章 會 員

第七條 この會の會員は、滋賀縣の區域における國民健康保險團體にして直營診療施設を有する保險者とする。

第八條 會員にならうとする者及び會員が脱會しようとするときは、書面を以て、この會に申し込まなければならない。

第六章 總 會

第九條 この會に總會を置く。

第十條 總會は議長及び會員を代表する議員を以て構成する。

前項議員は一會員につき二人とする。

第十一條 總會における議決事項は次の通りである。

- 一、歳入歳出の予算
 - 二、決 算
 - 三、會費の決定に關する事項
 - 四、不動産の買入れ又は處分
 - 五、その他會長が必要と認めて附議した事項
- 第十二條 總會は、會長が招集して、その議長となる。
- 第十三條 總會は、議員の三分の一以上出席しなければ、議事を開くことができない。但し書面によつて表決したものは出席したもののみならず。
- 總會の議事は、出席議員の過半数を以て決する。可否同數であるときは、議長の決するところによる。

第七章 役員及び職員

第十四條 この會に、左の役員を置く。

- 一、會 長 一人
- 二、副 會 長 二人
- 三、理 事 若干人
- 四、監 事 若干人

第十五條 會長及び副會長は、總會において選任する。副會長の一人は診療施設の開設者たる議員から選任する、また他の一人は診療施設の管理者たる議員から選任する。

第十六條 理事及び監事は總會において選任する。理事中に滋賀縣保險課長の職にあるものを加える。

理事中一人を常務理事とし、理事會において互選する。

第十七條 會長は、この會を代表して會務を總理する。會長事故あるときは、副會長が會長の職務を行う。

第十八條 理事は會務を掌理し常務理事は常務を掌理する。

第十九條 役員任期は二年とする。但し第十六條第二項の規定による理事については任期を定めない。

第二十條 補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

第二十一條 役員任期満了の場合、その後任者が就任するまでは前任者がその職務を行うものとする。

第二十二條 この會の事務を處理するため、左の職員を置き、會長が命免する。

- 一、主 事 一人
- 二、書 記 若干人

第二十二條之二、この會に顧問を置く。

顧問は學識經驗者又はこの會に功勞のあつた者についてこの總會の承認を経て會長が委嘱する。

第二十三條 この規程を變更しようとするときは、會員の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

第二十四條 この規程の施行上必要とする事項は理事會に諮つて會長が決める。

第二十五條 この規程は昭和二十四年十月十八日よりこれを施行する。

國民健康保險直營診療施設運營協議會會員

會員名	所在地	會員代表者	設立年度	坪數	病床	醫師	看護婦	診療科名	備考
伊香立村診療所	滋賀郡伊香立村生津	魚谷 彰	21	70坪	—	—	—	内科	
東草野村	東淺井郡東草野村吉根	世一 萬治郎	21	210坪	—	—	—	内科、小兒科	
山田村	栗太郡山田村南山田、〇〇	杉江 増次郎	21	210坪	—	—	—	内科、外科	

- 役員
- 會長 櫻川 村長
 - 副會長 貴生川 町長
 - 常務理事 保險課長
 - 理事 老上 村長
 - 下田 村長
 - 能登川町理事
- 顧問
- 池内 文藏
 - 石川 金藏
 - 竹下 新次
 - 田中 三郎
 - 西川 權右衛門

醫師	本俸平均		看護婦	本俸平均		事務職員	手取平均	
	一、一三〇円	一六、一五五		三、七二〇	四、〇五三		五、一四三	四、三二〇
醫師	五〇名分	(齒科レントゲン科除)	看護婦	六一名分	(見習四名)	事務職員	これは全平均でない。	

直營診療所職員給與調(二五、七、一五現在)

- 顧問
- 上草野 村長
 - 南富永 村長
 - 朽木 村長
 - 西押立 村長
 - 和通村 理事
 - 知生部 長
 - 民生部 長
 - 衛生部 長
 - 國民保健連合會 主事
- 主事
- 中村 敏一
 - 西島 由太郎
 - 松浦 利次
 - 松居 清太郎
 - 西村 五郎右衛門
 - 服部 岩吉
 - 笹川 泰廣
 - 磯津 愛義
 - 高野 久義
 - 黒川 大藏

775 013

日野町	浦生郡日野町大窪五九	正野文三	21	一六、五	1	1	1	1	内科、小兒科
能登川町病院	神崎郡能登川町倍子一	西川權右衛門	21	三三、八	1	1	1	1	内科、小兒科、齒科、 産婦人科、理学診療科
南比都佐村診療所	浦生郡南比都佐村深山口四三	高木七五郎	21	三〇、八	1	1	1	1	内科、小兒科、耳鼻咽喉科
岩根村	甲賀郡岩根村岩根三、三六	藤谷鼎五	22	八、七	1	1	1	1	内科、小兒科
油日村	甲賀郡油日村田塔野	荒川金之助	22	一四、三	1	1	1	1	内科、小兒科、産婦人科
貴生川町病院	甲賀郡貴生川町内貴三三	石川金藏	22	三三、八	1	1	1	1	内科、小兒科、産婦人科
下田村診療所	甲賀郡下田村三三	植四三郎平	22	三〇、八	1	1	1	1	内科、小兒科、産婦人科
甲南町	甲賀郡甲南町	平井佐一	22	三三、八	1	1	1	1	内科、小兒科
伴谷村	甲賀郡伴谷村伴中山	田林市治郎	22	二六、〇	1	1	1	1	内科、小兒科
坂本村	滋賀郡坂本村一、八五	高橋一	22	二一、七	1	1	1	1	内科、小兒科
仰木村	滋賀郡仰木村三、三二	飯田清松	22	三〇、八	1	1	1	1	内科、小兒科、齒科、 耳鼻喉科
和邇村病院	滋賀郡和邇村字和邇中	西村五郎右衛門	22	二六、五	1	1	1	1	内科、小兒科、産婦人科
岡山村診療所	浦生郡岡山村字船木	松井秀二郎	22	二、三	1	1	1	1	内科、小兒科
鎌掛村	浦生郡鎌掛村三、五二	竹村榮藏	22	六、五	1	1	1	1	内科、小兒科
朝日野村	浦生郡朝日野村大香三九	北條旭	22	一〇、八	1	1	1	1	内科、小兒科
西押立村	愛知郡西押立村北菩提寺	松居清太郎	22	二〇、八	1	1	1	1	内科、小兒科、理学診療科
杉野村	伊香郡杉野村字杉野	木下清治	22	一〇、八	1	1	1	1	内科、小兒科
高島町	高島郡高島町勝野一、三三	大日爲次郎	22	九、八	1	1	1	1	内科、小兒科
老上村	栗太郡老上村野路	田中新次	23	二、〇	1	1	1	1	内科、小兒科
堅田町	滋賀郡堅田町堅田	中正一彦	23	二、〇	1	1	1	1	内科、小兒科
葛川村	滋賀郡葛川村梅ノ木七	白木治兵衛	23	九、八	1	1	1	1	内科、外科
櫻川村	浦生郡櫻川村字下小房	池内玄藏	23	二〇、八	1	1	1	1	内科、外科
七郷村	伊香郡七郷村東高田三	横山貞太郎	23	二〇、八	1	1	1	1	内科、外科
伊香病院	伊香郡木ノ本町木ノ本	田部公文	24	二七、〇	1	1	1	1	内科、小兒科、産婦人科
新儀慶庭村組合病院	高島郡新儀村安井川一、三七	内藤正雄	24	二七、五	1	1	1	1	内科、小兒科、産婦人科、 理学診療科、耳鼻咽喉科
南富永村診療所	伊香郡南富永村高月	西島由太郎	24	二一、〇	1	1	1	1	内科、小兒科
永原村	伊香郡永原村大浦三	平塚甚之助	24	二〇、八	1	1	1	1	内科、小兒科

775 013

計	上草野村	朽木村	川上村	片岡村	東櫻谷村	小原村	佐山村	三雲村	丹生村
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三									
九	東淺井郡上草野村字野瀬	高島郡朽木村字市場	高島郡川上村	伊香郡片岡村今市	蒲生郡東櫻谷村中之郷三	甲賀郡小原村中野三	甲賀郡佐山村小佐治	甲賀郡三雲村三雲	伊香郡丹生村上丹生
	中村敏一	松浦利次	松本吉	澤山佐平	草原清一郎	中井鑪太郎	増山重右門	山本角太郎	大洞定治
	24	24	24	24	24	24	24	24	24
	8,880	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	内科、産婦人科	内科、外科	内科、外科	内外産婦人科	内科、婦人科	内科、小兒科	内、外、小兒科	内、外、小兒科	内、小兒、眼、耳鼻科
	敷地面積(坪) 坪數(本館全)								

責任ヲ持つ店
優良品丈ノ店
深い経験ヲ持つ店

醫科器械一般
病院ノ諸設備
X線發生装置

TRADE **K.Y.O.** MARK

國保事業ノ熱心ナル理解者デアリ支持者デアル弊店デハ近畿各府縣町村立國保直營診療所ノ開設ヲ數多ク引受け就中滋賀縣ニ於テハ25年度國保團體連合會ノ一括購入御契約ノ榮ヲ賜リ御好評ヲ受けて居リマス。新ニ診療所御開設又ハ補充御購入ノ向ハ、詳細ナル見積書呈上致シ種々御説明申上度存ジテ居リマス。何卒多少ニ拘リませズ御相談賜リ度御待テ申上テ居リマス。

いわしゃ 岡本器械店

京都市中京區西洞院通御池上ル
電話本局(2)四六二八

千代田顯微鏡
サクラ印醫科器械

計度 特殊 細菌 物理 醫學 光學
量 醫 理 化 療 學
衡 療 學 學 學 器 器
器 電 氣 器 器 器
器 器 器 器 器 器 器 器

福井重保

營業所 京都市中京區二條通寺町西入
電話上③三七二八番
振替 京都市上京區小倉町三十四番地
電話西陣④四五三八番
自宅 京都市上京區小倉町三十四番地
電話西陣④四五三八番

堅實ナル營業ヲ續ケ

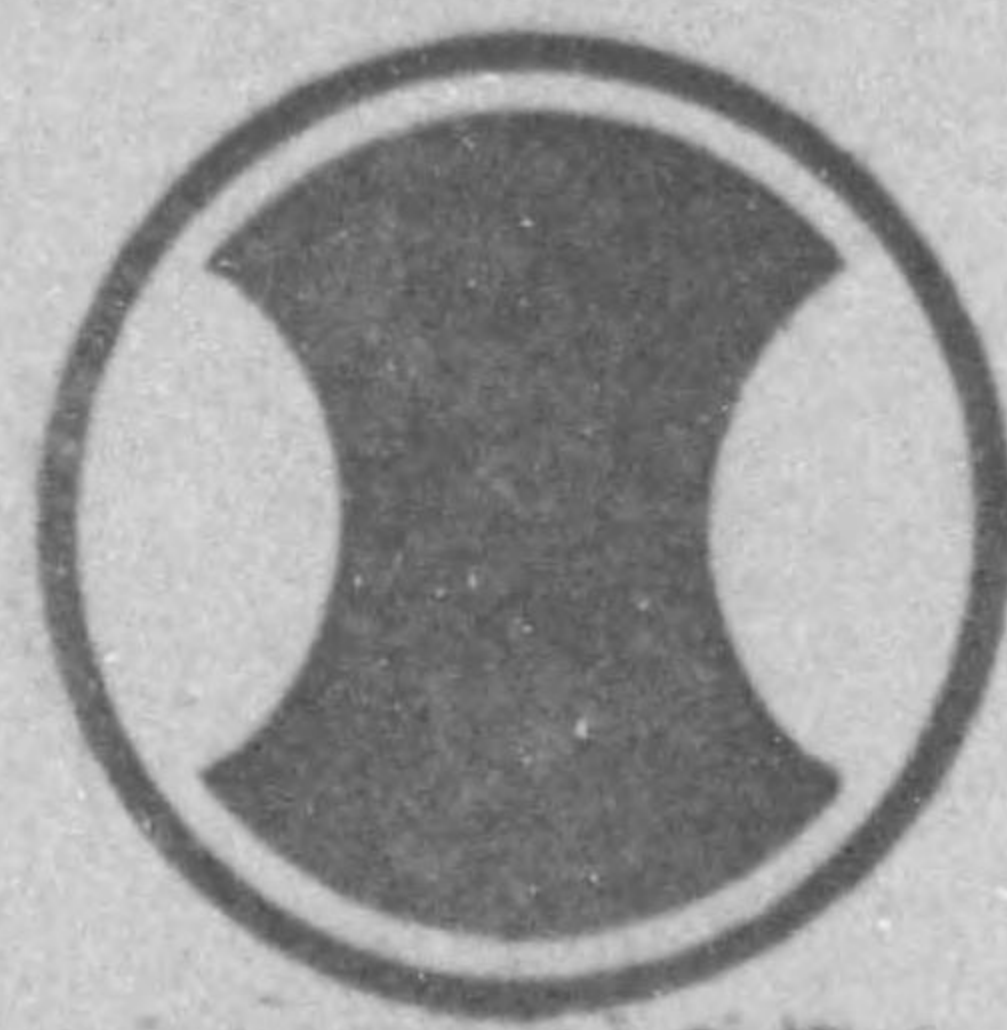
信用第一ヲ重ンジル

富士フィルム京都特約店

營業種目
醫療器械
理化學器械
X線フィルム
度量衡器

丸山製作所 有限會社

營業部 京都市中京區丸通リ竹屋町下ル
電話上③六三六六
発送部 京都市中京區三條通油小路上ル
電話本局②三三〇五
營業地 東京・津・久留米・舞鶴



SHIONOGI

塩野義製薬株式会社

バ	ス	顆	粒
ブ	レ	バ	ラ
グ	ド	ツ	ク
ノ	イ	ロ	ト
ロ	ビ	ン	
セ	ア	ア	サ
デ	ス	ド	ル
ス	コ	ル	ミ
	イ	ム	ツ
	ル	ス	ク
			ス
	ヤ	バ	ム
	ト	ラ	ル
	コ	エ	チ
	ニ	ス	
	ン		

大阪市東區道修町三丁目
 電話北濱(23) 二二七五〇番
 電話北濱(23) 二二七五〇番
 夜間専用二四七二一六番
 直通電話土佐堀(44)三五五二番

東京 支店 東京都中央区日本橋小傳馬町二丁目三番
 關東 支店 東京都中央区日本橋小傳馬町二丁目三番
 札幌 支店 札幌市南一条西二丁目三番
 名古屋 支店 名古屋市中區東魚町二丁目四番
 新島 支店 新島市中區東魚町二丁目四番
 廣島 支店 廣島市中區東魚町二丁目四番
 新島 支店 新島市中區東魚町二丁目四番
 工場 場所 新島市東通一丁目一六番
 工場 場所 浦江工場・赤穂工場



滋賀縣健康保險雄琴今保養所

(雄琴温泉湯元)
滋賀郡雄琴村(江若鉄道)雄琴駅南一丁目
電話 野田二〇番

株式會社 森田齒科商店京都支店

取締役支店長 井丸保
京都支店 京都市中京區鉄屋町通二條下ル
電話 上〇五七六番
本社 大阪市南區船場四丁目
電話 船場(五)二五二五番
小倉店 小倉市室町四丁目角
電話 二二三一三番
東京店 東京都中央區銀座西三丁目
電話 京橋(五)三三三番・三三三番
工場 京都市伏見區東濱南町
電話 伏見(七)六六・一六三番

醫藥品卸問屋

三光藥品株式會社

大津市榊屋町
電話 二四四三番

計度機硝醫
量帶子療
量
製 術材製器
品器器料品械

卸 增田醫療器械店

京都市中京區東洞院二條上ル
電話 上〇三七七五番

滋賀縣製藥工業協同組合

理事長 西谷平一

合成纖維
人造絹糸

東洋レーヨン滋賀工場

大津市石山西大路町
電話 大津自代四一〇九番